

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

公有財産（公共施設）の財務事務の執行及び管理について

令和2年3月

福島市包括外部監査人

鈴木 和 郎

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	実施した外部監査の方法	2
5.	監査対象期間	5
6.	包括外部監査の実施期間	5
7.	包括外部監査人補助者	5
8.	利害関係	5
9.	その他	6
第2章	監査の結果及び意見	7
第1.	監査の結果及び意見（総論）	7
I.	全般的事項（固定資産台帳の整備）	7
II.	個別施設または施設グループ毎の重要事項	8
1.	個別施設往査先	8
2.	個別施設往査先（資産管理中心）	11
3.	施設グループ毎の監査先	13
第2.	監査の結果及び意見（個別）	23
I.	個別施設往査先	23
1.	あらかわクリーンセンター（資源化工場）	23
2.	あらかわクリーンセンター（リサイクルプラザ）	25
3.	あらかわクリーンセンター（焼却工場）	27
4.	あらかわクリーンセンター	29
5.	保健福祉センター	30
6.	福島テルサ	33
7.	飯坂温泉観光会館（パルセいいざか）	36
8.	国体記念体育館	38
9.	信夫ヶ丘競技場	40
10.	飯野地区体育館、湯野地区体育館	42
11.	ヘルシーランド福島	44
12.	十六沼公園	46

Ⅱ. 個別施設往査先（資産管理中心）	49
1. 衛生処理場	49
2. 職業訓練技能センター	50
3. 老人福祉センター	51
4. 公設地方卸売市場	53
5. 財産マネジメント推進室所管の資産	55
6. 管財課所管の資産	57
7. 松川町屋内ゲートボール場	60
8. 飯野地域福祉センター	61
9. 民家園	62
10. 社会教育館立子山自然の家	63
11. 福島市写真美術館	65
12. 蓬萊収蔵庫1号棟	66
Ⅲ. 施設グループ毎の監査先	67
(A) 教育文化系施設～福島市学習センター	67
(B) 学校教育系施設～小中学校及び給食センター	75
(C) 子育て支援系施設～幼稚園・保育所（認定こども園含む）	85
(D) 住宅系施設～市営住宅	104
(E) 公園施設～公園	111

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成三十年一月十二日条例第四号）第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

公有財産（公共施設）に係る財務事務の執行及び管理について

3. 事件を選定した理由

近年、公共施設に関しては、高度成長期の人口拡大への対応及び公共インフラ整備を目的として設置された施設について、設備の老朽化及び少子高齢化社会の進行により、縮小や廃止を含む今後の維持管理計画の策定が必須とされている。これらに関して、福島市では平成29年2月に「福島市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）が策定されたところである。また、平成28年2月に発出された「福島市行政改革大綱2016」において、公共施設等のマネジメントの推進という観点から、「更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の適正な管理を推進します」とされている。

一方、新地方公会計の適用に伴い、公有財産を適切に管理するという観点から固定資産台帳が整備されている。この固定資産台帳の整備運用が、今後の公有財産のマネジメントのためには必要不可欠であることから、監査の対象とした公有財産に関して、固定資産台帳の整備状況を確認することは重要である。

以上により、福島市が策定した公共施設等総合管理計画の前提となるデータの内容や、各施設の管理状況及び固定資産台帳の整備状況について、合規性及び3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を行うことは有用であると考え、今年度における特定の事件として選定した。

4. 実施した外部監査の方法

(1) 監査の対象

監査の対象とする公有財産（公共施設）は、不動産（土地、建物等）、動産に限るものとした。また、監査の対象とした不動産において保有する物品も、固定資産台帳の整備状況を監査するという観点から、監査対象に含めるものとした。

なお、監査の着手後に福島市では令和元年度中に総合管理計画を受けて、各公共施設のより具体的な実施計画（個別計画）を策定・公表することが判明した。このため、包括外部監査においては、この公共施設毎の実施計画策定の判断資料のデータの信頼性、妥当性を検討した。

さらに、監査対象とする公共施設を、床面積や取得価額、管理の態様等から以下の3つに区分した。その上で、Ⅰの施設は現地往査を実施した上で、施設管理者または市の担当部局が保管する関連帳票の確認、固定資産の現物確認を行った。Ⅱの施設は現地往査を実施したが施設管理者が作成している書類等の確認は行わず、ヒアリング及び固定資産の現物確認、担当部局が保管する関連帳票の確認を行った。Ⅲの施設は現地往査を実施せず、担当部局へのヒアリング及び関連帳票の確認を行った。

区 分	内 容
Ⅰ. 個別施設往査先	床面積や取得価額が大きく、かつ、市の直接管理または市の外郭団体の指定管理者による管理が行われている施設
Ⅱ. 個別施設往査先 (資産管理中心)	床面積や取得価額が大きい、市の外郭団体以外の指定管理者による管理が行われている先
Ⅲ. 施設グループ毎の監査先	施設単体毎の規模は大きくないが、同種の施設数が多いもの (ただし庁舎等の行政系施設及び消防施設を除く)

(2) 監査要点

包括外部監査の観点は、公共施設を中心とした公有財産の財務事務の執行及び管理が適切に行われているかという点を確認することが最終目標であるため、主として財務に関する部分から監査を実施した。また、以下のような様々な観点から公有財産の財務事務の執行及び管理を監査する方針とした。

ただし、監査に着手した初期の段階において、平成29年度期首から新地方公会計制度において導入された固定資産台帳の整備状況に問題があることが判明したため、特に固定資産台帳の整備や、備品等の物品管理の状況の検討を中心に手続きを実施した。

- ① 施設別の収支状況の把握が行われているか
 - ・ 収支金額の正確性、信頼性
 - ・ 施設別配分の適切性
 - ・ 料金設定の妥当性

- ② 長期保全計画の適切性
 - ・ 施設維持、更新、統合、廃止などの基準は妥当か
 - ・ 統廃合等に当たり、類似施設の配置状況などを検討しているか
 - ・ 上記の基準に基づく分類が行われているか
 - ・ 収支以外の施設の評価基準を設定している場合、基準の妥当性、データの正確性・信頼性

- ③ 耐震改修工事
 - ・ 耐震改修の対応区分は適切に行われているか
 - ・ 対応区分に従った修繕計画は設定され、実行されているか
 - ・ 耐震工事の優先順位の設定は適切か

- ④ 施設固有の項目
 - ・ 施設運営に当たり準拠する法令や規定を遵守しているか
 - ・ 施設の維持管理は適切に行われているか
 - ・ 施設の設置目的に従った利用がなされているか

- ⑤ 物品の管理
 - ・ 備品の管理状況の妥当性
 - ・ 備品の取得・売却・貸出等の手続きの妥当性

- ⑥ 固定資産台帳の管理
 - ・ 土地、建物、備品（物品）の固定資産台帳の取得価額、耐用年数等の妥当性
 - ・ 取得、除売却に係る台帳記載の妥当性

(3) 主な監査手続

① 施設別の収支状況の把握が行われているか

- ・収支金額の明細を入手し、一部については関連帳票と突合した
- ・修繕費の一部について関連帳票と突合し、資産計上の必要性を検討した
- ・料金設定方法についてヒアリングし、類似施設との比較等により妥当性を検討した

② 長期保全計画の適切性

- ・施設維持、更新、統合、廃止などの計画を入手し、その基準等を検討した
- ・統廃合等の考え方についてヒアリングし、その妥当性を検討した
- ・収支以外の施設の評価基準に関して、データの正確性・信頼性を関連帳票により確認した

③ 耐震改修工事

- ・耐震改修の計画を入手し、耐震化の方針や優先順位の適切性を検討した
- ・耐震計画に基づく修繕等の実施状況について、ヒアリング及び関連帳票により確認した
- ・耐震工事が遅延している施設について、今後の対応方針をヒアリングした

④ 施設固有の項目

- ・施設運営に当たり適用される法令や規定を入手し、内容を検討した
- ・修繕費の内容や担当者へのヒアリング及び現地往査により、施設の維持管理が適切に行われているか確認した
- ・現地往査時に施設の設置目的に従った利用がなされているかを確認した

⑤ 物品の管理

- ・固定資産台帳について公園台帳や公有財産台帳等の管理資料と突合した
- ・物品台帳または固定資産台帳より一部サンプルを抽出して現品と突合した
- ・備品の取得・売却・貸出等の手続について、関連帳票と突合した

⑥ 固定資産台帳の管理

- ・固定資産台帳の取得価額、耐用年数等について関連帳票と突合し、その妥当性を検討した
- ・固定資産の取得、除売却に係る帳票を確認し、固定資産台帳記載の妥当性を検討した

5. 監査対象期間

原則として平成 29 年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）を監査の対象とした。ただし、必要に応じて平成 29 年 3 月 31 日以前または平成 30 年 4 月 1 日以後の各年度も対象とした。

なお、平成 29 年度を主な監査対象としたのは、市が令和 2 年 1 月に公表した公共施設に係る個別計画の策定に当たり判断の基礎としたデータが、平成 29 年度であったことによる。監査実施中に、より最近の数値を使用した方が良いと考えられる項目については、平成 30 年度や直近の数値を監査対象としている。

6. 包括外部監査の実施期間

令和元年 5 月 14 日から令和 2 年 3 月 25 日まで

7. 包括外部監査人補助者

公認会計士 峯 岸 進 一

公認会計士 渡 邊 さ や か

公認会計士 高 橋 和 孝

公認会計士 今 野 剛 嗣

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

(1) 指摘と意見について

報告書の文中において「指摘」としたものは、法令、条例、規則、要綱等に照らして合規性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して3E（経済性、効率性、有効性）の観点から改善すべき事項と監査人が判断したものである。

次に「意見」としたものは、適法性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいものである。

※3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）

(2) 記載金額等の端数の取扱いについて

報告書文中又は表の記載金額は、単位未満の端数処理の関係により、内訳と合計金額などが一致しない場合がある。

第2章 監査の結果及び意見

第1. 監査の結果及び意見（総論）

I. 全般的事項（固定資産台帳の整備）

(1) 固定資産台帳整備の必要性

2ページの(2)監査要点に記載した通り、今年度の監査においては、かなりの時間を割いて固定資産台帳の整備状況の確認を行った。これは、公共施設の管理に関する種々の書物等でも指摘されている通り、自治体のハコモノである公共施設の長期にわたる整備・維持管理計画の策定に当たっては、正確な固定資産台帳を作成することが、いわゆる一丁目一番地だからである。そして、急速な少子高齢化が進むとともに、大幅な経済成長が望めない我が国の、とりわけ地方都市において、公共施設の維持管理及び縮小均衡は、地方財政及び公共サービスを持続可能とするための喫緊の課題であることは疑いがない。

公共施設の維持管理や縮小に向けてのマネジメントに当たって固定資産台帳の整備が必要不可欠なのは、固定資産台帳が現状把握に当たっての最重要ツールとなるからである。固定資産台帳に記載される取得価額、取得年月、耐用年数といった情報は、その後の管理計画策定の基礎となる。これは、同じ建物でも構造や用途により耐用年数は異なること、建物の機能維持に必要な建物附属設備（電気設備や給排水衛生設備等）は建物本体よりも大幅に耐用年数が短いことなどによる。このため、各施設の投資総額だけでは各々の公共施設の実態把握ができないし、維持管理に係る長期計画が策定できない。

例えば事務所用の建物であれば鉄筋コンクリート造りは50年、金属造りは22～38年、木造は24年などとなる。また、鉄筋コンクリート造りであっても用途により住宅は47年、店舗は39年などとなる。さらに、建物附属設備として区分されるべき電気設備や空調設備、給排水衛生設備の耐用年数は15年でしかない。

建物の長寿命化に当たっては躯体の維持管理もさることながら、躯体よりも大幅に耐用年数が短い建物附属設備のメンテナンス計画がより重要であり、金額的にも公共施設投資額のかなりの部分を占めるため、自治体の財政に与える影響が大きい。

(2) 福島市の固定資産台帳整備状況（指摘）

福島市の固定資産台帳の整備状況は、少なくとも今年度の監査の対象とした個別の公共施設については精度が低く、今後の公共施設の維持管理に活用できる状態にない。その原因は大別すると次の三つの要因によるものである。

- ①多くの施設が建物共済保険価額を取得価額としており、実際の建設コストと異なる
- ②建設コスト総額を建物の取得価額としており、建物附属設備や機械装置等が区分されていない

- ③建設コストを取得価額としているが、建物の本体価額のみを固定資産台帳に計上している
(建物附属設備や機械装置等の取得価額が固定資産台帳に計上されていない)

もちろん、「第 2. 監査の結果及び意見 (個別)」の項に記載した通り、総務省から平成 27 年 1 月に発出された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の第 36 項によれば、新地方公会計基準の適用開始時簿価の算定のための減価償却計算は、「建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる」とされている。また、固定資産台帳導入時に固定資産台帳に記載する「開始時簿価」に関しては、「取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします」とされていることは理解する。

しかし、今年度において監査対象とした市の公共施設に関しては、ほとんどの施設において建設時の工事請負契約書・設計書、また、それらにより作成されたと思われる工事の予算管理資料等により、建物本体の取得価額を算定することが可能であった。さらに、それらの諸資料により、建物附属設備や機械装置等の初期費用も算定可能であった。このような点から、固定資産台帳作成の本来の目的である資産管理に資するため、改めて固定資産台帳の記載内容の確認と整備を行うべきである。

なお、前述の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第 64 項において、特定の時期(昭和 59 年度以前)に取得したものは原則として取得原価不明なものとして取扱うこととされている。この基準に該当する施設については、「取得価額が判明しない場合」の条項を適用して再調達価額(建物共済保険価額)を以て取得価額としていても、規定に従った処理といえる。また、建設後 30 年以上経過している場合、物価変動等の影響により当初の取得価額を固定資産台帳に計上することの有用性も高くないと考えられ、固定資産台帳の利用度への影響も乏しいと思われる。したがって、昭和 59 年以前に取得した固定資産については、再調達価額(建物共済保険価額)を以て取得価額とすることで良いと考える。

II. 個別施設または施設グループ毎の重要事項

1. 個別施設往査先

(1) 固定資産台帳の整備(指摘)

以下のそれぞれの施設に関しては、特に実際の取得価額と固定資産台帳に記載されている取得価額の乖離が著しく大きく、現状の固定資産台帳では管理のための利用はできないものとする。いずれも、建設当初や設備入替時点での契約書等に基づき、固定資産台帳の記載を修正すべきである。

施設名称	内 容	理由等
あらかわクリーンセンター（資源化工場）	固定資産台帳の建物の取得価額は1,085百万円だが、総工事費用は3,297百万円であり、建物附属設備の区分や機械装置の計上が行われていない。	設計書に記載されている破砕設備等の機械装置1,953百万円や建物附属設備500百万円等の金額が適切に反映されていない。
あらかわクリーンセンター（リサイクルプラザ）	固定資産台帳の建物の取得価額は290百万円だが、建物附属設備を区分計上すべき。	設計書によると左記金額に電気設備工事や空調設備工事等109百万円が含まれている。
あらかわクリーンセンター（焼却工場）	固定資産台帳の建物の取得価額は2,129百万円だが、総工事費用は9,066百万円であり、建物附属設備の区分や機械装置の計上が行われていない。	設計書に記載されている機械装置6,464百万円や建物附属設備1,174百万円等の金額が適切に反映されていない。
保健福祉センター	固定資産台帳の建物の取得価額は5,511百万円だが、建物附属設備を区分計上すべき。	契約書によると左記金額に電気設備工事や空調設備工事等1,743百万円が含まれている。
福島テルサ	固定資産台帳の建物の取得価額は5,757百万円だが、機械装置や建物附属設備を区分計上すべき。	契約書に記載されている機械装置424百万円や建物附属設備1,790百万円等の金額が適切に区分されていない。
飯坂温泉観光会館（パルセいいざか）	固定資産台帳の建物の取得価額は3,510百万円だが、機械装置や建物附属設備を区分計上すべき。	契約書に記載されている機械装置231百万円や建物附属設備878百万円等の金額が適切に区分されていない。
国体記念体育館	固定資産台帳の建物の取得価額は4,588百万円だが、建物附属設備を区分計上すべき。	契約書、設計書によると左記金額に電気設備工事や空調設備工事等1,315百万円が含まれている。

施設名称	内 容	理由等
ヘルシーランド福島	プールの取得価額の2重計上の可能性があり、契約書等の保管場所を調査して、正しい金額を固定資産台帳に反映すべき。	建物本体1,042百万円及び工作物(プール)1,281百万円が固定資産に計上されているが、2重計上の可能性がある。
十六沼公園	大型遊具「ぴょんぴょんドーム」の取得価額が、保険評価額の75百万円とされているが、正しい金額を固定資産台帳に反映すべき。	契約書によると設計費等を含めて総額278百万円であり、この金額が適切に反映されていない。

(2) 福島テルサのフィットネスクラブ及びプールの設備維持の妥当性（意見）

当施設は、雇用促進事業団と福島市が勤労者福祉施設及び市の催事や集会機能を有する施設として、共同（福島市43%負担）で平成6年に建設したものである。その後、雇用促進事業団の廃止と雇用・能力開発機構（特殊法人）の設立に伴い、福島市が平成15年に残りの持分を取得している。

このような経緯から、ホール、会議室等に加えて、5階はフィットネスクラブ、最上階の6階には温水プールが設置されている。プールの天井は可動式屋根と特殊機能を持つ施設であり、以下の通り経年劣化により毎年多額の修繕費が計上されている。

フィットネスクラブの利用者は、コンサートホール、体育館、図書館、会議室などと比較すれば、不特定多数の市民の利用に供されるわけではないことから、多額のコストをかけて設備を維持する必要性の有無に関して検討することが必要と考える。

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
修繕費総額	2,501	15,016	4,908
主な内容と金額	サウナ改修 1,024千円	プール濾材入替え 3,862千円	可動式屋根突合せゴム 交換 969千円

※平成28年度は、大規模改修を実施した特殊要因あり

2. 個別施設往査先（資産管理中心）

(1) 公設地方卸売市場の縮小と土地の有効な利活用（意見）

公設地方卸売市場の取扱量は継続して減少傾向であり、過去のピーク時に比して以下の通り取扱量が大幅に減少している。少子高齢化による人口減少により、取扱量の減少傾向は今後も続くことは確実であるため、施設の長寿命化ではなく、取扱量の減少に応じた施設規模の縮小を進めることが喫緊の課題である。

また、当施設の敷地面積は 112,000 m² と非常に広大であり、福島駅から 6 km 程度に位置し、交通の便も良い。このため、施設の縮小によって発生する余剰地は、別用途への転用や民間への売却を含めて、有効に利活用することを積極的に検討することが望ましい。

区分	過去の取扱量	現在の取扱量
青果	昭和 58 年：153,045t	平成 30 年：49,331t
水産物	昭和 52 年：37,670t	平成 30 年：6,701t
花卉	平成 16 年：38,456 千本・千鉢・千個	平成 30 年：19,380 千本・千鉢・千個

(2) 旧福島市保健福祉センター飯野分館の利活用（意見）

当施設は昭和 63 年 12 月に飯野町役場及び保健福祉センターとして合築により開設された。東日本大震災後は保健福祉センターの部分に飯館村役場の出張所が設置されていたが、出張所の廃止により、現在は利活用を検討中の施設である。

現地往査の結果、建物内外共に十分に利用が可能な状態に維持管理されており、調理実習室や広い和室も設置されていることから、近隣に存在する飯野学習センターの機能を代替することが可能であると考えられる。既に公表された公共施設等総合管理計画の個別計画においても、既存施設との統廃合等についての記載がある。

このような考え方にに基づき、老朽化が進んでいる飯野学習センターの機能を旧保健福祉センター飯野分館に移転し、飯野支所との複合施設として整備することが経済性や効率性の観点から望ましい。また、近隣には飯野地域福祉センターもあるため、これを含めた 3 施設について、複合施設としての整備を進めることも考えられる。

(3) 民家園入園料の有料化及び利用者数増加策の検討（意見）

当施設は 110,000 m² の敷地内に、国指定重要文化財の旧広瀬座（芝居小屋）を始め、割烹旅館や農家（古民家）など 10 棟の木造建築物を有する施設である。以前は入園料を徴収し、レストランもあったが、現在は入園無料であり、入園者向けに食事を提供する施設はなく、売店もない。

施設の利用者数が大きく減少している一方、修繕費を中心とする物件費は毎年一定程度かかる。展示している建物は全て木造で茅葺屋根の建築も多く、今後も毎年多額の修繕費が発生することが見込まれる。

当施設が保有する建物の文化的価値は十分に認められるが、その維持には一定のコストがかかる。しかしながら、現状では建物を貸し出した際の使用料を徴収するのみであり、過去3年間の平均収入は10万円にも満たないことから、施設維持に係る財政負担を少しでも緩和するため、入園料の徴収を再検討することが望ましい。また、入園料を徴収するに当たっては、以下のような利用者数の増加策についても検討されたい。

- ・あづま運動公園入口からの進入路の改善
- ・進入路付近への掲示板の設置（民家園の入口がわかりにくいいため）
- ・レストラン及び売店の設置運営
- ・あづま運動公園とのイベントの共催

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	46,169 人	40,515 人	35,432 人
物件費（修繕費等）	25,778 千円	27,016 千円	26,736 千円

(4) 社会教育館立子山自然の家の利用料金設定（意見）

当施設の利用者は、以下の表の通り、直近2年間は9千人を超えており、夏季の施設貸出の予約は抽選により行われている人気施設である。これは、施設の維持管理が適切に行われており、室内も屋外も利用しやすく快適な環境が整備されていることにもよるが、利用者1人当たりの負担額が200円を切るという使用料の設定も大きな理由であると思われる。

使用料の金額設定は類似施設のこぶし荘（平成31年3月末に閉館）を参考に設定しているとのことだが、使用料のうち、特に日帰り1日利用が300円/人、宿泊1日が500円/人という設定は、使用料の10倍近い費用がかかる現状からすると、受益者負担の考え方に基づいて再検討することが望ましい。なお、使用料検討の際には、建物及び建物附属設備（電気、給排水衛生設備等）、構築物等を区分して、正しい減価償却計算に基づくフルコストの施設運営費を算定する必要がある。また、市民利用の割合は80%程度とのことだが、市民以外の利用の場合は料金設定を別にすることも検討されたい。

（金額単位：千円）

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	7,557 人	9,694 人	9,268 人
収入	1,702	2,464	2,231
うち使用料及び手数料	1,407	1,935	1,756
費用	17,329	18,792	18,934
当期利益	△15,627	△16,328	△16,703
利用者1人当たり負担額	186 円/人	199 円/人	189 円/人

3. 施設グループ毎の監査先

(1) 低稼働率の学習センターの統廃合（指摘）

市が算定した平成 29 年度の学習センター（市内 24 ヶ所）の稼働率によると、最高が 48.8%、最低が 3.7%、全体の平均稼働率は 25.4%である。また、稼働率が 25%未満のセンターが以下の 9 カ所ある（分館含む）。この原因は、学習センター利用の市民への周知・広報の不足、開催される講座等が利用者のニーズと合致していないこと等が考えられる。この他、施設の老朽化や、図書館や老人福祉センターなどの近隣の類似施設の存在もあげられる。

センター名	面積 (㎡)	平均稼働率
もちぎり学習センター	1,486.55	23.8%
西学習センター	821.00	24.6%
草心苑	226.68	15.4%
渡利学習センター	673.94	22.6%
飯野学習センター	1,100.00	15.0%
飯野学習センター青木分館	283.50	6.9%
飯野学習センター大久保分館	293.45	3.7%
飯野学習センター明治分館	164.90	5.7%
蓬萊学習センター分館	1,170.62	20.1%

市が保有する学習センター24 ヶ所全体の収支が 5 億円以上のマイナスであるにもかかわらず、平均でも 30%を下回る低稼働率の状況にある。財政難の中で多額な赤字を計上してまで低稼働率の学習センターの維持することの必要性が問われるため、低稼働率の学習センターについては統廃合を検討すべきである。

公共施設の維持や縮小に関する具体的な検討を行う際には、学習センターの統廃合だけでなく、旧福島市保健福祉センター飯野分館に関して飯野学習センターとの統合の検討を提案したように、近隣の類似施設との統廃合を積極的に検討すべきである。さらに、小中学校との合築なども視野に入れるべきである。

施設管理の煩雑化や責任の所在が不明確になるのではないかとという市側の意見はあるが、公共施設等総合管理計画の下では、少子高齢化が加速する 30 年程度先まで見越した計画策定が必要である。将来世代の負担を軽減させるためには、部局の垣根を超えた議論や発想の転換が必要と考える。

(2) 小中学校の耐震化工事（指摘）

福島市が作成した資料によると、耐震診断の対象となる福島市内の小中学校の建物は69校で225棟あり、平成28年度までに全ての建物の耐震診断が完了している。さらに、耐震化への対応は平成30年度までに84%が完了している。

耐震化の優先順位は平成18年3月に策定した「福島市小中学校等施設耐震化推進計画」内での耐震診断等の優先度調査（築年数、コンクリート強度）に基づき、校舎建屋について決定されたが、体育館の耐震化工事は後順位とされている。

現在、平成30年度以後の3年間の耐震化計画に基づいて、耐震化工事が進められている。このうち耐震化補強工事が困難であり、改築が必要とされた体育館が8校あり、瀬上小学校、余目小学校、西信中学校は、工事実施に向けての動きがある。また、松陵中学校は改築工事の準備が、福島養護学校は改築工事が進められている。しかし、以下の3校の体育館は改築が必要とされているが、改築工事着手に向けての具体的な手続きが進んでいない。

これら3校は市の中心部にあるが児童数の減少が大きく、福島市立小中学校の適正規模・適正配置実施計画に基づいて、老朽化施設の更新と学校規模適正化・適正配置を推進するとされている。統廃合等の方針決定がなされていないため、体育館の改築工事が進捗していない状況にあるが、児童の安心・安全にかかわる問題であるため、早期に対応すべきである。

施設名称	延床面積合計(m ²)	棟_構造	棟_建築年度	経過年数	備考	耐震補強事業計画(H31年度当初予算時点)
清明小学校	662	鉄骨造り	S37	57	体育館 未実施	R3年以後改築検討
福島第一小学校	805	鉄筋コンクリート造	S42	52	体育館 未実施	R3年以後改築検討
福島第四小学校	871	鉄筋コンクリート造	S40	54	体育館 未実施	R3年以後改築検討

（注）経過年数は令和元年度現在の年数を記載している

(3) 給食センターのコスト管理（指摘）

福島市の4カ所（西部、北部、東部、南部）の学校給食センターの最近5カ年の歳入・歳出の状況は以下の通りである。なお、東部学校給食センターは平成27年度から、西部学校給食センターは平成29年度から、それぞれ調理業務の民間委託が開始している。

(単位:円)

施設	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西部	収入計	173,056,440	180,418,728	175,091,868	169,939,679	167,066,574
	費用計	291,650,751	303,738,547	295,018,568	290,459,431	281,651,115
	収支差額	-118,594,311	-123,319,819	-119,926,700	-120,519,752	-114,584,541
北部	収入計	165,726,262	170,513,867	167,466,296	166,170,007	164,854,035
	費用計	288,264,706	296,568,864	284,857,867	280,386,468	297,687,537
	収支差額	-122,538,444	-126,054,997	-117,391,571	-114,216,461	-132,833,502
南部	収入計	134,392,424	134,867,691	129,026,184	124,100,986	120,864,744
	費用計	242,017,845	251,315,147	239,005,532	227,531,532	239,008,222
	収支差額	-107,625,421	-116,447,456	-109,979,348	-103,430,546	-118,143,478
東部	収入計	163,979,464	174,983,038	169,149,994	163,940,847	157,975,594
	費用計	289,899,763	349,925,230	285,242,382	280,229,249	291,035,434
	収支差額	-125,920,299	-174,942,192	-116,092,388	-116,288,402	-133,059,840
合計	収入計	637,154,590	660,783,324	640,734,342	624,151,519	610,760,947
	費用計	1,111,833,065	1,201,547,788	1,104,124,349	1,078,606,680	1,109,382,308
	収支差額	-474,678,475	-540,764,464	-463,390,007	-454,455,161	-498,621,361

上記の施設別の収支表は減価償却費やパート等の人件費が含まれていないため、フルコスト情報ではない。また、費用に計上されている備品購入費及び施設改修事業費には、固定資産に計上すべき金額も含まれている。いずれの施設とも毎年1億円を超える大幅な支出超過となっている。

収入に計上されている給食費の保護者負担は材料代のみとされているため、制度上、支出超過となる事業ではあるが、人件費や経費の削減努力は必要である。今後は固定資産台帳の整備に合わせて減価償却費を適切に算定した上で施設別収支を把握し、センター運営の効率化をさらに徹底していくべきである。

なお、「福島市学校給食長期計画2016」において学校単独給食実施校を公会計に移行する旨が記載されているが、この点の対応はまだ行われていないので、給食センターのみならず、学校単独給食についても施設別収支把握及び効率化が必要である。

(4) 稼働率の向上等による給食1食当たりのコスト削減(意見)

福島市の各給食センターの供給能力と、それに対する給食数の平成30年度の実績(費用のみ平成29年度実績)は以下の通りである。学校給食は安心・安全はもちろん、栄養バランスを含めた総合的な管理が必要であるため、一定のコストがかかるのは理解できる。しかし、1食当たりのコストを見ると全て400円を超えており、最も低い西部学校給食センターでも463円である。さらに、稼働率が低い南部と東部の給食センターは1食当たりが500円を超えるコストである。前述の通り、この金額には固定資産の減価償却費や人件費の一部が含まれていないため、これらを含めたフルコストではさらにコストが上昇する。

学校給食の費用に関する他の自治体のデータからすると、減価償却費を除く給食費のコストは500円程度が1つの目安になると考えられ、この単価を超える高コスト体質の施設は問題である。南部と東部の給食センターは、西部及び北部とのコスト差を埋めるために、稼働率を上げたり人件費や経費の削減を進めるなどの経営努力が必要と考える。稼働率向上のためには、単独給食実施校の給食を給食センター方式に移行することも選択肢の1つであるし、少子化の進捗を考えれば中長期的には供給能力の縮小も必要と思われる。

「福島市学校給食長期計画2016」においてもセンター配置の見直しに触れられているが、その際の効率化の検討に当たっては、実績数値の分析を十分に行った上で計画を進めていくことが望ましい。

【「平成30年度福島市の教育」より】

施設名	供給能力 (A)	給食数 (B)	稼働率 (B/A)	年間給食 回数C	材料費 (円)D	1食あたり 材料費	費用合計 (円)E	1食あたり コスト
西部学校給食センター	3,700食	3,259食	88.1%	186.5回	169,372,926	278.7円	281,651,115	463.4円
北部学校給食センター	3,800食	3,183食	83.8%	188.5回	165,187,308	275.3円	297,687,537	496.1円
南部学校給食センター	3,300食	2,297食	69.6%	187.5回	121,555,955	282.2円	239,008,222	554.9円
東部学校給食センター	3,500食	2,761食	78.9%	185.0回	155,984,145	305.4円	291,035,434	569.8円
計	14,300食	11,500食	80.4%	186.9回	612,100,334	284.8円	1,109,382,308	516.2円

(注1)費用合計は平成29年度の金額である

(注2)1食あたり材料費: D ÷ (B × C)

(注3)1食あたりコスト : E ÷ (B × C)

(5) 市立幼稚園の耐震化工事（指摘）

市では平成16年～17年にかけて学校施設（幼稚園を含む）の耐震化優先度調査を行い、その結果を受けて、耐震化を計画的に進めるべく「福島市小中学校等耐震化推進計画」を平成18年3月に策定した。小中学校を優先して耐震化工事を実施し、その後幼稚園の工事を実施する計画であった。東日本大震災により計画遅延が生じたが、幼稚園については平成30年度時点において、笹谷幼稚園と森合幼稚園を除き耐震化工事は終了している。

平成31年4月に実施された市立幼稚園再編に当たり、この2園については今後の施設のあり方の検討に時間を要したことが、耐震化が遅れた理由とのものである。このうち、笹谷幼稚園（2階建て、鉄筋コンクリート造り）は、耐震化工事が具体的に進捗している。

一方、森合幼稚園については未だ耐震化に関する具体的な計画はない。森合幼稚園は、平成31年4月の市立幼稚園再編においても既存施設が維持され施設運営されており、市立幼稚園の中で最も園児数が多く（令和元年5月1日時点、定員60名に対し園児数58名）、施設の安全性は十分に配慮すべきものとする。平成24年度に実施された耐震診断結果で「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性（ランク）」がDランクとなっているにもかかわらず具体的な対策が計画されていないことから、早急に改築・改修等の耐震化工事を実施すべきである。

(6) 私立幼稚園との競合等による園児数の充足率の低迷（意見）

「福島市立幼稚園再編成計画（平成 29 年 4 月 5 日、福島市教育委員会）」においては、「市立幼稚園において、4 歳児学級の 1 次募集に対する応募者数が 10 名未満の状況が 3 年継続した場合には統廃合の対象とする」とされている。

市は平成 31 年 4 月に市立幼稚園の再編を実施した直後であるが、再編後の令和元年 9 月 1 日時点において、佐倉幼稚園は 10 名未満の学級がある。また、各幼稚園の定員に対する園児数の充足率をみると、令和元年 9 月 1 日時点で 50%を切る園が 3 つ（岡山、佐倉、庭塚）ある。

岡山、佐倉、庭塚の 3 つの幼稚園は、いずれも福島市郊外に位置し、近隣には定員数が比較的大きな私立幼稚園（福島愛隣幼稚園、福島わかさ幼稚園、福島わかば幼稚園、三育幼稚園）が存在する。これらの私立幼稚園の充足率が最低でも 71%、最高は 128%に達していることからすると、市立幼稚園の充足率の低迷は明らかである。園児数の充足率が低い理由は私立幼稚園との地理的な競合関係のみではなく、3 年保育がないことなどの条件の差もあるものと思われるが、そのような点も含めて、公営の幼稚園に対する需要が低いのであれば統廃合の検討対象になるものと考え。今後も少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、引き続き施設の統廃合を随時検討していくことが望ましい。

市立幼稚園園児数（10 人に満たない学級の有無）

令和元年 9 月 1 日現在

幼稚園名	4 歳児学級	5 歳児学級	合計 ^①	定員 ^②	充足率 ^① / _②
森合幼稚園	28	30	58	60	97%
渡利幼稚園	26	24	50	60	83%
杉妻幼稚園	20	34	54	60	90%
清水幼稚園	24	30	54	60	90%
岡山幼稚園	11	14	25	60	42%
笹谷幼稚園	16	30	46	60	77%
佐倉幼稚園	6	11	17	60	28%
いいざか幼稚園	13	17	30	60	50%
まつかわ幼稚園	15	27	42	60	70%
庭塚幼稚園	10	12	22	60	37%
合計	169	229	398	600	66%

（注）令和元年 9 月 1 日時点で 10 名未満に該当するのは佐倉幼稚園学級の 4 歳児である。

また、岡山、佐倉、庭塚の 3 つの幼稚園は充足率が 50%未満である。

(7) 公立保育所の施設別収支の把握（意見・指摘）

平成 29 年度の公立保育所 13 施設のそれぞれの施設別収支状況についてデータを入力し、施設ごとに比較・分析を行った。以下の表の通り、保育所全体でも負担金や県・

市の支出金でカバーできるのは経費部分程度に過ぎず、収入の4.89倍の運営費（人件費・経費）がかかっている。これは、公立保育所の運営費は基本的に保護者負担金と一般会計により賄う制度によるもので、889百万円の人件費に対して収支差額は△869百万であり、人件費のほとんどは一般会計が負担する計算になる。公立保育所での収入の確保には一定の限界があるが、サービスの品質を確保しながら運営費を抑えるための工夫が必要である。

なお、独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成29年度 保育所および認定こども園の経営状況について」によると、調査対象とした認可保育所（小規模保育事業を除く）4,617施設および認定こども園724施設について、1施設当たりの平均定員数は107.6、サービス活動費用（人件費及び経費）138,450千円である。これにより、定員1人当たりの費用は1,286千円と算出されるのに対して、福島市の保育所全体の入所者1人当たり費用の平均値は1,216千円であり、評価できる水準である。

以下の表からは採算が良くない施設は2つの類型に分かれる。1つ目は定員オーバーであっても人件費負担が多い施設であり、余目、平野、蓬萊第2の3施設である。2つ目は、定員に対する充足率が低い施設であり、蓬萊、飯野あおぞら、飯野おひさまの3施設である。これらの保育所については、人員配置や定員の見直しなどの改善を検討することが望ましい（意見）。

また、施設別に歳入を把握できない現状では、施設毎の正確な収支が確認できないため、施設毎に対処すべき事項の的確な判断ができない。定員に対する入所児童数の充足率が著しく低い保育所は見受けられないが、充足率が低い保育所は不採算となる傾向は明らかである。今後施設のあり方を検討していく際には、減価償却費や維持修繕費を含めたフルコスト情報の把握も必要となるが、まずは施設ごとの収入の把握が必要である。保育所の設置や人員の効果的・効率的な配置は、子育てしやすい街づくりに欠かせないものであり、施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである（指摘）。

【平成29年度公立保育所施設別収支状況】

（単位：円）

定員数(名)	120	60	60	60	60	60	60
入所者数(平成30年3月1日現在)	112	62	62	63	70	66	61
項目	春日	渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜
収入計	27,397,963	15,286,654	15,229,054	15,456,143	16,886,379	16,156,940	18,088,073
人件費計	91,275,816	51,070,537	54,632,058	53,883,147	70,310,855	70,964,706	59,760,868
経費計	21,638,329	15,370,830	15,708,183	13,754,357	14,559,987	15,593,761	13,119,996

収支差額	-85,516,182	-51,154,713	-55,111,187	-52,181,361	-67,984,463	-70,401,527	-54,792,791
収支倍率((人件費+経費)÷収入)	4.12	4.35	4.62	4.38	5.03	5.36	4.03

入所者1人当たり費用	1,008,162	1,071,635	1,134,520	1,073,611	1,212,441	1,311,492	1,194,768
------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(注) 春日保育所は、平成31年4月より、ふくしま中央認定こども園となった

定員数(名)	70	90	60	120	60	90	970
入所者数(平成30年3月1日現在)	46	90	61	99	40	66	898
項目	蓬萊	野田	蓬萊第二	御山	飯野おひさま	飯野あおぞら	合計
収入計	11,413,812	21,895,524	14,875,592	24,011,699	10,470,714	15,926,659	223,095,205
人件費計	50,945,271	80,802,910	69,257,733	94,547,053	65,179,211	76,227,678	888,857,843
経費計	10,765,163	19,488,900	15,580,842	20,633,950	11,146,343	15,691,536	203,052,177

収支差額	-50,296,622	-78,396,286	-69,962,983	-91,169,304	-65,854,840	-75,992,555	-868,814,815
収支倍率((人件費+経費)÷収入)	5.41	4.58	5.70	4.80	7.29	5.77	4.89

入所者1人当たり費用	1,341,531	1,114,353	1,390,796	1,163,444	1,908,139	1,392,715	1,215,935
------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(8) 市立幼稚園の施設別収支の把握(指摘)

平成29年度における市立幼稚園(再編前)の施設別収支状況について、園児数や施設別の人件費の資料等のデータに基づいて監査人が比較・分析を行った結果は、以下の表の通りである。

この表から、平成31年4月の市立幼稚園の統廃合前の状況では、全ての幼稚園を定員60名とすることには無理があり、施設ごとの実情に見合う定員設定及び人員配置が必要だったものと思われる。園児1人当たりの人件費が50万円以上の施設のほとんどは、定員数に対する園児数の割合(充足率)が50%を下回る。一方で一定の園児が在園する施設は園児1人当たりの人件費が30万円台にとどまっている。

平成31年4月の幼稚園の統廃合後は、各園の定員に対する充足率は改善している。また、職員は統合後の各園に配置されており、各園の職員数は倍に増え、サービス提供の観点からも改善されたが職員総数は削減されておらず、今後も人件費は同程度発生すると推測される。市立幼稚園の園児数は平成29年度566人、令和元年9月現在で636人(幼稚園及び認定こども園)であり、園児数に大きな変動はないが、今後は少子化により歳入が減少する傾向が推測される。

このため、経済性・効率性の観点からの検討が可能となるように、収入及び人件費・経費はもちろん、設備の維持補修や減価償却費を含めたフルコストでの施設ごとの収支を把握することが必要不可欠である。フルコストによる施設別の収支把握は、施設の再配置のみならず、幼稚園の効率的運営や、適切な人員配置、設備投資等の検討の基礎数値になるため、今後は施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである。

【平成29年度市立幼稚園施設別収支状況～ただし経費は除く】

(単位：円)

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60
園児数(平成29年5月1日現在)	36	15	15	44	33	45	18
項目	ふくしま南	ふくしま東	ふくしま西	森合	渡利	杉妻	ほうらい
使用料及び手数料	1,869,469	778,945	778,945	2,284,906	1,713,680	2,336,836	934,734
国庫支出金	51,265	21,360	21,360	62,657	46,993	64,081	25,633
県支出金	51,011	21,254	21,254	62,346	46,760	63,763	25,505
収入計	1,971,744	821,560	821,560	2,409,910	1,807,432	2,464,680	985,872

正職員給与・再任用給与	14,716,649	8,656,248	9,353,193	12,427,960	17,666,915	12,090,133	7,532,714
嘱託職員	2,780,048	2,659,694	2,563,220	2,547,152	0	2,530,122	2,601,583
臨時職員	0	1,165,657	1,223,167	0	1,060,540	1,629,935	1,134,495
人件費計	17,496,697	12,481,599	13,139,580	14,975,112	18,727,455	16,250,190	11,268,792

園児1人当たり人件費	486,019	832,107	875,972	340,343	567,499	361,115	626,044
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60
園児数(平成29年5月1日現在)	42	40	24	46	28	15	31
項目	清水	北沢又	岡山	笹谷	佐倉	おおとり	ひらの
使用料及び手数料	2,181,047	2,077,187	1,246,312	2,388,765	1,454,031	778,945	1,609,820
国庫支出金	59,809	56,961	34,177	65,505	39,873	21,360	44,145
県支出金	59,512	56,678	34,007	65,180	39,675	21,254	43,926
収入計	2,300,368	2,190,827	1,314,496	2,519,451	1,533,579	821,560	1,697,891

正職員給与・再任用給与	12,325,666	10,164,901	11,274,603	8,832,648	9,653,900	4,762,861	17,228,567
嘱託職員	2,740,103	2,654,978	2,748,976	5,350,810	2,633,582	2,637,539	0
臨時職員	0	0	2,118,659	0	0	1,662,412	857,898
人件費計	15,065,769	12,819,879	16,142,238	14,183,458	12,287,482	9,062,812	18,086,465

園児1人当たり人件費	358,709	320,497	672,593	308,336	438,839	604,187	583,434
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60	1,260
園児数(平成29年5月1日現在)	21	5	13	8	30	34	23	566
項目	にしね	まつかわ西	金谷川	まつかわ東	平田	庭塚	飯野	施設合計
使用料及び手数料	1,090,523	259,648	675,086	415,437	1,557,890	1,765,609	1,194,383	29,392,200
国庫支出金	29,905	7,120	18,512	11,392	42,721	48,417	32,753	806,000
県支出金	29,756	7,085	18,420	11,336	42,509	48,177	32,590	802,000
収入計	1,150,184	273,853	712,019	438,165	1,643,120	1,862,203	1,259,725	31,000,200

正職員給与・再任用給与	5,624,758	5,830,856	5,414,361	5,987,715	10,527,690	9,730,245	5,028,136	204,830,719
嘱託職員	4,129,558	922,747	2,859,674	2,812,436	0	2,728,132	5,366,354	53,266,708
臨時職員	1,061,286	2,873,877	1,773,989	1,338,804	1,672,562	0	1,852,298	21,425,579
人件費計	10,815,602	9,627,480	10,048,024	10,138,955	12,200,252	12,458,377	12,246,788	279,523,006

園児1人当たり人件費	515,029	1,925,496	772,925	1,267,369	406,675	366,423	532,469	493,857
------------	---------	-----------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------

(9) 中央団地の建替えの必要性(指摘)

中央団地は昭和34年から45年にかけて旧耐震基準の下で建築されているため、新耐震基準には適合していない建物である。平成8年から9年に耐震診断を実施した結果、2号棟を除く全ての棟において構造耐震判定指標値を下回る値が検出されており、「構造耐力

上主要な部分の地震に対する安全性（ランク）」によるとCランクに相当する。

中央団地の「平成 9 年度既設公営住宅耐震診断」の意見では、前段において桁行方向に関しては耐震基準を満たしていないことが明記されているが、梁間方向の耐震強度が確保されていることから、「建物が倒壊に至る危険性は低いと考えられる」との結論の記載がある。しかし、耐震診断後、既に 20 年以上経過しており、その間には東日本大震災もあったことから、耐震化への早期対応が必要である。

中央団地は建築後の経過年数と規模を勘案して建替えが計画され、平成 27 年 3 月に策定された「福島市住宅マスタープラン」においても建替えの必要性が記載されているものの、20 年以上具体的な建替えの基本計画が策定されていない。現在、福島市では建替えを前提に対策を検討しているが、中央団地には平成 31 年 3 月末時点でも全 257 戸の管理戸数のうち 154 戸（令和元年 7 月末で 148 戸）が入居中であり、全ての棟に入居者が存在する状態であるため、建替え計画が進捗していないとのことである。

市では、住民説明会を開催して居住者の移転を促進した上で、解体が可能となった棟から順次取り壊しを行い、建替え事業を具体的に進めていくとのことである。同団地は福島市の中心市街地に位置しており、耐震強度の問題を抱えている以上、居住者及び近隣住民の安心安全のために、早急に建替えを実施すべきである。

（中央団地の概要）

項目	内容
所在地	福島市森合町
建築年度	昭和 34 年～45 年
敷地面積	10,168 m ²
延床面積	10,737.6 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 耐火構造 3～6 階
棟数	8 棟
管理戸数	257 戸
空家率	37.4%

(10) 公園施設長寿命化計画の妥当性（指摘）

福島市の長寿命化計画は、平成 24 年度に国土交通省により公表された「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」に沿って策定されているものであり、健全度や緊急度が考慮されている点については問題ない。

「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」では、公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するために、実際に使用可能と想定される使用期間の目安として設定される「使用見込期間」を更新見込年度に設定する例が記載されており、福島市も「使用見込期間」を以て更新見込年度を設定している。しかし、公園台帳には遊具や一般

施設（便所、四阿等）の登録はあるものの一括登録されており、個別施設毎の取得年月や金額は記載されていない。他の資料でも取得年月や金額を管理していないため、設置した年度も不明である。

このため、市では公園の開設年度に当該公園の遊具や一般施設を取得したものとみなして長寿命化計画を策定している。しかし、東日本大震災後、市内の多くの公園の遊具が入れ替えられており、これらの遊具や一般施設の取得年度と公園の開設年度が一致しないことは明らかである。過去の取得情報は整備されていないため現状の取り扱いもやむを得ないが、震災後に入れ替えた遊具等については、取得年月、取得価額等も比較的容易に確認可能である。

したがって、少なくとも震災後に取得した遊具や四阿等の施設は、取得時の帳票を確認して固定資産台帳に取得年月、種類、構造、設置台数などを区分記載した上、公園施設長寿命化計画にもその結果を反映させるべきである。

第2. 監査の結果及び意見（個別）

以下、施設毎の監査の結果及び意見を記載する。なお、この記載順序は、監査人が現場に往査した施設については往査時期の順によっており、書面調査のみの施設（Ⅲ.施設グループ毎の監査先）は、市が策定した総合管理計画における公共施設の記載順序に従っている。

I. 個別施設往査先

1. あらかわクリーンセンター（資源化工場）



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	あらかわクリーンセンター	棟名称	資源化工場
設置根拠	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所管部署	あらかわクリーンセンター
設置目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設として、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設。		
所在地	仁井田字北原3番地の3	運用形態	直接運営（管理業務委託）
施設分類	供給処理施設	財産区分	行政財産
取得年月日	1999年3月29日	供用年月日	1999年4月1日
		築年数	20年
施設概要	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下一階地上四階		

②基礎情報							
敷地面積	33,436.90㎡	建築面積	2,361.70㎡	延床面積	5,388.00㎡	駐車台数	0台
階数	地上4階地下1階	建物構造	鉄骨造			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	—						
類似施設	あぶくまクリーンセンター						
交通事情	福島交通バス：市内循環線「仁井田」停留所より徒歩5分						

③利用情報							
利用者数	29 290,584人	28 292,400人	27 281,823人	年間利用時間	1,619時間	キャパシティ	1,619時間
営業時間/日	6.25時間	年間営業日数	259日	平均稼働率	100.0%	1日平均利用者数	1,122人

④財務情報							
取得価額（円）	1,085,580,798	減価償却累計額（円）	680,659,154	残存価額（円）	404,921,644	減価償却率	62.7%

（注）調査年度の「H30」は平成30年度を意味する（以下同様）。

(1) 建物の耐用年数（指摘）

あらかわクリーンセンターの資源化工場建物について、固定資産台帳には耐用年数 31 年として登録されている。しかし、設計書を確認したところ鉄筋コンクリート造であるため、福島市固定資産台帳整備マニュアル（以下、「整備マニュアル」という。）の開始時編の耐用年数表に従って 38 年とすべきである。

(2) 建物及び設備の固定資産台帳への登録（指摘）

あらかわクリーンセンターの資源化工場建物の固定資産台帳上の取得価額は 1,085,580,798 円であるが、同工場建築に係る設計書によれば総工事費用は 3,297,000,000 円であり、2,211 百万円の差額がある。この差額は、以下の表に示した破碎設備等の機械装置 1,953,093,192 円や浄化槽等の構築物 30,979,114 円などが固定資産台帳に登録されていないことにより生じたものと思われる。

整備マニュアルの開始時編によると、取得価額が判明しない場合及び昭和 59 年以前に取得した建物は再調達価額（建物共済保険価額）により計上するものとされている。固定資産台帳上の取得価額は、「取得価額が判明しない場合」の条項を適用して建物共済保険価額に基づいて計上されている。また、市の説明によると、保険金額には機械設備の評価額も反映しているとのことである。しかしながら、本建物及び設備は平成 11 年 3 月に取得しており、資産区分毎の取得価額も設計書により確認できることから、原則通り固定資産台帳の取得価額は実際に支出した金額とすべきである。

また、クリーンセンターのように投資額が多額に上り、今後の維持更新に多大なコストがかかると見込まれる設備は、過去の工事契約や設計書、見積書等を確認し、もれなく固定資産台帳に登録して、今後の維持管理の基礎データの一つとして利用すべきである。これにより、福島市の公共施設の現状把握及び施設評価が適切に行われることになるものとする。

なお、監査人が平成 29 年度の以下の表の減価償却計算を行うにあたり、機械装置の耐用年数は整備マニュアルに記載がないことから、税法の耐用年数省令における機械装置の耐用年数を参照し、「前掲の機械装置以外の主として金属 17 年」を適用している。

項目	(単位:円)		
	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	805,894,849	21,207,740	403,186,630
建物(建物附属設備)	500,952,931	0	500,952,905
工作物(構築物)	30,979,114	0	30,979,108
工作物(機械装置)	1,953,093,193	0	1,953,093,185
備品(車両運搬具)	6,079,913	0	6,079,911
計	3,297,000,000	21,207,740	2,894,291,739

(注) 上記は平成 29 年度の数値である

(3) 建物附属設備の固定資産台帳への区分計上（指摘）

あらかわクリーンセンターの資源化工場建物の固定資産台帳上の取得価額は前述の通り

1,085,580,798 円であるが、この中には電気設備工事や空調設備工事等の建物附属設備が500,952,931 円含まれているものと思われる。

総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の第36項によれば、新地方公会計基準の適用開始時簿価の算定のための減価償却計算は、「建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる」とされている。これを受けて、整備マニュアルの開始時編の1.3.1の末尾にも同様の記載がある。

しかし、これは建設時の証憑等がなく区分計上が困難な場合や、全ての建物について建物附属設備の取得価額を調査することの事務コストを考慮しての簡便法と捉えるべきであり、建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することが原則である。この点について、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第32項において、固定資産台帳は資産管理に役立つものでなければならず、記載単位としては以下の2つの原則に照らして判断し、記載することとされている。

- ① 現物との照合が可能な単位であること
- ② 取り換えや更新を行う単位であること

また、建物と附属設備では耐用年数が大きく異なることから、市の財政に大きな影響を及ぼす大規模な公共施設については、今後の維持管理の基礎データとして利用するために、設計書等で金額を区分可能な限り、区分計上すべきであると考ええる。

2. あらかわクリーンセンター（リサイクルプラザ）



①施設概要							
施設名称	あらかわクリーンセンター			棟名称	リサイクルプラザ		
設置根拠	地方自治法第244条第1項			所管部署	あらかわクリーンセンター		
設置目的	廃棄物の減量及び再利用を推進し、快適な生活環境づくり						
所在地	仁井田字北原3番地			運用形態	直接運営(管理業務委託) ※その他の場合()		
施設分類	供給処理施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	環境衛生		
取得年月日	1999年2月16日	供用年月日	1999年4月1日	築年数	20年		
施設概要	鉄骨造、地上2階。・ホール、展示室(312.12㎡)・研修室、会議室(183.75㎡)・工芸室(139.00㎡)・事務室(57.02㎡)・図書、情報コーナー・工房、書庫						

②基礎情報							
敷地面積	33,436.90㎡	建築面積	519.30㎡	延床面積	917.75㎡	駐車台数	5台
階数	2	建物構造	鉄骨造			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員(指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人)					
近隣(半径1.0km)施設	老人福祉センター、福島恵風園						
類似施設	なし						
交通事情	福島交通バス:市内循環線「仁井田」停留所より徒歩5分						

③利用情報										
利用者数	29	29,126人	28	28,490人	27	29,840人	年間利用時間	2,110時間	キャパシティ	2,100時間
営業時間/日	7.5時間	年間営業日数	280日	平均稼働率	33.5%	1日平均利用者数	104人			

④財務情報							
取得価額(円)	290,955,000	減価償却累計額(円)	157,115,700	残存価額(円)	133,839,300	減価償却率	54.0%

(1) 建物の耐用年数(指摘)

あらかわクリーンセンターのリサイクルプラザの建物は、固定資産台帳には耐用年数34年として登録されている。しかし、設計書を確認したところ資源化工場と同様に鉄筋コンクリート造であるため、整備マニュアル上の耐用年数表に従って38年とすべきである。

(2) 建物附属設備の固定資産台帳への区分計上(指摘)

リサイクルプラザの建物の固定資産台帳上の取得価額は290,955,000円であり、設計書による金額と一致している、しかし、設計書によるとこの金額には電気設備工事や空調設備工事等が109,445,235円含まれている。これらは本来、建物附属設備として固定資産台帳上は以下のように区分して計上すべきものである。

前述の通り、整備マニュアル開始時編では開始時の簿価算定時には簡便計算が認められているが、建物と附属設備では耐用年数が大きく異なるため、今後の維持管理の基礎データとして利用するためには、設計書等で金額を区分可能な限り、区分計上すべきである。固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、監査人の平成29年度の試算によると、以下の表の通り、年度末において当施設の減価償却率(老朽化率)は68.8%となる

項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	181,509,764	4,776,570	90,754,830
建物(建物附属設備)	109,445,236	0	109,445,224
計	290,955,000	4,776,570	200,200,054

3. あらかわクリーンセンター（焼却工場）



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	あらかわクリーンセンター	棟名称	焼却工場
設置根拠	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所管部署	あらかわクリーンセンター
設置目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設として、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設。		
所在地	仁井田字北原 1 番地の 1	運用形態	PFI ※その他の場合（DBO）
施設分類	供給処理施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	環境衛生
取得年月日	2008 年 8 月 31 日	供用年月日	2008 年 8 月 31 日
		築年数	10 年
施設概要	平成20年8月にPFI事業のDBO方式にて竣工。 全連続燃焼式ストーカ炉（計画処理220t/日 110t/日×2炉）灰溶融設備（計画処理20t/日）で構成された一般廃棄物処分施設		
②基礎情報			
敷地面積	33,436.90㎡	建築面積	4,622.18㎡
		延床面積	10,100.90㎡
階数	6	建物構造	鉄骨造
		耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0 人 指定避難所 0 人）	
近隣（半径1.0km）施設	老人福祉センター、福島恵風園		
類似施設	あぶくまクリーンセンター		
交通事情	福島交通バス：市内循環線「仁井田」停留所より徒歩5分		
③利用情報			
利用者数 ²⁹	165,965 人	28 163,940 人	27 158,056 人
年間利用時間	1,544 時間	キャパシティ	1,544 時間
営業時間/日	6.25 時間	年間営業日数	247 日
		平均稼働率	100.0%
		1日平均利用者数	672 人
④財務情報			
取得価額（円）	2,129,350,000	減価償却累計額（円）	459,939,600
		残存価額（円）	1,669,410,400
		減価償却率	21.6%

(1) 建物及び設備の固定資産台帳への登録（指摘）

焼却工場の固定資産台帳の取得価額は、2,129 百万円で計上されているが、全体設計書によると焼却工場の総事業費は、9,066,480,230 円である。固定資産台帳には建物本体のみが一括計上されており、その取得価額 2,129,350,000 円は再調達価額（建物共済保険価額）を以て計上されている。

整備マニュアルにおいて取得価額が不明である場合には再調達価額（建物共済保険価額）によるとされており、市の説明によると、保険金額には機械設備の評価額も反映していると

のことである。しかしながら、焼却工場の建設時期は平成 20 年 8 月であり、全体設計書より個別資産の取得価額は算出可能であることから、再調達価格を取得価額として計上していることは適切ではない。

資源化工場以上に投資額が多額に上り、焼却工場の設備の中核を占めるはずの機械設備は、過去の工事契約や設計書、見積書等を確認し、もれなく固定資産台帳に登録して、今後の維持管理の基礎データの一つとして利用すべきである。これにより、福島市の公共施設の現状把握及び施設評価が適切に行われることになるものと考えらる。

全体設計書より、監査人が適正な平成 29 年度の取得価額及び減価償却額（累計額）を算出した結果は以下のとおりである。なお、資源化工場と同様、機械装置の耐用年数は税法の耐用年数省令に基づいて、「前掲の機械装置以外の主として金属 17 年」を適用している。

(単位:円)

項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	1,371,993,948	36,105,104	324,945,935
建物(建物附属設備)	1,174,018,113	78,267,874	704,410,868
工作物(機械装置)	6,464,747,465	380,279,263	3,422,513,364
工作物(構築物)	55,720,703	3,516,727	31,650,545
計	9,066,480,230	498,168,968	4,483,520,712

H29末で9年経過

(2) 建物附属設備の固定資産台帳への区分計上（指摘）

あらかわクリーンセンター焼却工場の建物の固定資産台帳上の取得価額は、前述の通り 2,129,350,000 円であるが、この中には (1) の表に記載した電気設備工事や空調設備工事等の建物附属設備 1,174,018,113 円が含まれているものと思われる。資源化工場やリサイクルプラザと同様、これらの建物附属設備は建物本体と区分して計上すべきである。

なお、固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、監査人の試算によると平成 29 年度末において当施設の減価償却率（老朽化率）は 49.5%となる。

(3) 収入（意見）

全額売電収入（余剰電力分を荏原環境プラントに売却）であり、株式会社あらかわEサービス（焼却設備運営会社であり、荏原環境プラント株式会社の 100%子会社）を経由して、地産地消事業として市内の小中学校 71 校へ電力供給されている。現状では売電量と消費量（市内小中学校電気使用量）を比べると消費量が下回っており、地産地消事業拡大を図るべく検討している。

具体的には、市の公共施設のうち電力会社と長期継続契約をしている施設を除く 69 施設と売電契約を締結することを進めている。このうち 52 施設については令和元年 8 月検針分より地産地消事業へ切替済だが、他の 17 施設は協議中とのことである。焼却工場の発電の有効利用及び市の公共施設の光熱費削減のため、福島市音楽堂、西部体育館、中央市民プール等の電力消費の多い他の 17 施設について、さらに焼却工場の電力利用を推進することが望ましい。

4. あらかわクリーンセンター

(1) 備品の除却処理漏れ（指摘）

以下の表に示した旧焼却工場の備品 4 件は現品が存在しないため、全て除却処理すべきである。

備品分類	個別番号	備品品名	備品規格	取得価額(円)	備考	保管場所	使用状況
328011	00002	電気低温乾燥器	送風定温乾燥機 DK-62型 ヤマト科学製	190,650	—	—	旧焼却工場備品
314037	00003	コンプレッサー	エアークンプレッサー 2段圧	170,000	—	—	旧焼却工場備品
314054	00004	管内部掃除器	チューブクリーナーR-10 谷浦鉄工KK製 2.2kw 三相	290,000	—	—	旧焼却工場備品
314017	00005	切断機	切断機 カミュル株KSランラン(携帯用溶断器セット)	105,500	—	—	旧焼却工場備品

(2) 備品の除却処理の必要性検討（意見）

以下の表の備品は、取得から 15 年以上経過しており、かつ、取得価額が 10 万円以上のものである。担当者に使用見込を質問したところ、備考欄に使用見込なしと記載されているものを含めて全て使用見込ありとの回答を受けた。しかし、このうち一番古い「デジタル上皿直示天秤」は取得から 41 年が経過しており、一番新しい「小型高速せっけん粉砕機 TGC-200」でも取得から 18 年が経過しているため、これらの備品は当初の機能が維持されていない可能性もある。使用する可能性がある場合は保管を続けるという考え方ではなく、使用する可能性が乏しいものは除却処理することが望ましいものとする。

備品分類	個別番号	備品品名	備品規格	取得価額(円)	備考	保管場所	使用状況
308045	00001	はかり(秤)	デジタル上皿直示天秤 TOP-1200L 研精工業製	316,200	—	ふれあい訪問収集棟	使用していない
308089	00006	酸素測定器	光明理化学 硫化水素測定器 TOM202型	135,000	使用見込なし	ふれあい訪問収集棟	使用していない
308094	00007	振動計	振動計 VM3004 国際振動研究所製	250,000	使用見込なし	破碎機前室	使用していない
308095	00008	超音波測定器	超音波厚さ計 (株)東京計器製 HTM100	308,000	使用見込なし	破碎機前室	使用していない

備品分類	個別番号	備品品名	備品規格	取得価額(円)	備考	保管場所	使用状況
308064	00009	可燃性ガス測定器	複合型ガス探知器 GX-86	268,800	-	破砕機前室	使用していない
308032	00010	騒音計	積分型精密騒音計 NL-05 A検定付	159,600	-	破砕機前室	使用していない
314018	00011	送排風器	ミドリ安全 電動送風機105 型 25-0771	111,825	-	8番ヤード	使用していない
311067	00012	石鹼製造機	小型せっけん製造プラント ニ・プラタウ	378,000	-	工芸室	使用していない
311067	00013	石鹼製造機	小型せっけん製造プラント ニ・プラタウ	378,000	-	工芸室	使用していない
311067	00014	石鹼製造機	小型高速せっけん粉砕機 TG C-200	191,310	-	工芸室	使用していない
311067	00015	石鹼製造機	小型高速せっけん粉砕機 TG C-200	191,310	-	工芸室	使用していない

5. 保健福祉センター



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	保健福祉センター	棟名称	-
設置根拠	地方自治法第244条第1項	所管部署	保健所総務課
設置目的	市民の生涯にわたる健康の保持及び福祉サービスの充実を図るため		
所在地	森合町10番1号	運用形態	直接運営 ※その他の場合()
施設分類	保健・福祉系施設	財産区分	行政財産
取得年月日	1998年10月8日	供用年月日	1998年10月8日
		築年数	20年
施設概要	平成10年に地下1階・地上6階建の鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造にて竣工。現在、市保健所・こども未来部のほか、市医師会、市社会福祉協議会などが入居している。また、各施設は業務に支障のない範囲において市民団体等に貸出ししている。		

②基礎情報							
敷地面積	10,573.00㎡	建築面積	2,235.93㎡	延床面積	10,573.16㎡	駐車台数	161 台
階数	6	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート		耐震性能	新耐震基準	
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 人 指定避難所 福祉避難所20 人)					
近隣(半径1.0km)施設	中央学習センター、図書館、福島テルサ、草心苑、本庁舎、市民会館、福島体育館、アオウゼ、コラッセ ほか						
類似施設	-						
交通事情	福島交通バス:福島市内循環線停留所敷地内						

③利用情報							
利用者数	29 120,531 人	28 132,301 人	27 143,342 人	年間利用時間	19,455 時間	キャパシティ	4,833 時間
営業時間/日	13.5 時間	年間営業日数	358 日	平均稼働率	50.3%	1日平均利用者数	337 人

④財務情報							
取得価額(円)	5,511,644,850	減価償却累計額(円)	2,118,257,370	残存価額(円)	3,393,387,480	減価償却率	38.4%

(1) 建物附属設備の固定資産台帳への区分計上(指摘)

固定資産台帳には建物のみが取得価額 5,511,644 千円として計上されており、建物附属設備が区分されていないが、平成 10 年の建設当時の契約書が残されており、建物本体工事、電気設備工事、給排水衛生工事、空調工事等がそれぞれ別契約となっているため、この契約書に基づいて区分計上すべきである。建物附属設備は以下の表の 2 行目以下であり、総額 1,743,284 千円となる。

監査人の試算によると、取得価額、平成 29 年度の年間償却費、平成 29 年度末の減価償却累計額は以下の通りとなる。固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、平成 29 年度末の減価償却率(老化率)は 57.8%となる

項目	(単位:円)		
	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	3,708,402,907	74,168,058	1,409,193,105
建物(建物附属・電気設備)	504,169,818	0	504,169,817
建物(建物附属・給排水設備)	334,727,178	0	334,727,177
建物(建物附属・空調設備)	592,529,477	0	592,529,476
建物(建物附属・火災報知設備)	311,857,620	0	311,857,619
計	5,451,687,000	74,168,058	3,152,477,194

(2) 新規取得設備の固定資産台帳への登録(指摘)

平成 29 年度の主な物件費の支出内容を検討したところ、以下の設備更新工事が工事請負費として処理され、固定資産台帳に登録されていない。しかし、これらの更新工事は旧設備を取り外して廃棄し、新設備に更新したものである。

「整備マニュアル」の更新編によれば、固定資産の修理、改良等の費用のうち当該固定資産の価値を高め、また、その耐久性を増すことになる部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上することとされている。設備の入替更新であれば資本的支出であることは明らかであり、新規取得分を新たに固定資産台帳に登録すべきである。

なお、市の担当者より、以下の工事請負費の 3 件については、令和元年 5 月に固定資産台

帳に登録しており、包括外部監査向けに提出された固定資産台帳は平成 31 年 3 月 17 日付のため、未登録だったとの説明を受けた。しかし、新地方公会計に基づく平成 29 年度の福島市の財務書類は平成 31 年 4 月に公表されており、令和元年 5 月に登録された 3 件は、平成 29 年度中に取得したにもかかわらず、平成 29 年度決算では貸借対照表に計上されていなかったことになる。減価償却費は取得の翌年度から計上するとしても、固定資産台帳への登録は遅滞なく行い、新地方公会計の貸借対照表には年度内の固定資産取得及び除却が反映されるようにすべきである。

項目	日付	工事内容	金額 (円)	計上根拠証憑
工事請負費	H29 年 8 月 9 日	中央監視関係機器更新工事	29,808,000	支出負担行為伺書、工事完成届
工事請負費	H29 年 9 月 5 日	空調監視用機器更新工事	17,280,000	支出負担行為伺書、工事完成届
工事請負費	H29 年 10 月 17 日	自動火災報知設備更新工事	11,232,000	支出負担行為伺書、工事請負契約書

(3) 備品の除却処理 (指摘)

備品台帳に基づいて現物の状況を確認した結果、以下の健康推進課の自動身長体重計、車両 2 台 (スバル) の 3 件は既に現物がないことから除却処理すべきである。

なお、車両 2 台は除却決裁の処理は行っていたが、備品管理システムへの除却処理入力が漏れていたとのことである。今後は、除却処理に当たって、台帳の除却処理の確認まで実施すべきである。

品名	規格	設置場所	金額 (円)	摘要
はさみ尺	自動身長体重計 WHA6	4 階児童健診ホール	651,000	現物確認できず
自動車	スバル福島 50 つ 3425	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損
自動車	スバル福島 50 つ 3426	西側駐車場	809,500	H28.9.5 棄損

(4) 電子式個人線量計の削減 (意見)

現在、当施設では放射線健康管理課所有の電子式個人線量計 500 台を管理している。このうち 310 台は機器調整中で使用されておらず、残りは市民へ貸出中が 3 台、各支所や保育所への貸出中が 187 台とのことである。

現状では 500 台すべてについて個別に備品 No を付して 1 台毎の入出庫管理を行っている。しかし、原発事故から既に 8 年以上経過し、福島市内の除染作業は完了しており、直近の入出庫台帳の払出状況からすると個人線量計の必要性は低下していると思われる。今後は利用状況を確認して管理コストと利用頻度を勘案し、稼働率に見合う保有台数への削減を検討することが望ましい。

6. 福島テルサ



福島テルサは、市民の、教養、文化、研究ならびにスポーツ等の活動を通じて、やすらぎとうるおい、そして出会いの広がる空間を提供し、福祉の増進と文化芸術の振興に寄与するための施設です。

調査年度 H30

①施設概要	
施設名称	福島テルサ
設置根拠	地方自治法第244条第1項
設置目的	市民の集会その他催物の利便を図り、もって福祉の増進と文化芸術の振興に寄与する
所在地	上町4番25号
施設分類	市民文化系施設
取得年月日	1994年12月21日
施設概要	平成6年12月に地下1階・地上6階（塔屋）の鉄骨鉄筋コンクリート造にて竣工、平成7年6月に開館。客席480席のFTホールや会議室、研修室、レストラン、フィットネス施設等を有する。

②基礎情報	
敷地面積	2,843.09㎡
階数	地下1階/地上6階/塔屋
避難所指定	有
近隣（半径1.0km）施設	中央学習センター、図書館、草心苑、本庁舎、市民会館、福島体育館、保健福祉センター、アオウゼ、児童公園ほか
類似施設	福島市公会堂、福島市音楽堂、パルセ飯坂、福島県文化センター
交通事情	福島駅より徒歩10分福島交通バス 福島市内循環線『上町』バス停より徒歩3分

③利用情報	
利用者数	29 200,652人
営業時間/日	11時間

④財務情報	
取得価額(円)	5,757,950,000
減価償却累計額(円)	2,648,657,000
残存価額(円)	3,109,293,000
減価償却率	46.0%

(1) 建物附属設備及び設備の固定資産台帳への区分計上（指摘）

福島テルサの建物の取得価額は、固定資産台帳上に5,757,950,000円として計上されている。しかし、平成6年12月の建物建築当時の工事請負契約書の明細によると、この金額には以下の通り電気設備や給排水衛生設備など建物附属設備とすべきものが1,790,398,712円、構築物とすべきものが14,771,000円、機械装置とすべきものが424,883,500円含まれていることが確認できる。固定資産台帳には5,757百万円の全額が建物として登録されているため、建物の耐用年数（50年）により減価償却費が計算されている。契約書等により工事費が区分記載されており、それぞれ耐用年数も異なることから、固定資産台帳上も区分して計上すべきである。

また、固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、監査人の試算によると平成 29 年度末において当施設の減価償却率（老朽化率）は 66.7%となる。

(単位:円)

項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	3,527,904,288	70,558,086	1,622,835,972
建物(建物附属設備)	1,790,398,712	2,016,490	1,776,283,255
工作物(構築物)	14,771,000	0	14,770,996
工作物(機械装置)	424,883,500	0	424,883,497
計	5,757,957,500	72,574,576	3,838,773,720

(注) 上記は平成 29 年度の数値である

(2) 照明灯の備品台帳による明細の管理（意見）

備品台帳には劇場用の照明灯が 6 行（件）で 38,164,000 円登録されているが、現物は 100 個以上ある。このため一品ごとの現物の特定ができておらず、現状では台帳上の除却処理もできない状態である。総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の第 32 項によれば、固定資産台帳は資産管理に役立つものでなければならず、記載単位の考え方は現物との照合が可能な単位であること及び取換えや更新を行う単位であること、とされている。

照明灯は、大量に一括購入する資産であるため、取得時は台帳上グルーピングにより一括計上することはやむを得ないものとする。ただし、現品管理が可能となるように、現物の棚卸を行って連番を付すなどして、取得時期毎に別途明細表を作成して現物との対応が可能となるようにすることが望ましい。

(3) 物件費（工事請負費）の固定資産計上（指摘）

平成 29 年度に支出された物件費（工事請負費）には、「空調監視用無停電電源装置交換工事」733,320 円の支出が含まれている。これは空調監視用無停電電源装置の交換工事であり、旧装置を廃棄して新装置を設置したものである。

「整備マニュアル」の更新編によれば、固定資産の修理、改良等の費用のうち当該固定資産の価値を高め、また、その耐久性を増すことになる部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上することとされている。現在、この装置は固定資産台帳に計上されていないが、このように旧装置を廃棄して新装置を設置する場合は、資産の取得として固定資産台帳に計上すべきである。

(4) 利用情報の収入及び利用者数の記載方法（意見）

冒頭に記載した表の「③利用情報」の利用者数は、フィットネスとレストラン利用者を含めた人数が集計されている。しかし、これらは市の公共施設である福島テルサの本来の目的である市民の集会・催物のための利用に係るものではなく、また、市が運営する施設ではない。したがって、今後の当施設の在り方の検討に当たっては、フィットネスとレストランの利用者数を除外することが望ましい。

(5) フィットネスクラブ及びプールの設備維持の妥当性（意見）

当施設は、雇用促進事業団と福島市が勤労者福祉施設（労働者のための教養、文化、体育又はレクリエーションの施設）及び市の催事や集会機能を有する施設として、共同（福島市43%負担）で平成6年に建設したものである。その後、雇用促進事業団の廃止と雇用・能力開発機構（特殊法人）の設立に伴い、福島市が平成15年に残りの持分を取得している。

このような経緯から、ホール、会議室等に加えて、5階はフィットネスクラブ、最上階の6階には温水プールが設置されている。プールの天井は可動式屋根と特殊機能を持つ施設であり、以下の通り経年劣化により毎年多額の修繕費が計上されている。なお、水道光熱費はフィットネスクラブの運営会社が負担している。

フィットネスクラブの利用者は、コンサートホール、体育館、図書館、会議室などと比較すれば、不特定多数の市民の利用に供されるわけではないことから、多額のコストをかけて設備を維持する必要性の有無に関して検討することが必要と考える。

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
修繕費総額	2,501	15,016	4,908
主な内容と金額	サウナ改修 1,024千円	プール濾材入替え 3,862千円	可動式屋根突合せゴム 交換 969千円

※平成28年度は、大規模改修を実施した特殊要因あり

(6) フィットネスクラブの賃料設定の妥当性（意見）

フィットネスクラブは利用者の利便性の観点から賃貸しているとのことだが、食堂・売店と同様に「行政財産を利用するもののため」の便益施設と言えるか疑問がある。もともとフィットネスクラブ施設は健康増進施設として設置されたものであり、この設備を遊休状態にならないようにするために、施設運営のノウハウを有する事業者へ賃貸して運営を委ねることと自体は、一定の経済合理性があるものと考えられる。

ただし、行政財産使用許可により運営している他の事例を参考として売上高の8%を以て賃料としているが、特にフィットネスクラブは設備費が嵩むことから、賃料設定については売上の8%が妥当か再検討することが望ましい。

7. 飯坂温泉観光会館（パルセいいざか）



		調査年度	H30				
①施設概要							
施設名称	飯坂温泉観光会館		棟名称	—			
設置根拠	地方自治法第244条第1項		所管部署	観光コンベンション推進室			
設置目的	観光の振興及び市民の集会その他催物の利便を図り、もって地域の活性化と市民の福祉向上に寄与するため						
所在地	飯坂町字筑前27-1		運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）			
施設分類	市民文化系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	産業振興		
取得年月日	1992年2月14日	供用年月日	1992年2月14日	築年数	27年		
施設概要	平成4年2月に地上4階建の鉄筋コンクリート及び一部鉄骨鉄筋コンクリート造にて竣工。可動席1,356席及び固定席584席によるホール構成で計1,940席を有する。						
②基礎情報							
敷地面積	10,358.00㎡	建築面積	3,627.21㎡	延床面積	7,795.46㎡	駐車台数	232台
階数	4	建物構造	鉄筋コンクリート		耐震性能	新耐震基準	
避難所指定	有	※有の場合その人員（ 指定緊急避難所 0人 指定避難所 1940人 ）					
近隣（半径1.0km）施設	飯坂支所、飯坂学習センター、大門の湯ほか						
類似施設	県文化センター、公会堂、音楽堂、福島テルサ、こむこむ、郡山市民文化センター、会津風雅堂、ほか						
交通事情	福島交通飯坂線：飯坂温泉駅より徒歩7分						
③利用情報							
利用者数	29 65,067人	28 77,678人	27 64,710人	年間利用時間	2,960時間	キャパシティ	3,672時間
営業時間/日	12時間	年間営業日数	306日	平均稼働率	16.1%	1日平均利用者数	213人
④財務情報							
取得価額（円）	3,510,814,000	減価償却累計額（円）	1,825,623,280	残存価額（円）	1,685,190,720	減価償却率	52.0%

(1) 建設工事の契約書、設計書（指摘）

パルセいいざかの平成2～3年度の当初建設工事に係る契約書、設計書が現在確認できていない。建設当初の工事請負契約書・設計書は永年保存することとされており、保管場所を確認して確実に保管する必要がある。

(2) 建物附属設備及び設備の固定資産台帳への区分計上（指摘）

固定資産台帳には建物の取得価額として3,510,814千円が計上されている。しかし、建設工事の明細（飯坂温泉観光会館 建設工事関連概要）の全体事業費によると、建築本体工事

や基礎工事とは別に、電気設備工事、給排水衛生設備工事、舞台音響・照明設備工事等のそれぞれの工事費が区分記載されており、それぞれ耐用年数も異なるため、固定資産台帳上も区分して計上すべきである。

また、建設工事の明細によると、業務委託の事業費として、設計管理委託が 32,960 千円、駐車場設計等委託が 4,705 千円計上されている。これらは建物、建物附属設備、構築物等の取得価額に含めて固定資産台帳に計上すべきである。

以上の点を考慮した監査人の試算によると、耐用年数及び取得価額は以下の通りである。なお、建設工事の明細が千円単位のものであるため、金額単位を千円としている。

項目	工事内容	耐用年数	取得価額（千円）
建物	劇場用建物（鉄筋コンクリート）	41	2,278,279
建物（建物附属設備）	電気設備	15	269,482
工作物（機械装置）	劇場用設備（機械装置）	11	91,560
工作物（機械装置）	劇場用設備（機械装置）	11	139,516
建物（建物附属設備）	給排水衛生設備	15	215,374
建物（建物附属設備）	給排水衛生設備	15	44,772
建物（建物附属設備）	電気設備	15	349,054
工作物（構築物）	外構（アスファルト舗装）	10	160,441
	計		3,548,479

さらに、当施設の建物は固定資産台帳に一括登録され、耐用年数 50 年として計算されているが、機械装置等の耐用年数は 11 年、建物附属設備の耐用年数は 15 年であり、区分計上した場合には平均耐用年数が短くなる。固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、監査人の試算によると平成 29 年度の減価償却費及び減価償却累計額は以下の通りであり、減価償却率（老朽化率）は 76.5%となる。

（単位：千円）

項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	2,278,279	55,568	1,444,763
建物（建物附属設備）	878,683	0	878,683
工作物（構築物）	160,441	0	160,441
工作物（機械装置）	231,076	0	231,076
計	3,548,479	55,568	2,714,962

（注）本建設工事に係る明細が千円単位のため、千円単位で記載している

(3) 収入（使用料及び手数料）の徴収方法（意見）

施設の使用料ではなく、備品設置料、清掃料等会館の手数料として徴収している収入があ

る。これらは会館独自の事業であるため、会館独自の単価を設定している。

当施設のパンフレットには、使用料以外の手数料について、備考として「この表以外でも所定の料金を申し受けながら受け付けているものもありますので、ご相談ください」と記載されているが、利用者に分かりやすいよう、パンフレットへの記載方法を再検討することが望ましい。

(4) 新規取得設備の固定資産台帳への登録（指摘）

平成 29 年度に修繕費（工事請負費）として支出された第 2 駐車場外灯改修工事（福島市支出：1,188 千円）は、老朽化した外灯を撤去し、新しい外灯に取り替えた工事である。新しい外灯は LED であり、旧外灯に比べて性能が向上している。したがって当該工事費は固定資産の取得として処理すべきものだが、固定資産台帳に計上されていない。

「整備マニュアル」の更新編によれば、固定資産の修理、改良等の費用のうち当該固定資産の価値を高め、また、その耐久性を増すことになる部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上することとされている。設備の入替更新であれば資本的支出であることは明らかであり、新規取得分を新たに固定資産台帳に登録すべきである。

8. 国体記念体育館



						調査年度	H30
①施設概要							
施設名称	福島市国体記念体育館			棟名称	—		
設置根拠	地方自治法第244条第1項			所管部署	保健体育課		
設置目的	市民の体育振興を図る						
所在地	福島市仁井田字西下川原41-1			運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）		
施設分類	スポーツ・レクリエーション系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	教育		
取得年月日	1994年3月29日	供用年月日	1994年4月1日	築年数	25年		
施設概要	メインアリーナ(2,334㎡)、サブアリーナ(1,050㎡)、軽スポーツ室、幼児スポーツ室、会議室、研修室等						

②基礎情報							
敷地面積	22,616.90㎡	建築面積	7,487.10㎡	延床面積	10,147.70㎡	駐車台数	381 台
階数	2階一部3階	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 0 人 指定避難所 1692 人)					
近隣 (半径1.0km) 施設	吉井田学習センター、荒川桜づつみ河川公園						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス：福島駅西口 (土船行) →「国体記念体育館入口」停留場より徒歩5分						

③利用情報							
利用者数	29 330,076 人	28 330,116 人	27 341,385 人	年間利用時間	24,660 時間	キャパシティ	4,356 時間
営業時間/日	12 時間	年間営業日数	363 日	平均稼働率	62.9%	1日平均利用者数	909 人

④財務情報							
取得価額 (円)	4,618,035,000	減価償却累計額 (円)	2,442,648,120	残存価額 (円)	2,175,386,880	減価償却率	52.9%

(1) 建物附属設備等の固定資産台帳への区分計上 (指摘)

国体記念体育館は平成7年開催の福島国体に向けて建設され、平成6年3月末に完成計上したものである。この体育館は、固定資産台帳には体育館の建物の取得価額4,588,330,000円として一括計上されている。しかし、建築時の請負契約書、設計書を確認したところ、建物本体工事、電気設備工事、給排水衛生工事、空調工事等がそれぞれ区分されていることから、これらは区分計上すべきである。なお、上記の表の「④財務情報」の取得価額には、敷地内にある物置、自転車小屋、トイレなどの施設の取得価額が含まれている。

固定資産を耐用年数の異なるもの毎に建物附属設備等に区分して台帳に登録した場合、監査人の試算によると、取得価額、平成29年度の年間償却費、平成29年度末の減価償却累計額は以下の通りとなり、減価償却率 (老朽化率) は61.7%となる。

(単位:円)

項目	取得価額	年間減価償却額	減価償却累計額
建物	3,248,519,006	62,205,683	1,492,936,394
建物(建物附属設備)	1,315,563,307	0	1,315,563,306
器具及び備品	24,247,687	0	24,247,686
計	4,588,330,000	62,205,683	2,832,747,386

(2) 備品の除却処理 (指摘)

備品台帳よりサンプルを抽出して現品との突合を実施したところ、以下に記載した通り、除却漏れが2件 (車両1,049,000円、バスケット台10,217,600円)、備品シールの貼り付け誤りが1件あった。除却や新規取得時の現品管理には十分留意することが必要である。

備品分類	個別番号	品名	備品規格	取得価額(円)	コメント
316004	00001	自動車	福島45ぬ6453	1,049,000	H28年度に除却しているが、備品台帳上除却処理が漏れているもの
323001	00049	球技用具	バスケット台 セノーDA6060	8,066,960	誤って備品シール「00050」を貼っている
323001	00050	球技用具	バスケット台 セノーDA0801	10,217,600	5～6年前に除却しているが、備品台帳上除却処理が漏れているもの

9. 信夫ヶ丘競技場



				調査年度	H30
①施設概要					
施設名称	信夫ヶ丘競技場		棟名称	-	
設置根拠	都市公園法		所管部署	保健体育課	
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資する				
所在地	福島市古川14-1		運用形態	指定管理 ※その他の場合()	
施設分類	スポーツ・レクリエーション系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	生活・インフラ
取得年月日	1951年3月31日	供用年月日	1951年4月1日	築年数	68年
施設概要	トラック(1周400m8コース 全天候型ウレタン舗装)、フィールド(高麗芝張り/助走路オールウェザーS舗装)、メインスタンド(収容人数5,000人)、バックスタンド(収容人数11,400人)等				

②基礎情報						
敷地面積	37,774.00㎡	建築面積	2,087.32㎡	延床面積	2,788.54㎡	
階数	3	建物構造	鉄筋コンクリート		耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 3666人 指定避難所 0人)				
近隣(半径1.0km)施設	信夫ヶ丘球場、福島第三中学校					
類似施設	-					
交通事情	福島交通バス：福島駅東口1番ポール(月輪方面)→「堀河町」停留場より徒歩5分					

③利用情報										
利用者数	29	91,102人	28	84,408人	27	96,882人	年間利用時間	6,856時間	キャパシティ	2,856時間
営業時間/日	8時間	年間営業日数	357日	平均稼働率	60.0%	1日平均利用者数	255人			

④財務情報							
取得価額(円)	17,708,750	減価償却累計額(円)	17,708,748	残存価額(円)	2	減価償却率	100.0%

(1) 備品台帳及び固定資産台帳の登録誤り（指摘）

備品台帳及び固定資産台帳に計上されている以下の備品(テーブル類546,000円×20個)は、現物を確認したところ、会議用テーブル7,800円/個×20脚の入力誤りと推測される。これらは昭和53年5月に一括取得・登録されたものであり、台帳を正しく修正するとともに、台帳と現物の照合を定期的実施し、不一致が生じないようにする日常管理を徹底することが必要である。

備品分類	個別番号	備品区分	品名	備品規格	取得価額
301002	00001	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00002	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00003	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00004	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00005	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00006	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00007	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00008	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00009	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00010	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00011	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00012	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00013	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00014	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00015	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00016	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00017	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00018	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00019	テーブル類	座机	コクヨ	546,000
301002	00020	テーブル類	座机	コクヨ	546,000

10. 飯野地区体育館、湯野地区体育館

(1) 飯野地区体育館に係る今後の計画策定（意見）



		調査年度	H30			
①施設概要						
施設名称	福島市飯野地区体育館		棟名称	—		
設置根拠	地方自治法第244条第1項		所管部署	保健体育課		
設置目的	市民の体育振興を図る					
所在地	福島市飯野町明治字芳作62-1		運用形態	直接運営（管理業務委託） ※その他の場合（ ）		
施設分類	スポーツ・レクリエーション系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分 教育		
取得年月日	1985年3月20日	供用年月日	1985年4月1日	築年数 34年		
施設概要	メインアリーナ(2,334㎡)、サブアリーナ(1,050㎡)、軽スポーツ室、幼児スポーツ室、会議室、研修室等					
②基礎情報						
敷地面積	7,105.24㎡	建築面積	1,201.00㎡	延床面積 1,201.00㎡	駐車台数 20台	
階数	1階	建物構造	鉄骨造		耐震性能 新耐震基準	
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 3552人 指定避難所 600人)				
近隣(半径1.0km)施設	—					
類似施設	—					
交通事情	福島交通バス「房田」「畑中」停留所より徒歩16分					
③利用情報						
利用者数	29 7,040人	28 8,599人	27 9,370人	年間利用時間 1,584時間	キャパシティ 4,284時間	
営業時間/日	12時間	年間営業日数 357日	平均稼働率 37.0%	1日平均利用者数 20人		
④財務情報						
取得価額(円)	84,070,000	減価償却累計額(円)	80,707,200	残存価額(円)	3,362,800	減価償却率 96.0%

飯野地区体育館の床面積は1,201㎡であり、湯野地区体育館(1047.88㎡)とほぼ同程度の面積だが、平成29年度の利用者数は、湯野地区体育館が21,124人(運動場利用者を含めていない)に対して、7,040人と1/3程度である。年度毎の利用者数推移でも、平成27年度9,370人、平成28年度8,599人と毎年減少傾向にある。平成30年度の利用者数は7,105人と微増となっているが、利用者数増加が見込まれないのであれば、それを踏まえた上で今後の維持更新等の長期計画を策定することが望ましい。

(2) 湯野地区体育館の耐震化工事（指摘）



							調査年度	H30
①施設概要								
施設名称	福島市湯野地区体育館			棟名称	—			
設置根拠	地方自治法第244条第1項			所管部署	保健体育課			
設置目的	市民の体育振興を図る							
所在地	福島市飯坂町湯野字暮坪山3-4			運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）			
施設分類	スポーツ・レクリエーション系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	教育			
取得年月日	1964年10月7日	供用年月日	1965年4月1日	築年数	54年			
施設概要	体育館（フロア面積847㎡）、グラウンド14,634㎡							

②基礎情報							
敷地面積	21,024.00㎡	建築面積	1,047.88㎡	延床面積	1,047.88㎡	駐車台数	70台
階数	1階	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員（指定緊急避難所 7317人 指定避難所 423人）					
近隣（半径1.0km）施設	西根中学校、愛宕山公園						
類似施設	—						
交通事情	福島交通飯坂電車「飯坂温泉駅」より徒歩約13分						

③利用情報										
利用者数	29	25,441人	28	23,499人	27	23,252人	年間利用時間	5,796時間	キャパシティ	4,284時間
営業時間/日	12時間	年間営業日数	357日	平均稼働率	67.6%	1日平均利用者数	71人			

④財務情報							
取得価額（円）	190,340,000	減価償却累計額（円）	154,936,760	残存価額（円）	35,403,240	減価償却率	81.4%

前述の通り、湯野地区体育館は、飯野地区体育館に比して利用者数が多く稼働率も高いことから、それを踏まえた今後の長期計画を策定することが望ましい。本施設は耐震化工事が未実施であるが、取得年月が昭和39年10月で築後55年を経過していること、及び延べ利用者数が年間2万人を超えることから、施設を維持するのであれば早急に耐震化への対応を実施すべきである。

なお、本施設は老朽化が著しいことから、現有施設の耐震化ではなく、施設の建替え更新や近隣小中学校体育館の利活用なども考えられる。福島市の北部地区には体育施設への一

定の需要があると考えられるため、市民や利用者の要望に基づいて施設の維持または更新を図ることが望ましい。

現有施設の耐震化または施設更新等のいずれを選択するとしても、耐震未対応及び老朽化の進捗に鑑み、早急に対応すべきである。

(3) 湯野地区体育館の倉庫の除却処理（指摘）

湯野地区体育館の固定資産台帳には以下の3つの倉庫が計上されているが、監査人が現地で現物を確認したところ、簡易な物置が設置されているだけであった。また、手書きの公有財産台帳には46.28㎡の物置が記載されているが、これに該当すると思われる建物は無い。以上により、固定資産台帳に計上されている以下の倉庫は、台帳から削除すべきものとする。

番号	取得年月	資産負債区分2	取得価額（円）	耐用年数	用途	延床面積（㎡）
00001092	19800419	事業用資産／建物	713,400	31	倉庫・物置	11.89
00001093	19800419	事業用資産／建物	240,000	31	倉庫・物置	4.00
00001094	19800419	事業用資産／建物	120,000	31	倉庫・物置	2.00

1.1. ヘルシーランド福島



調査年度 H30

①施設概要					
施設名称	ヘルシーランド福島		棟名称	-	
設置根拠	地方自治法第244条第1項		所管部署	清掃管理課	
設置目的	市民の健康の増進と福祉の向上を図る				
所在地	岡部字上川原26番地		運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）	
施設分類	スポーツ・レクリエーション系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	教育
取得年月日	1991年3月31日	供用年月日	1991年4月12日	築年数	28年
施設概要	平成3年に地上2階建の鉄筋コンクリート造にて竣工。あぶくまクリーンセンターの余熱利用施設として、屋内プール、大浴場・休憩室、サウナ室を完備している。また、敷地内には屋内ゲートボール場もある。				

②基礎情報							
敷地面積	17,625.00㎡	建築面積	3,192.48㎡	延床面積	4,341.35㎡	駐車台数	140 台
階数	2	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 4406 人 指定避難所 191 人)					
近隣 (半径1.0 km) 施設	あぶくまクリーンセンター、小島の森						
類似施設	福島市民プール・あづま運動公園						
交通事情	福島交通バス：月の輪団地行または保原・梁川・五十沢行「岡部」停留所より徒歩7分						

③利用情報							
利用者数	29 123,204 人	28 134,846 人	27 135,462 人	年間利用時間	7,912 時間	キャパシティ	3,784 時間
営業時間/日	11 時間	年間営業日数	344 日	平均稼働率	69.7%	1日平均利用者数	358 人

④財務情報							
取得価額 (円)	1,086,672,560	減価償却累計額 (円)	599,506,488	残存価額 (円)	487,166,072	減価償却率	55.2%

(1) 物件費（修繕費）の資産計上（指摘）

平成 30 年 3 月に老朽化した還水槽の設備を交換しており、8,100,000 円を支出しているが、当該設備が固定資産台帳に計上されていない。これは施設の給排水衛生設備に該当するものであり、新規の設備交換の場合は「整備マニュアル」に従って固定資産台帳に計上すべきものである。

(2) プールの取得価額の 2 重計上の可能性（指摘）

固定資産台帳には以下のように計上されているが、プールの取得価額が二重計上されている可能性が高い。改めて建設時の工事請負契約書及び変更契約書等を確認し、正しい金額を計上すべきである。

また、今回の監査において建設時のプールの取得価額がわかる契約書、設計書等の提示を依頼したが、それらの書類の保管場所がわからないとのことで確認できなかった。パルセイ いざかにおいても指摘したが、建設当初の工事請負契約書・設計書は永年保存することとされており、保管場所を確認して確実に保管する必要がある。

特に当施設のプールは屋内の温水プールのため維持管理コストも多額になると想定されるため、今後の維持管理上、非常に重要な資料である工事請負契約書・設計書の保管場所の調査を徹底し、固定資産台帳に正しい金額を反映させるべきである。

番号	取得年月	資産負債区分 2	取得価額 (円)	耐用年数	用途
00000245	19910129	事業用資産/建物	1,042,053,060	50	事務所
00000246	19900116	事業用資産/建物	38,470,500	34	体育館
00000247	19910325	事業用資産/建物	6,149,000	38	便所
00000078	19910412	事業用資産/工作物	1,281,598,000	30	水泳プール

(3) 備品の除却処理（指摘）

平成3年1月に取得した屋内プール用時計（370,800円）は現在使用されておらず、屋内プールには別の時計が設置されており、今後の使用見込も乏しいことから、除却処理すべきである。

12. 十六沼公園



		調査年度	H30	
①施設概要				
施設名称	十六沼公園		棟名称	—
設置根拠	都市公園法第2条の2		所管部署	公園緑地課
設置目的	公共の福祉の増進			
所在地	福島市大笹生字組板山341-1外	運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）	
施設分類	公園施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分 生活インフラ・国土保全
取得年月日	0年0月0日	供用年月日	1992年6月1日	築年数 #VALUE! 年
施設概要	びよんびよんドーム、遊具、四阿、トイレ、噴水、駐車場			
②基礎情報				
敷地面積	211,730.00㎡	建築面積	0.00㎡	延床面積 0.00㎡
階数	未入力	建物構造	—	
避難所指定	無	※有の場合その人員（ 指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人 ）		
近隣（半径1.0km）施設	無し			
類似施設	—			
交通事情	東北中央道福島大笹生ICから車で約5分 福島交通バス：中野行き線「十六沼公園」停留所より徒歩1分			
③利用情報				
利用者数	29 0人	28 0人	27 0人	年間利用時間 0時間
営業時間/日	0時間	年間営業日数 365日	平均稼働率 0.0%	1日平均利用者数 0人
④財務情報				
取得価額 (円)	4,618,577,258	減価償却累計額 (円)	2,122,208,434	残存価額 (円) 2,496,368,824 減価償却率 45.9%

(1) 都市公園台帳と固定資産台帳の整合性（指摘）

都市公園台帳では「パーゴラ」として5件、「四阿」として1件登録されているが、固定資産台帳では「あづま屋1～4」として4件、「シェルター1、2」として2件登録されている。同一資産について異なる名称で登録されているため、台帳間での対応関係が不明瞭となっている。いずれの台帳も固定資産の管理目的で作成されている台帳であり、現物との対応関係が明確になるように整理すべきである。

また、固定資産台帳に登録されている「あづま屋」及び「シェルター」は、台帳上の取得年月が平成24年12月13日と登録されているが、実際の取得時期は平成24年以前であり、取得年月日が誤って登録されているため、正しい取得年度に修正すべきである。さらに、同一の施設であれば名称についても四阿に統一することが望ましい。

(2) 大型遊具「ぴよんぴよんドーム」の固定資産台帳への登録内容（指摘）

十六沼公園内で最大の遊具である「ぴよんぴよんドーム」は、東日本大震災後の平成24年度に設置したもののだが、固定資産台帳での科目区分が「建物」で耐用年数31年とされている。しかし、これは建物ではなく「工作物（構築物）」とすべきものであり、耐用年数は税法に定める構築物の「娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具緑化施設及び庭園」の「その他のもの（主として金属製のもの）」の10年が適当と考える。

また、固定資産台帳には取得価額が75,867,600円として計上されているが、この金額は施設の面積（1,264.46㎡）に四阿の取得価額として適用している再調達価額（建物共済保険価額）60,000円/㎡の単価を乗じて算定した金額である。しかし、この施設の工事費は以下の金額であることが契約書等により明確であり、当該取得価額を以て資産計上すべきである。

工事内容	工 期	金 額（円）
十六沼公園空気膜遊具設計業務	—	1,923,600
十六沼公園空気膜構造遊具本体設置工事	H24/11/16～25/3/28	147,788,550
十六沼公園空気膜構造遊具屋根設置工事	H24/12/3～25/3/15	119,495,250
十六沼公園空気膜構造遊具電気設備工事	H24/10/30～25/3/26	9,294,600
	計	278,502,000

(3) ソフトシェルターの固定資産台帳への計上（指摘）

現地往査したところ、(1)に記載した四阿とは別に、ぴよんぴよんドームに近い位置に簡易な屋根に椅子がついた施設があった。ぴよんぴよんドームに関連する工事契約書等の帳票を確認したところ、この設備はソフトシェルターという名称であり、ぴよんぴよんドームの周囲に全部で7基が設置されていた。

工事内容は以下の表の通りであり、この施設は都市公園台帳及び固定資産台帳のいずれにも記載がないが、その内容・金額からすると四阿と同様に工作物（構築物）としていずれの台帳にも記載すべきである。

工事内容	工 期	金 額 (円)
十六沼公園休憩施設設計業務	H25/7/16～25/7/22	780,150
十六沼公園休憩施設設置工事	H25/8/20～25/12/20	33,285,000
	計	34,065,150

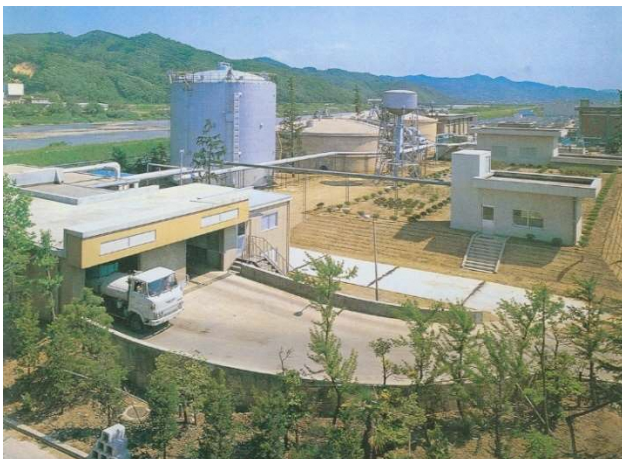
(4) 四阿の固定資産台帳での科目区分（指摘）

(1) で記載した「あづま屋」4件及び「シェルター」2件は、いずれも固定資産台帳での科目区分が「建物」とされているが、四阿には壁や窓がないことから、建物には該当しないと考えられ、本来は「工作物（構築物）」とすべきである。また、耐用年数は31年または15年として登録されているが、「整備マニュアル」には耐用年数が明記されていないため、税法に定める構築物の「緑化施設及び庭園」の「その他の緑化施設及び庭園」の20年を適用することが考えられる。

なお、この科目区分と適用する耐用年数は、固定資産台帳に計上されている他の公園の四阿のすべてについても同様である。

II. 個別施設往査先（資産管理中心）

1. 衛生処理場



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	福島市衛生処理場	棟名称	—
設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項	所管部署	ごみ減量推進課
設置目的	福島市内（飯坂、松川、飯野地区を除く）のし尿及び浄化槽汚泥処理		
所在地	堀川町9番20号	運用形態	直接運営（管理業務委託）※その他の場合（ ）
施設分類	供給処理施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	環境衛生
取得年月日	1962年3月18日	供用年月日	1962年4月1日
		築年数	57年
施設概要	福島市内（飯坂、松川、飯野地区を除く）のし尿及び浄化槽汚泥を処理する。昭和37年に日量90kl/日処理として建設され、昭和44年に施設の改造により日量135kl/日処理能力に改造、その後老朽化が進み処理能力の低下と環境の悪化をきたし、昭和51年10月から2か年の継続事業として処理能力日量200kl/日の処理施設に改築した。耐震対応については、法で義務化された建物のみ耐震診断を実施した。		
②基礎情報			
敷地面積	10,093.00㎡	建築面積	0.00㎡
		延床面積	3,542.43㎡
階数	5	建物構造	鉄筋コンクリート
		耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）	
近隣（半径1.0km）施設	福島市終末処理場、あぶくまクリーンセンター、ヘルシーランド福島		
類似施設	—		
交通事情	福島交通バス：「東浜町」停留所より徒歩4分		

(1) 固定資産の取得価額（意見）

現地往査時のヒアリングによれば、当施設は昭和37年に建設され、昭和44年と昭和53年に二度の処理能力増強工事を経て現在に至るが、建設当初及び能力増強工事共に詳細資料は残されていないため、正確な取得価額の算定が困難である。このため、固定資産台帳の取得価額は、福島市固定資産台帳整備マニュアル（以下、「整備マニュアル」という。）に基づき、構造・用途別単価に延床面積を乗じた再調達価額により算定している。具体的には、建物の延床面積（3,542.43㎡）に整備マニュアルに掲載された「建物再調達価額基準建築単価表」の鉄筋コンクリート造りのその他用途の建築単価（155,000円/㎡）を乗じて、549,076,650円としている。

当施設は、し尿の処理工程における脱水・曝気等の設備を始め大型のタンクを複数保有する施設であるが、建物の建築単価を基に算定された再調達価額を以て取得価額とした場合は、これらの構築物及び機械装置の適正な評価額が帳簿に反映されない。この結果、今後の設備更新等の計画策定や、維持管理のために必要な個々の設備の取得年月や取得価額等の精緻な情報が把握できない状況にある。

福島市のし尿処理に係る重要な設備に関して、今後の設備機器の維持更新の計画策定に必要な情報が不十分な状態であるのは問題があると考え。当施設は今後長寿命化を図る予定であり、その際は施設の改造・改良に係る設備を新たに固定資産に計上するとともに、現有施設の維持更新に必要な情報を整理し、今後の設備更新に備えることが望ましい。

(2) 建物の取得年月日（指摘）

建物の完成は昭和 37 年 3 月 18 日であり、事業供用日は同年の 4 月 1 日であるが、固定資産台帳上の取得年月は昭和 48 年 8 月 13 日と登録されている。公有財産台帳等により取得年月について調査し、正しい取得年月を以て固定資産台帳上の取得年月を登録すべきである。

2. 職業訓練技能センター



						調査年度	H30
①施設概要							
施設名称	職業訓練技能センター			棟名称	—		
設置根拠	地方自治法第244条第1項			所管部署	商業労政課		
設置目的	工業等の技能労働者の訓練施設						
所在地	本内字南街道下35番地			運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）		
施設分類	産業系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	教育		
取得年月日	1969年3月29日	供用年月日	1969年4月1日	築年数	50年		
施設概要	昭和44年に地上2階建の鉄骨鉄筋コンクリート造にて竣工。昭和49年に地上2階建の鉄骨鉄筋コンクリート造の実習室・講堂を増築。						

②基礎情報							
敷地面積	1,506.00㎡	建築面積	599.22㎡	延床面積	899.89㎡	駐車台数	20台
階数	地上2階	建物構造	鉄骨造			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	鎌田小、信夫ヶ丘競技場						
類似施設	ポリテクセンター福島						
交通事情	福島交通バス：上本内停留所より徒歩5分						

(1) 建物の耐震工事（意見）

当センターの建物は、昭和44年に2階建ての鉄骨造りで建築され、昭和49年に実習室と講堂が増築され、現在に至っている。建築後既に50年を経過しており、耐震基準を満たしていないが未だ耐震工事はなされておらず、耐震工事を行う計画も特にない。

当センターは、主として県北地区の技能労働者を対象とした職業訓練施設として使用されている。訓練科目は木造建築科、左官タイル施工科、建築塗装科、建築板金科、昼科の5科目であるが、昼科は県内唯一の訓練科目であるため、会津や浜通り地区からも生徒が集まる。生徒数は平成29年度31名、30年度24名、31年度23名と減少傾向にはあるが、県内各地から訓練生が集まっていることから、地域における産業技術の継承のためには必要な施設である。

当該施設は、福島市産業系施設の個別計画において、「集約化を今後検討」とされており、施設の存続を含め現在検討中とのことである。現在の施設を継続使用する場合は早期の耐震化工事を行う必要があるが、集約化についての検討を早期に行い、現有施設の使用を取りやめることも選択肢である。また、市の所管部署の垣根を越えて、統廃合により廃止された学校の校舎等を利用することも考えられる。

3. 老人福祉センター



調査年度 H30

①施設概要							
施設名称	老人福祉センター			棟名称	-		
設置根拠	老人福祉法第15条第5項			所管部署	長寿福祉課		
設置目的	老人の福祉の向上を図るため						
所在地	仁井田字八ツ割川原3			運用形態	指定管理 ※その他の場合()		
施設分類	保健・福祉系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	福祉		
取得年月日	1978年3月31日	供用年月日	1978年5月1日	築年数	41年		
施設概要	昭和53年に地上2階建の鉄筋コンクリート(本棟)他にて竣工。老人の福祉の向上のために設置。						

②基礎情報							
敷地面積	9,468.90㎡	建築面積	1,393.57㎡	延床面積	1,674.59㎡	駐車台数	86台
階数	地上2階	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員(指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人)					
近隣(半径1.0km)施設	あらかわクリーンセンター						
類似施設	福島市わたりふれあいセンター						
交通事情	福島交通バス:「老人福祉センター」停留所より徒歩5分						

(1) 備品の廃棄処理(指摘)

当センターの敷地の入口付近には、平成7年度まで営業していた食堂・調理室棟の建物がある。この建屋の室内には、食堂閉鎖後は使用していない以下の表に記載したテーブル、椅子、冷蔵庫、調理台等が今も保管されている。これらの備品のうち、テーブル以外のものは使用見込がないことから、廃棄処理すべきである。

また、建物に関しても、今後の使用見込みがないのであれば、維持管理のコスト圧縮の観点から、取り壊して廃棄処理することが望ましい。ただし、建物の取壊しには多額の費用がかかる見込みであるため、建物出入口からの搬出ができない冷蔵庫等は建物を取り壊す際に併せて廃棄処理し、搬出可能な椅子は速やかに廃棄処理すべきである。

備品分類	個別番号	取得年月日	品名	備品規格	金額(円)	取得年月日
301006	00006	S54.10.31	平机	食堂5点セット(テーブル4脚) エデンT プナ製品	18,134	S54.10.31
301006	00007	S54.10.31	平机	食堂5点セット(テーブル4脚) エデンT プナ製品	18,134	S54.10.31
301006	00008	S54.10.31	平机	食堂3点セット(テーブル1脚) エデンT プナ製品	15,454	S54.10.31
327004	00005	S54.10.31	コンロ	ガステーブルPGT120	71,000	S54.10.31
327004	00006	S54.10.31	コンロ	コンロテーブルKTT-60オーダー	20,000	S54.10.31
327012	00001	S54.10.31	調理台	作業台PWT-90A	49,000	S54.10.31
327012	00002	S54.10.31	調理台	作業台PWT-150B	21,600	S54.10.31
327012	00003	S54.10.31	調理台	脇台PWT-90A	21,600	S54.10.31
327018	00002	S54.10.31	流し	両面流し台P-1S D-75	37,000	S54.10.31
327025	00001	S54.10.31	湯沸器	瞬間湯沸機 TP-GQ16FTX	70,000	S54.10.31
327026	00001	S54.10.31	冷蔵庫	冷凍冷蔵庫 DL-538SL	510,000	S54.10.31
327029	00001	S54.10.31	台類	パンラックP-9060	47,600	S54.10.31
302001	00001	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00002	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00003	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00004	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00005	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00006	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00007	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00008	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00009	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00010	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00011	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00012	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00013	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00014	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00015	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00016	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00017	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30
302001	00018	S63.9.30	いす	ダイニングタイプ W-45cm SH-38cm	15,000	S63.9.30

4. 公設地方卸売市場



調査年度 H30

①施設概要						
施設名称	公設地方卸売市場		棟名称	—		
設置根拠	地方自治法第244条第1項		所管部署	市場管理課		
設置目的	市民生活の安定に資する					
所在地	北矢野目字樋越1番地		運用形態	指定管理 ※その他の場合()		
施設分類	産業系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	産業振興	
取得年月日	1972年8月19日	供用年月日	1972年10月1日	築年数	46年	
施設概要	昭和47年に鉄筋コンクリート及び鉄骨造にて竣工。その後平成14年の花き棟などの建設まで、複数回にわたり増設を行ってきた。					

②基礎情報							
敷地面積	112,000.00㎡	建築面積	39,198.00㎡	延床面積	45,967.29㎡	駐車台数	約1,350台
階数	地上2階	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人)					
近隣(半径1.0km)施設	北信支所、北信学習センター						
類似施設	なし						
交通事情	阿武隈急行：「卸町」駅徒歩3分						

(1) 市場機能の縮小に応じた施設規模の縮小に関する検討(意見)

公設地方卸売市場の取扱量は継続して減少傾向であり、昭和50年代のピーク時に比して青果は△67% (昭和58年：153,045t→平成30年：49,331t) 水産物は△82%(昭和52年：37,670t→平成30年：6,701t) と半分以下に大幅に減少している。また、平成15年4月から取り扱いを開始した花卉も、翌年のピーク時から△49% (平成16年：38,456千本・千鉢・千個→平成30年：19,380千本・千鉢・千個)と取扱量が半減している。

高齢化と少子化に伴い、取扱量の減少傾向は今後も続くことは確実であり、施設の老朽化に対して長寿命化を実施するのではなく、取扱高の減少に応じて施設規模の縮小を進めることが喫緊の課題である。また、当施設の敷地面積は112,000㎡と非常に広大であり、福島駅から6km程度に位置し、交通の便も良い。このため、施設の縮小によって発生する余剰地は、別用途への転用や民間への売却を含めて、有効に利活用することを積極的に検討することが望ましい。

5. 財産マネジメント推進室所管の資産

(1) 旧矢剣町市営住宅（意見）



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	旧矢剣町住宅	棟名称	—
設置根拠	—	所管部署	財産マネジメント推進室
設置目的	—		
所在地	矢剣町95	運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）
施設分類	その他施設	財産区分	普通財産 目的別資産区分 総務
取得年月日	1921年4月1日	供用年月日	—年—月—日 築年数 97年
施設概要	大正4年に市営住宅として建築。昭和36年に市営住宅を廃止し、建物を当時の入居者へ売払い。以後、土地は普通財産として建物所有者に貸付を行っている。土地の貸付契約終了にあたり、通常、更地で返還されるが、建物が長屋であることから解体せずに寄付を受け、長屋の一部を市が所有している。建物の老朽化が著しく、利用はしていない。		

②基礎情報							
敷地面積	未入力	建築面積	0.00㎡	延床面積	491.14㎡	駐車台数	0台
階数	1	建物構造	木造			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	岳陽中学校、こむこむ館、清明小学校、御倉邸						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス「太田口」停留所より徒歩5分						

旧矢剣町市営住宅は大正4年に市営住宅が建設され供用されたが、昭和36年に市営住宅を廃止し、当時の入居者に建物を売り払ったものである。以後、住宅の敷地は市の普通財産として居住者に賃貸している。旧矢剣町市営住宅に係る市有地は3,920.93㎡あり、福島駅から800M弱の距離にあることから、敷地全体を区画整理することにより、住宅用地としての売却や他の施設の建設による有効利用の可能性を有する土地である。

同敷地内には福島市所有の空家13戸（所有者の死亡に伴い寄贈を受けたもの）及び市民所有の家屋25戸が存在（市に地代を支払い居住している）するが、全ての建物について老朽化が見られる。とりわけ空家については、安全性及び周辺住民の住環境の改善のため、早急に解体撤去することが望ましい。

また、長屋形式の老朽住宅である点も考慮すると、今後も居住者が不在となり市に寄贈されることが想定されるため、まとまった区画の建物を解体し更地とすることで敷地の利用転換及び売却を進めていくことが望ましい。

(2) 旧隔離病舎



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	入江町旧隔離病舎	棟名称	—
設置根拠	—	所管部署	財産マネジメント推進室
設置目的	—		
所在地	入江町43-4	運用形態	— ※その他の場合()
施設分類	其他施設	財産区分	普通財産
		目的別資産区分	総務
取得年月日	1965年6月1日	供用年月日	—年—月—日
		築年数	53年
施設概要	厚労省の隔離病舎整備計画に基づき、昭和39年5月28日、福島市、吾妻町、松川町、信夫村の1市3カ町村（現在は福島市に合併）が一部事務組合を設立し、日本赤十字社福島支部に診療等の委託契約を締結し運営。現在は市としては隔離病舎の運営はしておらず、赤十字病院に貸付していたが、赤十字病院の建替え移転に伴い、老朽化している本施設は解体が決定。敷地は借地である。		

②基礎情報							
敷地面積	未入力	建築面積	550.50㎡	延床面積	923.10㎡	駐車台数	—台
階数	2	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人)					
近隣（半径1.0km）施設	古閑裕而記念館、ふくしん夢の音楽堂、入江町団地、小金山公園、第三小学校、春日保育所、春日町緑地、春日町若草団地、ふれあい歴史館						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス「日赤前」停留所より徒歩3分						

当施設は旧日赤病院の敷地内に建設されていたものであるが、日赤病院の新築移転に伴い、現場往査時には施設の建物は既に取り壊されていた。監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

6. 管財課所管の資産

(1) 旧児童文化センター



		調査年度	H30				
①施設概要							
施設名称	福島市役所旧児童文化センター		棟名称	—			
設置根拠	—		所管部署	管財課			
設置目的	—						
所在地	桜木町110	運用形態	直接運営				
施設分類	行政系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	総務		
取得年月日	1972年10月10日	供用年月日	1972年10月10日	築年数	46年		
施設概要	旧児童文化センターは、平成17年度に児童文化センター機能を「こむこむ館」へ移し、現在は、倉庫として活用しているが、東日本大震災に伴う原子力災害により、平成23年度から、施設の一部を放射線モニタリングセンターを設置している。						
②基礎情報							
敷地面積	未入力	建築面積	0.00㎡	延床面積	1,800.51㎡	駐車台数	0台
階数	4	建物構造	鉄筋コンクリート		耐震性能	旧耐震基準	
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	福島市役所本庁、第二小学校、児童公園、せんだん公園、東浜倉庫						
類似施設	あり（倉庫として東浜倉庫）						
交通事情	福島交通：市内循環バス「福島市役所前」停留所より徒歩5分						

旧児童文化センターは、平成17年度に児童文化センターの機能を「こむこむ館」へ移し、現在は、倉庫として活用している。また、東日本大震災に伴う原子力災害により、平成23年度から、施設の一部に放射線モニタリングセンターを設置している。現地往査の結果、特に指摘すべき事項はない。

(2) 東浜町倉庫（意見）



							調査年度	H30
①施設概要								
施設名称	東浜倉庫			棟名称	—			
設置根拠	—			所管部署	管財課			
設置目的	—							
所在地	東浜町70-2			運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）			
施設分類	行政系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	総務			
取得年月日	1981年11月14日	供用年月日	1981年11月14日	築年数	37年			
施設概要	東浜倉庫は、福島市シルバー人材センターの跡地を活用し、現在倉庫として使用している。							

②基礎情報							
敷地面積	未入力	建築面積	207.80㎡	延床面積	207.80㎡	駐車台数	10台
階数	1	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（ 指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人 ）					
近隣（半径1.0km）施設	福島市役所本庁、せんだん公園、旧児童文化センター、児童公園、ヘルシーランド						
類似施設	あり（倉庫として旧児童文化センター）						
交通事情	福島交通バス：伏拝経由蓬莱団地行「伏拝」停留所より徒歩1分 東北本線：「南福島駅」より徒歩7分						

この倉庫は、以前は福島市シルバー人材センターで使用していた建物を倉庫として利用しているものである。倉庫に保管されている物品は、普段は使用しない市の備品である。現地往査をした結果、収蔵量は多くはなく、平屋の1階の一部には木造の床が腐って陥没している箇所があった。

倉庫の維持コストは警備料及び電気料であり、平成29年度は年間20万円程度が支出されている。敷地面積が80坪程度あり、周辺は住宅地であることから、住宅地としての転売も十分検討可能と考えられる土地である。これに対して、現状の利用状況と経費負担、また近く床等の修繕も必要であることを勘案すると、経済合理性の観点から、建物を解体して土地の売却を検討することが望ましい。

(3) 旧福島市保健福祉センター飯野分館（意見）



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	旧福島市保健福祉センター飯野分館	棟名称	—
設置根拠	未入力	所管部署	総務課 管財課
設置目的	未入力		
所在地	福島市飯野町字後川10番地の2	運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）
施設分類	行政系施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	総務
取得年月日	1988年11月30日	供用年月日	1988年12月1日
		築年数	28年
施設概要	飯野町役場と飯野町保健福祉センターとの合築として昭和63年12月12日開庁。鉄筋コンクリート造、地上2階建。1階に事務室、健康相談室、機能訓練室、2階に調理実習室、集団指導室、保健指導室、倉庫		

②基礎情報							
敷地面積	6,443.23㎡	建築面積	218.00㎡	延床面積	502.00㎡	駐車台数	50台
階数	地上2階	建物構造	鉄筋コンクリート		耐震性能	新耐震基準	
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	飯野支所、飯野学習センター本館、いいの交流館						
類似施設	なし						
交通事情	福島交通バス：医大・立子山経由飯野町行「飯野町」停留所より徒歩1分						

当施設は昭和63年12月に飯野町役場及び保健福祉センターとして合築により開設されたが、飯野町と福島市の合併後は福島市役所飯野支所及び福島市保健福祉センター飯野分館となった。東日本大震災後は保健福祉センター飯野分館の部分に飯館村役場の出張所が設置されていたが、平成30年3月を以て出張所が廃止され、現在は利活用を検討中の施設である。

現地往査の結果、建物内外共に十分に利用が可能な状態に維持管理されており、調理実習室や広い和室も設置されていることから、近隣に存在する飯野学習センターの機能を代替することが可能であると考えられる。飯野学習センターの老朽化も進んでいるため旧保健福祉センター飯野分館に機能を移転し、飯野支所との複合施設として整備することが経済性や効率性の観点から望ましい。

また、近隣には後述する飯野地域福祉センターもあり、公共施設等総合管理計画の具体的な個別計画策定に当たっては、これを含めた3施設について、複合施設としての整備を進めることも考えられる。

7. 松川町屋内ゲートボール場



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	松川町屋内ゲートボール場	棟名称	—
設置根拠	地方自治法第244条第1項	所管部署	長寿福祉課
設置目的	市民の健康と福祉の増進を図るため		
所在地	松川町字稲荷1番地	運用形態	直接運営（管理業務委託） ※その他の場合（ ）
施設分類	保健・福祉系施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	福祉
取得年月日	2006年2月21日	供用年月日	2006年4月1日
		築年数	13年
施設概要	平成18年に市民の健康と福祉の増進を図るために設置。		

②基礎情報							
敷地面積	未入力	建築面積	576.00㎡	延床面積	576.00㎡	駐車台数	40台
階数	地上1階	建物構造	鉄骨造			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（ 指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人 ）					
近隣（半径1.0km）施設	福島市役所松川支所、福島市立松川小学校、福島市立松陵中学校、まつかわ西幼稚園						
類似施設	市内ゲートボール場						
交通事情	福島交通バス：「まつかわ西幼稚園」停留所より徒歩5分						

現場往査時にも利用者が30名程度おり、駐車場も空きが少ない状態であった。施設の維持管理も十分に行われており、平成29年度以前の過去3年間の利用者数も毎年15千人を超えており、特に指摘すべき事項はない。

8. 飯野地域福祉センター



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	飯野地域福祉センター及び飯野デイサー	棟名称	—
設置根拠	地方自治法第244条第1項及び老人福祉法	所管部署	長寿福祉課
設置目的	市民の福祉の増進及び福祉サービスの充実を図るため		
所在地	飯野町字西宮平25-1	運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）
施設分類	保健・福祉系施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	福祉
取得年月日	1996年3月29日	供用年月日	1996年4月1日
		築年数	23年
施設概要	市民の福祉の増進及び福祉サービスの充実を図るため、平成8年に設置		

②基礎情報							
敷地面積	7,363.82㎡	建築面積	1,554.00㎡	延床面積	1,323.24㎡	駐車台数	40台
階数	地上1階	建物構造	鉄筋コンクリート			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員（指定緊急避難所		118人	指定避難所	118人	）
近隣（半径1.0km）施設	福島市役所飯野支所、飯野学習センター、福島市立飯野幼稚園						
類似施設	市内学習センター及び各デイサービス施設						
交通事情	福島交通バス：「飯野町」停留所より徒歩15分						

(1) 他の施設との統廃合の検討（意見）

当施設は、飯野地域福祉センターのほかに、飯野デイサービスセンターの機能も有している。当施設は敷地面積が7,363.82㎡と広大であり、建物も平屋建てで延床面積が1,323.24㎡ある。ただし平成8年3月の建築後23年が経過しており、近年は設備の維持コストが増加している。また、震災後は隣接する飯舘村の仮設住宅からの利用により地域福祉センターの利用者数が増加していたが、仮設住宅の閉鎖により利用者が減少しているとのことである。

以上の状況から、公共施設等総合管理計画の個別計画策定に当たり、当施設は、前述の旧福島市保健福祉センター飯野分館及び飯野学習センターとの機能の統廃合を検討することが望ましい。また、当施設のデイサービスセンター機能については、民間との競合や運営コストの点を考慮の上、市の施設としての維持の可否を検討することも必要と考える。

9. 民家園



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	民家園	棟名称	—
設置根拠	地方自治法第244条第1項	所管部署	文化振興課
設置目的	古民家及び民俗に関する資料を展示し、市民の教育及び文化の向上に資するため。		
所在地	上名倉字大石前地内	運用形態	指定管理 ※その他の場合 ()
施設分類	社会教育系施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	教育
取得年月日	1982年3月1日	供用年月日	1959年4月1日
		築年数	37年
施設概要	敷地110,000㎡の園内には、江戸時代中期から明治時代にかけての県北地方の民家を中心に、梁川村（現在の伊達市）の芝居小屋、福島市内の商人宿、料亭、板倉、会津地方の民家等を移築復原し、庭や畑と共に当時の環境を再現しています。復原した建物の多くは、国、県、市の文化財に指定されています。 園内では、一年を通して年中行事や体験行事を開催し、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、先人が自然との関わりの中で暮らしを維持し、心豊かな生活を送るために培ってきた知恵や技術を次の世代へと伝承しています。		

②基礎情報							
敷地面積	110,000.00㎡	建築面積	2,112.38㎡	延床面積	2,680.91㎡	駐車台数	376台
階数	2	建物構造	木造			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人)					
近隣(半径1.0km)施設	—						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス：佐原行「室石」付近下車8分						

(1) 利用者数増加策と入園料の徴収（意見）

当施設は110,000㎡の敷地内に、国指定重要文化財の旧広瀬座（芝居小屋）を始め、割烹旅館や農家（古民家）など10棟の木造建築物を有する施設である。以前は入園料を徴収し、レストランもあったが、現在は入園無料であり、入園者向けに食事を提供する施設はなく、売店もない。

施設の利用者数は以下のように大きく減少している一方、修繕費を中心とする物件費は毎年一定程度かかる。展示している建物は全て木造で茅葺屋根の建築も多く、今後も毎年多額の修繕費が発生することが見込まれる。なお、入園者の減少は平成27～28年度にJR東日本のデスティネーションキャンペーン等があったことの反動減とみられるとのことである。

当施設が保有する建物の文化的価値は十分に認められるが、その維持には一定のコストがかかる。しかしながら、現状では建物を貸し出した際の使用料を徴収するのみであり、過去3年間の平均収入は10万円にも満たないことから、施設維持に係る財政負担を少しでも緩和するため、入園料の徴収を再検討することが望ましい。また、入園料を徴収するに当たっては、以下のような利用者数の増加策についても検討されたい。

- ・あづま運動公園入口からの進入路の改善
- ・進入路付近への掲示板の設置（民家園の入口がわかりにくいいため）
- ・レストラン及び売店の設置運営
- ・あづま運動公園とのイベントの共催

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	46,169人	40,515人	35,432人
物件費（修繕費等）	25,778千円	27,016千円	26,736千円

10. 社会教育館立子山自然の家



		調査年度	H30
①施設概要			
施設名称	福島市社会教育館 立子山自然の家	棟名称	—
設置根拠	地方自治法第244条第1項及び社会教育法第3条	所管部署	生涯学習課
設置目的	青少年等の健全な心身の育成を図るため		
所在地	福島市立子山字金井作1	運用形態	指定管理 ※その他の場合（ ）
施設分類	社会教育系施設	財産区分	行政財産
		目的別資産区分	教育
取得年月日	1993年3月12日	供用年月日	1993年4月1日
		築年数	26年
施設概要	青少年の健全育成を目的とした宿泊研修施設で、高湯の「こぶし荘」に次ぐ市内で2館目の社会教育館として、平成5年に地上1階建の鉄骨造にて竣工。宿泊・管理棟ほか体育館やキャンプ場などの屋外施設も有する。		

②基礎情報							
敷地面積	24,036.61㎡	建築面積	1,331.08㎡	延床面積	1,143.14㎡	駐車台数	20 台
階数	1	建物構造	鉄骨造			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	有	※有の場合その人員 (指定緊急避難所 1057 人 指定避難所 262 人)					
近隣(半径1.0km)施設	-						
類似施設	県文化センター、パルセいざか、音楽堂、こむこむ、あづま総合体育館、国体記念体育館、福島県教育会館、会津風雅堂、郡山市民文化センターほか						
交通事情	JRバス：川俣行「伊達葭田」停留所より徒歩5分						

(1) 受益者負担による利用料金の検討（意見）

当施設の利用者は、以下の表の通り、直近2年間は9千人を超えており、夏季の施設などの貸出の予約は抽選により行われている人気施設である。これは、施設の維持管理が適切に行われており、室内も屋外も利用しやすく快適な環境が整備されていることにもよるが、利用者1人当たりの負担額が200円を切るという使用料の設定も大きな理由であると思われる。

使用料の金額設定は類似施設のこぶし荘（平成31年3月末に閉館）を参考に設定しているとのことだが、使用料のうち、特に日帰り1日利用が300円/人、宿泊1日が500円/人という設定は、使用料の10倍近い費用がかかる現状からすると、受益者負担の考え方に基づいて再検討することが望ましい。なお、使用料検討の際には、建物及び建物附属設備（電気、給排水衛生設備等）、構築物等を区分して、正しい減価償却計算に基づくフルコストの施設運営費を算定する必要がある。また、市民利用の割合は80%程度とのことだが、市民以外の利用の場合は料金設定を別にすることも検討されたい。

（金額単位：千円）

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	7,557 人	9,694 人	9,268 人
収入	1,702	2,464	2,231
うち使用料及び手数料	1,407	1,935	1,756
費用	17,329	18,792	18,934
当期利益	△15,627	△16,328	△16,703
利用者1人当たり負担額	186 円/人	199 円/人	189 円/人

1 1. 福島市写真美術館



							調査年度	H30
①施設概要								
施設名称	福島市写真美術館			棟名称	—			
設置根拠	地方自治法第244条第1項			所管部署	文化振興課			
設置目的	写真等の展示を行い、市民の文化の振興を図るため							
所在地	福島市森合町11番36号			運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）			
施設分類	市民文化系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	総務			
取得年月日	2000年3月31日	供用年月日	2003年4月1日	築年数	98年			
施設概要	東日本大震災により被災し、現在閉館中であるため市で建物の管理をしている。							

②基礎情報							
敷地面積	1,694.40㎡	建築面積	348.60㎡	延床面積	681.79㎡	駐車台数	0台
階数	2	建物構造	石造			耐震性能	旧耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（ 指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人 ）					
近隣（半径1.0km）施設	中央学習センター、図書館、草心苑、本庁舎、市民会館、福島体育館、保健福祉センター、アオウゼ、児童公園ほか						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス・市内循環「保健福祉センター前」下車、徒歩1分						

当施設は東日本大震災で被災し、現在は休館している。平成26年10月に設置された福島市写真美術館庁内検討委員会で検討された再整備方針を踏まえて再整備を進め、平成30年度には展示利活用計画が策定された。現場往査時は再開に向けて耐震補強工事が行われているところである。現場往査の結果、特に指摘すべき事項はない。

1 2. 蓬萊収蔵庫 1 号棟



						調査年度	H30
①施設概要							
施設名称	収蔵遺物保管庫施設（蓬萊収蔵庫）			棟名称	—		
設置根拠	出土遺物が文化財認定を受け、保管が必			所管部署	文化振興課		
設置目的	文化財の保管に多量の収蔵が可能な施設が必要						
所在地	蓬萊町三丁目35-162			運用形態	直接運営 ※その他の場合（ ）		
施設分類	市民文化系施設	財産区分	行政財産	目的別資産区分	総務		
取得年月日	1980年4月1日	供用年月日	1959年4月1日	築年数	38年		
施設概要	国指定史跡：宮畑遺跡で出土した遺物（文化財）を中心に保管されている収蔵施設						

②基礎情報							
敷地面積	1,030.00㎡	建築面積	1,030.00㎡	延床面積	1,095.30㎡	駐車台数	—台
階数	2	建物構造	鉄骨造			耐震性能	新耐震基準
避難所指定	無	※有の場合その人員（指定緊急避難所 0人 指定避難所 0人）					
近隣（半径1.0km）施設	蓬萊支所、蓬萊学習センター						
類似施設	—						
交通事情	福島交通バス：南福島ニュータウン・医大線「愛育園前」停留所より徒歩5分						

(1) 収蔵物の保管場所の確保（意見）

当施設の収蔵物の大半は、福島市内で収集された埋蔵文化物である。ただし、その中には個別管理が不可能な単位の埋蔵物の破片のようなものもある。保管スペースには限りがあり、保管している埋蔵物に関しては廃棄するという考え方はなく、文化財保護法等により埋蔵物の保管が義務付けられているため、今後も収蔵物の点数は増加する一方である。

このような状況から、統廃合等により遊休となった市有施設の有効利用により、収蔵物の保管場所を確保していくことが望ましい。

Ⅲ. 施設グループ毎の監査先

(A) 教育文化系施設～福島市学習センター

1. 福島市学習センターの概要

福島市では、平成 17 年度から、それまでの公民館と学習センターの 2 つの施設と機能を一体化して、学習センターとして運営している。学習センターは地域住民の生涯学習・社会教育の拠点として機能しており、主な事業内容は以下の 5 事業である。

① 主催事業の実施

市民の豊かな生活を支援するため、政治・経済、文学・歴史、スポーツなど、幅広いジャンルの講座(市民学校)を開催するとともに、高齢者、女性、青年、少年及び子どもを持つ親のための領域別の各学級を開設している。

② 相談事業の実施

学習に関する情報の提供や相談に応じている。

③ 団体活動の支援

各種団体・サークルの活動の場として部屋を貸し出している。

④ 個人学習の支援

開館日に空き部屋がある場合に、講義室等を個人で学習する方に貸し出している。

⑤ 個人使用

多目的ホールのある学習センター(蓬萊・清水・北信・飯坂・松川・吾妻)は、金曜日・土曜日の午前 9 時から午後 6 時までを個人使用可能としている。

監査対象年度(平成 29 年度)の学習センターの数は 24 である(分館含む)。

【学習センター一覧】

No	名称	面積(m ²)	取得年月
1	もちぎり学習センター	1,486.55	昭和56年3月 改築：平成18年1月
2	吉井田学習センター	918.79	平成7年6月
3	吾妻学習センター	2,053.00	平成11年2月
4	吾妻学習センター分館	766.47	昭和54年4月
5	三河台学習センター	670.37	昭和53年3月
6	松川学習センター	1,960.36	平成27年2月
7	松川学習センター旧館	750.00	昭和50年11月
8	信夫学習センター	830.28	平成2年2月
9	信陵学習センター	927.59	平成6年5月
10	杉妻学習センター	671.69	昭和54年3月
11	清水学習センター	2,223.62	平成8年11月
12	清水学習センター分館	674.00	昭和46年3月
13	西学習センター	821.00	昭和59年3月
14	中央学習センター	2,009.74	昭和34年2月 (増築 昭和43年3月)
15	草心苑	226.68	昭和62年6月
16	渡利学習センター	673.94	昭和54年6月
17	飯坂学習センター	1,799.58	平成16年12月
18	飯野学習センター	1,100.00	昭和49年9月
19	飯野学習センター青木分館	283.50	昭和63年1月
20	飯野学習センター大久保分館	293.45	平成5年11月
21	飯野学習センター明治分館	164.90	昭和54年4月
22	蓬萊学習センター分館	1,170.62	昭和50年10月
23	蓬萊学習センター	1,720.02	平成5年9月
24	北信学習センター	1,639.12	平成5年3月 改築：平成20年3月

【他市との比較】 平成 29 年度

都市名	人口	面積	施設数	施設1か所当り人数	km ² 当り施設数
福島市	292,752 人	767.70 km ²	24	12,198 人/か所	0.03
郡山市	332,028 人	757.20 km ²	42	7,905 人/か所	0.06
いわき市	350,237 人	1232.00 km ²	38	9,217 人/か所	0.03
青森市	287,648 人	824.60 km ²	17	16,920 人/か所	0.02
八戸市	223,666 人	305.20 km ²	32	6,990 人/か所	0.10
盛岡市	297,631 人	886.50 km ²	14	21,259 人/か所	0.02
秋田市	306,668 人	906.10 km ²	51	6,013 人/か所	0.06
山形市	249,743 人	381.30 km ²	10	24,974 人/か所	0.03
仙台市	1,082,159 人	785.80 km ²	59	18,342 人/か所	0.08
計	3,422,532 人	6846.40 km ²	287	11,925 人/か所	0.04

東北地区の他の中核市、政令指定都市の学習センター（類似する施設を含む）は10カ所から59カ所とバラつきがある。福島市の学習センターの数は面積当たりの施設数、施設1か所当たり人数ともにほぼ平均値であり、過剰、過少の状態ではない。

【学習センターの状況】

(1) 収支状況 (24センター、分館の合計)

(単位：千円)

項目	学習センター合計		
	H29年度	H28年度	H27年度
収入計	6,206	2,881	2,751
使用料及び手数料 (うち減免額)	54,826	53,843	53,583
国県支出金	△ 51,983	△ 51,051	△ 50,916
その他	-	-	-
費用計	3,363	89	84
人件費	717,785	702,507	684,504
修繕費	458,589	458,223	451,256
光熱水費	64,195	50,927	36,850
その他	52,283	50,636	54,162
減価償却費	30,483	31,181	30,792
支払利息	104,958	104,958	104,958
その他	-	-	-
当期利益	7,277	6,582	6,486
キャッシュフロー	△ 711,579	△ 699,626	△ 681,753
	△ 606,621	△ 594,668	△ 576,795

職員数 (人)	100	99	99
1人当たり人件費 (千円)	4,586	4,629	4,558

福島市人口 (人)	292,752	294,287	283,285
市民1人当たり負担額 (円)	△ 2,072	△ 2,021	△ 2,036

(2) 年間利用人数

年度	利用人数累計 (人)	福島市人口 (人)	市民1人当たり年間利用回数 (回)
平成27年	1,108,000	283,285	3.9
平成28年	1,095,691	294,287	3.7
平成29年	1,165,430	292,752	4.0

(3) 各施設の概要

(平成 29 年度、職員数のみ平成 30 年度)

センター名	面積(m ²)	平均稼働率	築後年数	耐震改修	職員数(名)
もちずり学習センター	1,486.55	23.8%	36	実施済み	5 (1)
吉井田学習センター	918.79	28.5%	21	新耐震基準	5 (1)
吾妻学習センター	2,053.00	32.1%	18	新耐震基準	6 (2)
吾妻学習センター分館	766.47	26.3%	38	未実施	2 (2)
三河台学習センター	670.37	26.9%	39	未実施	5 (1)
松川学習センター	1,960.36	26.8%	2	新耐震基準	6 (1)
松川学習センター旧館	750.00	-	41	未実施	-
信夫学習センター	830.28	25.8%	27	新耐震基準	6 (1)
信陵学習センター	927.59	35.6%	22	新耐震基準	5 (1)
杉妻学習センター	671.69	37.3%	38	未実施	5 (1)
清水学習センター	2,223.62	41.9%	20	新耐震基準	6 (1)
清水学習センター分館	674.00	29.8%	46	未実施	2 (2)
西学習センター	821.00	24.6%	33	新耐震基準	6 (2)
中央学習センター	2,009.74	41.3%	58	未実施	9 (2)
草心苑	226.68	15.4%	29	新耐震基準	-
渡利学習センター	673.94	22.6%	37	未実施	5 (1)
飯坂学習センター	1,799.58	28.5%	12	新耐震基準	7 (2)
飯野学習センター	1,100.00	15.0%	42	実施済み	6 (1)
飯野学習センター青木分館	283.50	6.9%	29	新耐震基準	-
飯野学習センター大久保分館	293.45	3.7%	23	新耐震基準	-
飯野学習センター明治分館	164.90	5.7%	37	未実施	-
蓬萊学習センター分館	1,170.62	20.1%	41	未実施 ※	2 (2)
蓬萊学習センター	1,720.02	48.8%	23	新耐震基準	5 (1)
北信学習センター	1,639.12	42.7%	24	新耐震基準	6 (1)

全体平均稼働率	25.4%
---------	-------

(注 1) 稼働率の算定方法

$$\text{平均稼働率} = ((\text{全貸室の利用時間の総計} \div \text{館の年間開館時間}) \div \text{全貸室数}) \times 100 = \text{稼働率}(\%)$$

$$\text{年間開館時間} = \text{年間開館日数}(359 \text{ 日}) \times 1 \text{ 日の標準開館時間}(12 \text{ 時間 午前 9 時} \sim \text{午後 9 時})$$

(注 2) 職員数

職員数の () 内の人数は嘱託・指導員等で内書きである

(注 3) ※耐震改修

新耐震基準以前の建築物だが耐震診断の結果、耐震基準を満たしている

2. 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・学習センターの固定資産台帳の整備状況を確認する
- ・学習センターの統廃合計画が利用状況及び配置状況に応じて策定されているか
- ・学習センターの数は他市町村と比較して過不足ないか
- ・学習センターの利用者数は適切に集計されているか。稼働率は適切に算定されているか
- ・現状の学習センターは、収支状況や稼働率等に基づく経済合理性があるか
- ・借地上に設置されている学習センターについて借地としている理由に合理性があるか

3. 実施した監査手続

- ・保有する資産の取得価額、取得年月日、耐用年数等について固定資産台帳と突合した
- ・各センターの平成 27～29 年度の収支状況を分析・検討した
- ・各センターの稼働率を把握し、低稼働率の原因、今後の見込みについて確認した
- ・老朽化したセンターの廃止、建替等の統廃合計画を担当者に確認した
- ・学習センターの数について東北の他の中核市及び政令指定都市と比較検討した。
- ・利用料の減免先を把握し、減免理由が妥当であることを確認した。
- ・稼働率の算定方法を担当者にヒアリングし、サンプルを 1 件抽出して所定の方法で算定されていることを確認した
- ・利用者数の算定方法が妥当性について確認した
- ・借地に設置されている学習センターの契約書を閲覧し、借地上に設置された理由を確認した

4. 監査の結果

(1) 学習センターの収支状況（意見）

学習センターの収支状況は毎年マイナスとなっている。24 センター（分館含む）合計の収支は平成 27 年度△681,753 千円、平成 28 年度△699,626 千円、平成 29 年度△711,579 千円でいずれもマイナスである。また、減価償却費を除いたキャッシュフローは平成 27 年度△576,795 千円、平成 28 年度△594,668 千円、平成 29 年度△606,621 千円である。このうち人件費が平成 27 年度 451,256 千円、平成 28 年度 458,223 千円、平成 29 年度 458,589 千円であり、支出額の 60%以上を占めている。

学習センターは営利を目的とする施設ではなく、登録された団体には利用料を減免していることから、収支がマイナスとなることはやむを得ない。しかし、将来の人口減少に伴う歳入の減少が予想される状況で、毎年 5 億円以上の支出は大きく、これに見合う効果が得られているのか、それぞれの学習センターで検証が必要である。

(2) 低稼働率の学習センターの統廃合（指摘）

市が算定した平成 29 年度の学習センターの稼働率によると、最高が蓬萊学習センターの 48.8%、最低が飯野学習センター大久保分館の 3.7%であり、全体の平均稼働率は 25.4%である。また、稼働率が 25%未満のセンターが以下の 9 カ所ある（分館含む）。この原因は、学習センター利用の市民への周知・広報の不足、開催される講座等が利用者のニーズと合致していないこと等が考えられる。この他、次のような要因もある。

センター名	面積(m ²)	平均稼働率
もちずり学習センター	1,486.55	23.8%
西学習センター	821.00	24.6%
草心苑	226.68	15.4%
渡利学習センター	673.94	22.6%
飯野学習センター	1,100.00	15.0%
飯野学習センター青木分館	283.50	6.9%
飯野学習センター大久保分館	293.45	3.7%
飯野学習センター明治分館	164.90	5.7%
蓬萊学習センター分館	1,170.62	20.1%

① 施設の老朽化

学習センターは比較的高齢者の利用が多いが、老朽化した学習センターの中にはユニバーサルデザインとなっておらず、高齢者が利用しにくいセンターがあり、稼働率が低下している。

② 類似施設の存在

稼働率が低いのは①に示した施設の老朽化の問題以外に、近隣における類似施設の存在が考えられる。近隣に図書館や老人福祉センターがあり、他の施設の方が利便性や快適性に優れる場合は、そちらに利用者が流れる可能性がある。統廃合の検討の際には、利用者へのアンケートなどにより市民の意見を取り入れ、学習センターの統廃合に限らず、他の施設との統廃合も検討すべきである。

③ 稼働率の算定方法

貸出先が交替する際の入れ替え時間や昼休みの時間などの不稼働時間も稼働率算定上は年間開館時間に含まれており、稼働率が低めに算定される結果となっている。また、調理実習室は災害時の避難所機能のために必要とされているが、外部への貸し出しは少なく、稼働率を押し下げる要因となっている。

上記（１）のとおり、毎年の収支が５億円以上のマイナスであるにもかかわらず、30%を下回る低稼働率の状況にあることは、学習センターの存在意義が問われる。利用者のニーズに合致した講座等の開催や広報活動の充実といった利用者増加の努力も当然必要である。

しかし、上記①、②のように施設の老朽化や近隣の類似施設の存在が原因となっている場合は統廃合を含めた抜本的な見直しを行うべきである。その際には学習センターの統廃合だけでなく、他の機能との統合や、小中学校との合築なども視野に入れるべきである。

施設管理の煩雑化や責任の所在の不明確になるのではないかとという市側の意見はあるが、公共施設等総合管理計画の下では、少子高齢化が加速化する30年程度先まで見越した計画策定が必要である。将来世代の負担を軽減させるためには、部局の垣根を超えた議論や発想の転換が必要と考える。

例えば稼働率が20%を下回る飯野地区の飯野学習センター及びその3つの分館（青木、大久保、明治）については、近隣に所在する旧保健福祉センター飯野分館、飯野地域福祉センターなどの施設との統廃合も検討すべきである。

また、学習センターの統廃合についての意思決定には正確な稼働率の情報が必要となるが、上記③のように現行の稼働率算定方法の問題があり、各センターの稼働の実態を示していない点がある。貸出先の入れ替え時間や昼休みといった不稼働時間を年間開館時間から除外するなど、実態に即した稼働率が算定されるように、算定方法の見直しが必要である。

（３）老朽化した学習センターの建替えの決定（意見）

三河台学習センター、渡利学習センターは築年数が40年以上経過しているため、建替えが決定しており、現在、建築工事や用地取得がすすめられているが、平成29年度の稼働率は三河台が26.9%、渡利が22.6%であった。学習センターには公民館機能や防災拠点としての位置付けもあるため一概に稼働率だけの判断はできないことや、老朽化していることが稼働率低下の一因であることは理解できる。しかし、今後は稼働率の低い学習センターの建替えの決定には、慎重な判断が望ましいと考える（*）。

なお、中央学習センターは老朽化により施設の除却が予定されているが、新たに市民交流施設として他の機能（市民会館機能・敬老センター機能）とともに本庁西庁舎に移して複合化することが予定されている。老朽化した学習センターの中で特に低稼働率の場合については、単独で建替えを行うのではなく、中央学習センターの例のように、他の機能との整理統合を検討することが望ましい。

（*）この2センターの建替えについては「福島市公共施設等総合管理計画」が策定される以前より教育委員会として整備を検討し、福島市公共事業評価委員会においてそれぞれ新規事業の着手承認を得ている。

(4) 開館日、開館時間（意見）

現在、学習センターは午前9時～午後9時までの1日12時間開館している。また、年間の稼働日数は年末年始を除き、359日稼働している（火曜日は休館。ただし登録団体は利用できるため年間開館時間に算入している）。

単純に開館時間を毎日12時間、年末年始以外を開館日とするのではなく、1日の時間帯別稼働率や年間の日別稼働率を分析し、データに基づいて低稼働率の時間帯や日付・曜日については休館とすることも必要と考える。これにより、稼働率の向上が図れるとともに、低稼働日や低稼働時間の人員シフトを見直すことで学習センターの支出の多くを占める人件費を削減することが可能となる。

なお、休館による利用者への影響も考慮し、現在の開館日数、時間帯がどの程度市民から必要とされているかを確かめるために利用者へのアンケートなどを取ることも必要である。

(B) 学校教育系施設～小中学校及び給食センター

1. 福島市の小中学校及び給食センターの概要

福島市内の令和元年5月1日現在の小中学校及び給食センターの概況は以下の表の通りである。市の中心地域と郊外の田園地域とで少子高齢化または過疎化により、生徒数の減少が著しいという特徴がある。なお、参考のために郡山市といわき市のデータも付した。

このような状況の下、福島市教育委員会では、福島市の小中学校の適正規模として、当面は各学年1学級を維持できる規模を下限として、学校規模の適正化・適正配置に向けた第一次実施計画（計画期間：2018年～2027年）を進めているところである。この基本方針のもとに、複式学級や統廃合、また、小中一貫教育化などについて、平成30年4月以後、随時各地区への説明会を実施している。

<福島市：令和元年5月1日現在>

区分	学校数	児童・生徒数（人）	学級数	教職員数（人）
小学校	49校	12,250	580	1,090
中学校	20校	6,778	270	593

<参考：郡山市 令和元年5月1日現在>

区分	学校数	児童・生徒数（人）	学級数	教職員数（人）
小学校	53校	16,164	732	1,155
中学校	27校	8,760	335	699

<参考：いわき市 令和元年5月1日現在>

区 分	学校数	児童・生徒数 (人)	学級数	教職員数 (人)
小学校	65校	16,115	770	1,202
中学校	39校	8,720	343	780

<福島市給食センター概要 平成30年度>

項 目	西部学校給食センター	北部学校給食センター	南部学校給食センター	東部学校給食センター
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和47年4月1日	昭和53年4月1日	平成7年4月1日
所 在 地	上名倉字下田24番地	飯坂町平野字丸山12番地の5	松川町字土腐16番地の1	岡部字根深5番地の1
敷地面積	3,848.23 m ²	2,508.06 m ²	2,039.00 m ²	4,968.66 m ²
施設面積	781 m ²	856 m ²	829 m ²	1,668 m ²
供給能力	3,700食	3,800食	3,300食	3,500食
職 員 数	23人	18人	15人	28人

2. 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・配置計画と規模は、市の人口動態などから見て合理的と言えるか
- ・適正規模に関する市の考え方は文科省の考え方に整合しているか
- ・耐震化工事計画の妥当性及び耐震化工事の遅延の有無を検討する
- ・公有財産台帳及び固定資産台帳の整備状況を確認する
- ・トイレ洋式化の設置遅れの有無と対応の十分性を検討する
- ・給食センターの採算性に係るデータの正確性を検証する
- ・給食センターの経済性、効率性、有効性を検討して、効率化等の課題を検討する
- ・借地を有する場合、借地とする合理性と施設運営上の問題の有無を検討する

3. 実施した監査手続

- ・福島市立小中学校の適正規模・適正配置実施計画をレビューして、文科省の方向性に照らして合理的なものか確かめた
- ・小中学校等の耐震化への対応状況を固定資産台帳及び関連資料で確かめるとともに、その進捗状況を確認した

- ・小中学校の敷地に借地がある場合、契約書、施設配置図等によりその妥当性を確認した
- ・固定資産台帳の取得価額・耐用年数等の区分計上が適切に行われているかを確認した
- ・福島市の小中学校のトイレ洋式化の進捗状況について、県内の各市町村と比較検討した
- ・学校給食センターの運営等に関して以下の手続を実施した
 - ① 施設毎の収支比較を行い、非効率な施設及び課題を検討する
 - ② 施設毎の支出額に基づいて給食費の設定金額の妥当性を確かめる

4. 監査の結果

(1) 福島市立小中学校の適正規模・適正配置に係る計画の検討

平成 27 年 1 月に文部科学省から、少子化の進行に対応して学校規模の適正化を図ることを目的として、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が発出された。これを受けて福島市では、平成 29 年 3 月に「今後の福島市立学校の在り方検討委員会」から答申が出され、この答申を踏まえて福島市教育委員会で検討した結果、平成 30 年 4 月に「福島市立小学校・中学校の適正規模・適正配置計画」が策定された。

この計画は以下の 3 つの基本方針に基づいて構成されており、平成 30 年以後の 10 年間で推進することとされている。平成 30 年 4 月以後、各地区で説明会を実施して計画を推進している状況である。統廃合の計画自体は文部科学省から出された方針に従ったものであり、本計画に関して特に指摘すべき事項はない。

(基本方針 1) 集団規模に課題を抱える学校の教育環境の早急な改善を図る

複式学級・在籍 0 の学年がある学校の統廃合による適正規模化の推進

(基本方針 2) 教育活動の一層の充実のため、教育環境の改善を図る

学校規模適正化と併せた小中一貫校設置化（小中一貫型小中学校、義務教育学校）

(基本方針 3) 公共施設マネジメントや安全・安心等の総合的な視点から教育環境の改善を図る

老朽化施設の更新と学校規模適正化・適正配置の推進

(2) 小中学校の耐震化計画の実施状況（指摘）

福島市が作成した資料によると、耐震診断の対象となる福島市内の小中学校の建物は 69 校で 225 棟あり、平成 28 年度までに全ての建物の耐震診断が完了している。さらに、耐震化への対応は平成 30 年度までに 84%が完了している。

耐震化への対応状況の内訳は、昭和 57 年以後に建設された新耐震基準による物件が 95 棟である。また、昭和 56 年以前に建設された 130 棟のうち、耐震性ありと診断された物件が 20 棟、耐震補強済みの物件が 74 棟であり、合計 189 棟が耐震化対応済みの建物である。平成 30 年度末時点では、耐震化が必要だが耐震工事や改築等の耐震対応が未完了の建物は、昭和 56 年以前に建設された 36 棟である。なお、校舎の耐震化を優先してき

たため、耐震対応未完了の建物の内訳は、校舎が 12 棟、屋内体育施設（体育館）が 24 棟となっている。

耐震化の優先順位は平成 18 年 3 月に策定した「福島市小中学校等施設耐震化推進計画」内で耐震診断等の優先度調査（築年数、コンクリート強度）を実施して決定したとのことである。ただし、この優先順位は校舎建屋の判断であり、体育館の耐震化工事は後順位とされている。

現在、平成 30 年度以後の 3 年間の耐震化計画に基づいて、耐震化工事が進められている。このうち耐震化補強工事が困難であり、改築が必要とされた体育館が 8 校あり、瀬上小学校、余目小学校、西信中学校は、工事実施に向けての動きがある。また、松陵中学校は改築工事の準備が、福島養護学校は改築工事が進められている。しかし、以下の 3 校の体育館は改築が必要とされているが、改築工事着手に向けての具体的な手続きが進んでいない。

これら 3 校は市の中心部にあるが児童数の減少が大きく、(1)に記載した福島市立小中学校の適正規模・適正配置実施計画の（基本方針 3）に基づいて、老朽化施設の更新と学校規模適正化・適正配置を推進するとされている。統廃合等の方針決定がなされていないため、体育館の改築工事が進捗していない状況にあるが、児童の安心・安全にかかわる問題であるため、早期に対応すべきである。

施設名称	延床面積 合計(m ²)	棟_構造	棟_建築 年度	経過 年数	備考	耐震補強事業計画(H31 年度当初予算時点)
清明小学校	662	鉄骨造り	S37	57	体育館 未実施	R3年以後改築検討
福島第一小学校	805	鉄筋コンクリート造	S42	52	体育館 未実施	R3年以後改築検討
福島第四小学校	871	鉄筋コンクリート造	S40	54	体育館 未実施	R3年以後改築検討

(注) 経過年数は令和元年度現在の年数を記載している

(3) 借地に係る契約内容の妥当性

敷地の一部に借地部分を有する学校について、土地の賃貸借契約書及び施設配置図等によりその妥当性を確認した。借地部分は敷地の一部であり、校舎等の施設が建設されている部分ではない。また、賃貸借契約書上も特約等はないことから、監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

(4) 固定資産台帳の整備状況

平成 29 年 3 月の固定資産台帳整備後に取得・計上した校舎等の主な建設工事より以下の 3 件を抽出し、関係する帳票（工事請負契約書、支出命令書等）と突合した。

区分	取得年月日	登録年月日	取得価額等(円)	資産名称	数量(延床面積(m ²))	耐用年数	摘要
建物	20170331	20170331	540,475,200	信陵中学校	1,903.13	47年	信陵中学校 北校舎改築工事(建築本体・給排水設備・電気設備)
建物	20180331	20180331	153,737,000	信陵中学校	—	47年	信陵中学校南校舎耐震補強工事、外壁落下防止工事(防災強化)、法令改修工事
建物	20180316	20180316	234,177,480	西信中学校	634.61	34年	西信中学校特別教室棟

上記の手続を実施した結果、以下の問題点がある。

① 取得価額とすべき設計費用の計上漏れ (指摘)

信陵中学校北校舎は 27,237,000 円、信陵中学校南校舎の耐震補強工事は 10,800,000 円、それぞれ本体工事とは別に設計費用の支払が行われているが、いずれも固定資産台帳の建物の取得価額に含まれていない。しかし、建物の設計費用は建物の建設のための付随費用であり、取得価額に加算すべきものである。なお、「福島市固定資産台帳整備マニュアル(以下、「整備マニュアル」という。)」の「2.3.2 建物」において、新規事業に係る施設工事の測量・設計費等は取得価額に整理する旨が記載されている。

なお、信陵中学校北校舎の工事は平成 28 年度中に完成したため、2017 年 3 月(平成 29 年 3 月)の取得とされており、固定資産台帳の作成開始時である平成 29 年 3 月末時点で存在していたものである。このため、開始時に保有する既設建物の特例により、工事費以外が含まれなくても整備マニュアルに準拠しているという整理もありうる。しかしながら、固定資産台帳の整備作業を行っていた平成 28 年度に取得した資産は、設計費の金額も容易に把握できることから、原則通り取得価額に含めるべきものとする。

② 電気設備工事、給排水設備工事の区分計上 (指摘)

信陵中学校北校舎、西信中学校ともに、建物の本体工事以外に電気設備や給排水設備工事等の付帯工事の支出があるが、それらの工事費が固定資産台帳上は全て建物本体の取得価額に含めて記載されている。付帯工事については、整備マニュアルの「2.3.2 建物」において、新規事業に係る付帯工事等に関しては、建物附属施設(空調等の機械器具)や付帯工事(フェンス工事)等に区分して各項目の取得価額を整理する旨が記載されており、工事内容に基づき区分して固定資産台帳に計上すべきである。

これらの工事費を区分して固定資産台帳に計上した場合、取得価額及び耐用年数等は以下の通りとなる。なお、それぞれの校舎建物の取得価額には、①に記載した設計費用を含めている。また、信陵中学校北校舎の工事の区分計上については、前述と同様、個別の工事費が容易に把握できることから、原則通り取得価額に含めるべきものとする。

工事名	科目区分	完成時期	税込金額	耐用年数
信陵中 北校舎改築工事(設計・建築本体)	建物	H28/5	477,265,440	47年
信陵中 北校舎改築工事(電気設備工事)	建物(付属設備)	H28/5	40,498,920	15年
信陵中 北校舎改築工事(給排水工事)	建物(付属設備)	H28/5	49,947,840	15年
	計		567,712,200	

工事名	科目区分	完成時期	税込金額	耐用年数
西信中 校舎改築工事(設計・建築本体)	建物	H30/3	165,651,480	47年
西信中 校舎改築工事(電気設備工事)	建物(付属設備)	H30/3	34,273,800	15年
西信中 校舎改築工事(機械設備工事)	建物(付属設備)	H30/3	22,140,000	15年
西信中 校舎改築工事(給排水衛生工事)	建物(付属設備)	H30/3	14,040,000	15年
	計		236,105,280	

(5) 小中学校のトイレ洋式化の進捗状況

福島市の小中学校のトイレの洋式化の比率は平成28年4月の時点では17.0%であり、福島県全体の36.1%及び以下の県内各市と比較しても遅れていた。しかし、令和3年度末には80%とすることを目標として洋式化を進めており、令和元年度末時点で小学校が66.1%、中学校が50.3%、小中学校全体で56.6%まで比率が向上する見込みである。したがって、過去においては福島市の対応は十分ではなかったが、現状に関してはトイレの洋式化の進捗状況について特に指摘すべき事項はない。

(平成28年4月現在)

設置者名	洋便器	和便器	合計	洋便器率
福島市	549	2,673	3,222	17.0%
会津若松市	335	985	1,320	25.4%
郡山市	1,380	2,282	3,662	37.7%
いわき市	1,378	3,489	4,867	28.3%
白河市	473	344	817	57.9%
須賀川市	472	549	1,021	46.2%
喜多方市	111	718	829	13.4%
相馬市	175	259	434	40.3%
二本松市	219	578	797	27.5%
田村市	199	484	683	29.1%
南相馬市	342	321	663	51.6%
伊達市	410	601	1,011	40.6%
本宮市	307	112	419	73.3%
その他町村	2,598	2,462	5,060	51.3%
福島県計	8,948	15,857	24,805	36.1%

(6) 学校給食センターの運営等

福島市の小中学校等の学校給食は、平成 30 年度において以下の通り学校給食センター利用校が 41 校であり、学校単独給食（単独で給食を調理している学校）が 25 校である。市では平成 28 年 2 月に「福島市学校給食長期計画 2016」を策定し、その基本方針の 1 つに「効率的な学校給食の運営」を掲げている。

この基本方針では、老朽化した給食設備（給食センター、単独給食実施校）の学校給食衛生管理基準に適応した給食センターへの移行・新設を進めている。また、現在の 4 つの給食センターを、北部、新南部、東部の 3 つの配置に変更することや、調理業務の民間委託により、効率的な運営を目指すとしている。

(学校給食の実施状況)

区分	学校単独	福島市学校給食センター	福島市・川俣町学校給食センター	計
小学校	21	25	3	49
養護学校	1	—	—	1
中学校	3	16	1	20
学校数計	25	41	4	70

① 給食センターの施設別収支の検討（指摘）

福島市の 4 ヶ所の給食センターの最近 5 ヶ年の歳入・歳出の状況は以下の通りである。なお、東部学校給食センターは平成 27 年度から、西部学校給食センターは平成 29 年度から、それぞれ調理業務の民間委託が開始している。また、備品購入費の主な内容は次の通りであり、いずれも老朽化した設備の更新に係るものが中心である。

- ・平成 26 年度：東部学校給食センター～半自動炊飯システム 52,272 千円
- ・平成 28 年度：西部学校給食センター～ドライ 3 槽シンク 2,268 千円、冷凍庫 1,328 千円、冷蔵庫 799 千円、スライサー 1,971 千円等
- ・平成 29 年度：東部学校給食センター～真空冷却機 7,138 千円、飯缶洗浄機 6,102 千円等

(単位:円)

施設	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西部 学校給食センター	収入計	173,056,440	180,418,728	175,091,868	169,939,679	167,066,574
	職員給与費	70,138,543	70,177,522	70,762,656	61,543,960	16,768,468
	管理運営費	45,149,947	46,590,199	46,898,077	45,124,326	94,268,693
	調理業務委託料	0	0	0	0	49,894,920
	運送業務委託料	19,568,042	20,127,636	20,869,458	20,869,458	20,869,458
	燃料費	8,726,306	9,075,604	7,275,178	6,396,394	7,043,941
	光熱水費	6,100,715	6,569,482	7,494,420	6,267,975	6,388,611
	消耗機材費等	10,754,884	10,817,477	11,259,021	11,590,499	10,071,763
	材料費	174,594,796	186,121,514	175,986,775	168,582,365	169,372,926
	施設改修事業費	1,767,465	849,312	1,298,700	1,857,820	1,241,028
	備品購入費	0	0	72,360	13,350,960	0
費用計	291,650,751	303,738,547	295,018,568	290,459,431	281,651,115	
収支差額	-118,594,311	-123,319,819	-119,926,700	-120,519,752	-114,584,541	
北部 学校給食センター	収入計	165,726,262	170,513,867	167,466,296	166,170,007	164,854,035
	職員給与費	66,214,630	67,986,426	59,094,847	57,468,541	68,567,556
	嘱託職員費	0	0	0	0	5,300,016
	管理運営費	54,993,861	55,972,556	54,719,106	53,827,005	54,770,804
	調理業務委託料	0	0	0	0	0
	運送業務委託料	30,592,738	31,439,292	32,070,158	32,070,158	32,070,158
	燃料費	7,406,769	7,576,709	5,949,806	5,424,033	6,354,966
	光熱水費	5,973,529	6,175,813	6,239,808	5,916,111	6,097,814
	消耗機材費等	11,020,825	10,780,742	10,459,334	10,416,703	10,247,866
	材料費	167,056,215	171,519,730	169,564,314	167,860,370	165,187,308
	施設改修事業費	0	768,312	1,362,960	1,230,552	0
備品購入費	0	321,840	116,640	0	3,861,853	
費用計	288,264,706	296,568,864	284,857,867	280,386,468	297,687,537	
収支差額	-122,538,444	-126,054,997	-117,391,571	-114,216,461	-132,833,502	
南部 学校給食センター	収入計	134,392,424	134,867,691	129,026,184	124,100,986	120,864,744
	職員給与費	58,946,473	60,859,940	57,536,709	53,874,832	61,113,695
	嘱託職員費	0	0	0	0	4,911,463
	管理運営費	47,374,026	48,893,532	47,447,208	48,651,752	48,228,149
	調理業務委託料	0	0	0	0	0
	運送業務委託料	28,973,782	29,801,605	30,030,836	30,030,836	30,030,836
	燃料費	5,296,683	4,788,071	4,103,943	4,207,146	4,371,146
	光熱水費	4,927,141	5,227,142	5,114,864	5,463,306	5,810,108
	消耗機材費等	8,176,420	9,076,714	8,197,565	8,950,464	8,016,059
	材料費	135,274,246	141,095,115	133,376,639	123,576,432	121,555,955
	施設改修事業費	423,100	399,600	421,200	1,428,516	3,186,000
備品購入費	0	66,960	223,776	0	12,960	
費用計	242,017,845	251,315,147	239,005,532	227,531,532	239,008,222	
収支差額	-107,625,421	-116,447,456	-109,979,348	-103,430,546	-118,143,478	

(単位:円)

施設	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東部 学校給食センター費	収入計	163,979,464	174,983,038	169,149,994	163,940,847	157,975,594
	職員給与費	70,023,621	63,034,533	16,992,941	17,067,781	18,028,893
	管理運営費	53,666,718	58,392,877	97,395,491	98,419,957	100,082,792
	調理業務委託料	0	0	45,986,400	46,440,000	46,872,000
	運送業務委託料	17,082,000	17,887,577	17,763,840	17,763,840	17,763,840
	燃料費	13,271,260	12,050,716	9,421,627	9,934,677	10,936,829
	光熱水費	9,447,709	9,610,471	10,338,183	9,544,020	9,347,796
	消耗機材費等	13,865,749	18,844,113	13,885,441	14,737,420	15,162,327
	材料費	164,865,424	176,225,820	170,853,950	164,741,511	155,984,145
	施設改修事業費	1,186,500	0	0	0	0
	備品購入費	157,500	52,272,000	0	0	16,939,604
	費用計	289,899,763	349,925,230	285,242,382	280,229,249	291,035,434
	収支差額	-125,920,299	-174,942,192	-116,092,388	-116,288,402	-133,059,840
合計	収入計	637,154,590	660,783,324	640,734,342	624,151,519	610,760,947
	職員給与費	265,323,267	262,058,421	204,387,153	189,955,114	164,478,612
	嘱託職員費	0	0	0	0	10,211,479
	管理運営費	201,184,552	209,849,164	246,459,882	246,023,040	297,350,438
	調理業務委託料	0	0	45,986,400	46,440,000	96,766,920
	運送業務委託料	96,216,562	99,256,110	100,734,292	100,734,292	100,734,292
	燃料費	34,701,018	33,491,100	26,750,554	25,962,250	28,706,882
	光熱水費	26,449,094	27,582,908	29,187,275	27,191,412	27,644,329
	消耗機材費等	43,817,878	49,519,046	43,801,361	45,695,086	43,498,015
	材料費	641,790,681	674,962,179	649,781,678	624,760,678	612,100,334
	施設改修事業費	3,377,065	2,017,224	3,082,860	4,516,888	4,427,028
	備品購入費	157,500	52,660,800	412,776	13,350,960	20,814,417
	費用計	1,111,833,065	1,201,547,788	1,104,124,349	1,078,606,680	1,109,382,308
収支差額	-474,678,475	-540,764,464	-463,390,007	-454,455,161	-498,621,361	

(注) 黄色の網掛(太枠)部分は、特に金額の増加が大きい部分である

この施設別の収支表は減価償却費やパート等の人件費が含まれていないため、フルコスト情報ではない。また、備品購入費及び施設改修事業費には、固定資産に計上すべき金額も含まれている。ただ、各施設とも毎年1億円を超える大幅な支出超過となっている。

給食費の保護者負担は材料代のみとされているため、制度上、支出超過となる事業ではあるが、人件費や経費の削減努力は必要である。今後は固定資産台帳の整備に合わせて減価償却費を適切に算定した上で施設別収支を把握し、センター運営の効率化をさらに徹底していくべきである。

なお、調理業務を民間に委託した東部及び西部の給食センターに関しては、上記の表では民間委託前の人件費と民間委託後の人件費+業務委託料がほぼ同額、または増加している。上記の表の民間委託前の人件費には、臨時職員及びパート職員の人件費が含まれていないとのことなので、それらの人件費を含む人件費の比較表を入手したところ、東部給食

センターは 13,037 千円削減されている。しかし、西部給食センターは 754 千円の削減にとどまる。

民間への委託に当たっては、高品質・安心安全な食の提供の観点が必要であり、効率化だけを優先するわけにいかないことは理解するが、コスト面での改善要求も徹底されたい。センター毎に大きく金額が異なる運送業務委託料とともに、委託費に関してはさらなるコスト管理の徹底が必要である。

なお、「福島市学校給食長期計画 2016」において学校単独給食実施校を公会計に移行する旨が記載されているが、この点の対応はまだ行われていないので、給食センターのみならず、学校単独給食についても施設別収支把握及び効率化が必要である。

② 稼働率の向上等による給食 1 食当たりのコスト削減（意見）

福島市の各給食センターの供給能力と、それに対する給食数の平成 30 年度の実績（費用のみ平成 29 年度実績）は以下の通りである。学校給食は安心・安全はもちろん、栄養バランスを含めた総合的な管理が必要であるため、一定のコストがかかるのは理解できる。しかし、1 食当たりのコストを見ると全て 400 円を超えており、最も低い西部学校給食センターでも 463 円である。さらに、稼働率が低い南部と東部の給食センターは 1 食当たりが 500 円を超えるコストである。前述の通り、この金額には固定資産の減価償却費やパート等の人件費が含まれていないため、これらを含めたフルコストではさらにコストが上昇する。

学校給食に関する他の自治体データが公表されているケースは少ないが、監査人が収集した最近のデータでは、静岡市の 1 万食規模の給食センター 4 つの平成 25 年度の数値が概ね 487 円程度、群馬県太田市の蕪川小学校（単独給食と思われる）の平成 23 年度の数値が 489 円である。なお、これらはいずれも減価償却費を除いたコストであり、減価償却費込みだと静岡市が 514 円、太田市が 528 円である。

以上により、減価償却費を除く給食費のコストは 500 円程度が 1 つの目安になると考えられ、この単価を超える高コスト体質の施設は問題である。南部と東部の給食センターは、西部及び北部とのコスト差を埋めるために、稼働率を上げたり人件費や経費の削減を進めるなどの経営努力が必要と考える。稼働率向上のためには、単独給食実施校の給食を給食センター方式に移行することも選択肢の 1 つであるし、少子化の進捗を考えれば中長期的には供給能力の縮小も必要と思われる。冒頭で触れた「福島市学校給食長期計画 2016」においてもセンター配置の見直しに触れられているが、その際の効率化の検討に当たっては、実績数値の分析を十分に行った上で計画を進めていくことが望ましい。

なお、学校給食センターの給食費（保護者負担分）は、平成 26 年 4 月以後、小学校 260 円、中学校 310 円だが、この金額は材料費をカバーするものであり、以下の表の通り、1 食当たり材料費が 285 円程度であることから妥当な水準であると考えられる。

【「平成30年度福島市の教育」より】

施設名	供給能力 (A)	給食数 (B)	稼働率 (B)/(A)	年間給食 回数C	材料費 (円)D	1食あたり 材料費	費用合計 (円)E	1食あたりコ スト
西部学校給食センター	3,700食	3,259食	88.1%	186.5回	169,372,926	278.7円	281,651,115	463.4円
北部学校給食センター	3,800食	3,183食	83.8%	188.5回	165,187,308	275.3円	297,687,537	496.1円
南部学校給食センター	3,300食	2,297食	69.6%	187.5回	121,555,955	282.2円	239,008,222	554.9円
東部学校給食センター	3,500食	2,761食	78.9%	185.0回	155,984,145	305.4円	291,035,434	569.8円
計	14,300食	11,500食	80.4%	186.9回	612,100,334	284.8円	1,109,382,308	516.2円

(注1)費用合計は平成29年度の金額である

(注2)1食あたり材料費:①÷(②×③)

(注3)1食あたりコスト :④÷(②×③)

(C) 子育て支援系施設～幼稚園・保育所（認定こども園含む）

1. 福島市公立保育所・幼稚園・認定こども園の概要

平成31年4月現在、福島市には公立保育所11施設、市立幼稚園10園、市立認定こども園3園が設置されている。市立幼稚園10園については、園児数や職員数が低迷する状況を踏まえて「福島市立幼稚園再編成計画（平成29年4月5日、福島市教育委員会）」が策定され、平成31年4月より22園あった市立幼稚園が10園に集約され、さらに市立認定こども園が3園設置された。再編後はこれまで一部の園でのみ実施していた預かり保育についても全ての市立幼稚園で実施するなど、利用者のニーズに対応した取り組みが行われている。

【公立保育所・幼稚園・認定こども園の設置状況（平成31年4月現在）】

公立保育所	市立幼稚園	市立認定こども園
渡利保育所	森合幼稚園	ふくしま中央認定こども園
笹谷保育所	渡利幼稚園	ひらの認定こども園
杉妻保育所	杉妻幼稚園	いいの認定こども園
余目保育所	清水幼稚園	
平野保育所	岡山幼稚園	
東浜保育所	笹谷幼稚園	
蓬萊保育所	佐倉幼稚園	
野田保育所	いいざか幼稚園	
蓬萊第二保育所	まつかわ幼稚園	
御山保育所	庭塚幼稚園	
飯野あおぞら保育所		

2. 監査要点

- ・借地で運営されている場合、公共施設として安定的に利用できる状況か
- ・耐震診断が行われているか、また、その結果に基づく対応は適切か
- ・市立幼稚園の数、規模は他市町村と比較して過不足ないか
- ・私立幼稚園との競合関係等からの市立幼稚園の必要性（民間のみで十分ではないか）
- ・支援計画は福島市の人口動態や現状から妥当なものであるか
- ・収支の区分計算は可能か、また、収支の区分を行うための障害があればその除去方法を検討する
- ・施設別収支に格差がある場合、原因は何か、格差解消の方策はあるか

3. 実施した監査手続

- ・借地での施設運営及び民間公募による私立認定こども園設置に伴う市有地の貸付の状況について、関係書類及びヒアリングにより検討した
- ・耐震診断の実施状況及びその後の対応状況について、関係書類及びヒアリングにより検討した
- ・市立幼稚園再編成計画（平成 31 年 4 月再編実施）の内容を検討した
- ・市立幼稚園の設置数・規模等のデータを入手し、他市町村と比較した
- ・福島市内の私立幼稚園の設置場所及び園児数、市立幼稚園との競合関係等を確認した
- ・北沢又認定こども園の民間公募の内容を関係書類及びヒアリングにより検討した
- ・福島市子ども・子育て支援事業計画について、当初計画と改訂版を比較検討した
- ・公立保育所の平成 29 年度の施設別収支を区分し、施設毎の収支状況を検討した
- ・市立幼稚園の平成 29 年度の施設別収支を区分し、施設毎の収支状況を検討した
- ・サンプル対象とした 1 施設（蓬萊保育所）について物品台帳の記載内容を検討した

4. 監査の結果

(1) 借地での施設運営（意見）

公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有するのは、渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所、平野保育所の 4 つの保育所である（市立幼稚園 10 園及び市立認定こども園 3 園は全て市有地で施設運営されている）。これらの土地の所有者は全て個人であり、保育所が設置された昭和 40 年代から変更はない。借地で運営することとした経緯は、当時は同時期に多くの保育所建設が行われており、財政上の制約もあり、借地による運営が選択されたものと推測される。

5 つの契約ともに期間は 1 年毎の更新とされており、賃料計算方法は市の基準に則り固定資産税評価額を基に計算している。福島市としては、各保育所の所長が土地所有者と定期的にコミュニケーションをとり良好な関係を築いており、過去において施設運営に支障がなかったことから、契約の安定性について現時点において懸念はないと判断しており、今後も

借地による運営を維持していく予定とのことである。

保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧されるところではないと判断できる。しかしながら、近年、少子化の中で保育所等の子育て支援に係る施設の重要性が高まっている状況から、公共施設の安定的な運営のため、市としても今後、借地契約の安定性については常に注視していくことが望ましい。

(2) 民間公募による市有地の貸付の状況（北沢又認定こども園）

平成31年4月の市立幼稚園再編に伴い、他の園に集約された旧北沢又幼稚園の敷地を利用し、土地を市が準備することで民間事業者の参入が容易になると判断し、私立認定こども園の設置・運営法人の公募を行い、市有地の土地の貸付けを行っている（私立認定こども園設置法人は社会福祉法人であり令和2年2月園舎完成、3月検査、4月開園予定。）

現在は園舎建設工事（指定用途）にて貸付中であり、開園後は30年間の有償貸付（事業用定期借地権設定による土地賃貸借契約）となる。貸付料の算定については、行政財産使用料として、条例に基づき固定資産税を基に計算している。

ヒアリング及び契約書等により上記の状況を検討した結果、北沢又認定こども園への市有地貸付に関して、特に指摘すべき事項はない。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園の耐震診断の実施状況

公立保育所・市立幼稚園・市立認定こども園（幼稚園及び認定こども園については平成31年4月再編後の園舎）の耐震診断実施状況を検討したところ、耐震診断は全ての園舎で実施されていることを確認した。なお、いいの認定こども園は、平成31年4月の市立幼稚園再編に伴い、飯野幼稚園を統合した上で、旧飯野おひさま保育所に設置されている。旧飯野おひさま保育所の耐震診断は、飯野町が合併前に実施しているため、平成20年2月に実施された耐震診断報告書により、耐震性に問題ないとの結論、及び（社）福島県建築士事務所協会 耐震診断判定委員会による耐震診断判定書（平成20年2月28日付）において、適切に診断しているものと認める旨の判定がなされていることを確認した。

以上、保育所・幼稚園・認定こども園の耐震診断状況を検討した結果、耐震診断の実施状況に関して、特に指摘すべき事項はない。

【幼稚園耐震化診断・工事実施状況】

No.	幼稚園	建築年次	耐震区分	耐震診断/耐震性
1	渡利幼稚園	H9	新	—
2	杉妻幼稚園	S55	旧	H25/耐震性有(ランク A)
3	清水幼稚園	S57	新	—
4	笹谷幼稚園	S49	旧	H24/ランク C
5	いいざか幼稚園	S56	旧	H25/耐震性有(ランク A)
6	佐倉幼稚園	S59、H18	新	—
7	まつかわ幼稚園	S60	新	—
8	庭塚幼稚園	S60	新	—
9	森合幼稚園	S47	旧	H24/ランク D
10	岡山幼稚園	S54	旧	H25/耐震性有

【保育所耐震化診断・工事実施状況】

No.	保育所	建築年次	耐震区分	耐震診断/耐震性、耐震工事
1	渡利保育所	S43	旧	H23/耐震工事済
2	笹谷保育所	S46	旧	H23/耐震工事済
3	杉妻保育所	S46	旧	H23/耐震工事済
4	余目保育所	S48	旧	H23/耐震工事済
5	平野保育所	S48	旧	H23/耐震工事済
6	東浜保育所	S49	旧	H23/耐震工事済
7	蓬萊保育所	S50	旧	H27/耐震工事済
8	野田保育所	S54	旧	H29/耐震性有
9	蓬萊第二保育所	S55	旧	H29/耐震性有
10	御山保育所	S56	旧	H29/耐震性有
11	飯野あおぞら保育所	H13	新	—

【認定こども園耐震化診断・工事実施状況】

No.	認定こども園	建築年次	耐震区分	耐震診断/耐震性、耐震工事
1	ふくしま中央認定こども園(春日園舎)	S30	旧	H27/耐震工事済
	ふくしま中央認定こども園 (ふくしま東園舎)	S61	新	—
2	ひらの認定こども園	S60	新	—
3	いいの認定こども園	S31	旧	旧飯野町で診断済(耐震性有)

※耐震性について

○新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正により、新しい耐震基準が施行された。新耐震基準の建物とは、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設されたものをいう。昭和 57 年以降に建てられた建物は、現在の耐震基準（昭和 56 年に建築基準法が改正施行されたもので、阪神淡路大震災や新潟県中越地震において、現行の耐震基準に適合する建物の被害が少なかったことから、妥当なものとされている。）を満たしており、耐震性能を有するものと判断される。耐震性能有りとは、新耐震基準の建物及び耐震診断により耐震性能を有すると判断された建物である。

○耐震診断

耐震診断は、新耐震基準（昭和 56 年以前）施行以前に建設された建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標（Is 値）が 0.6 未満の場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）とされている。なお、構造耐震指標（Is 値）とは、耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標のことをいい、地震力に対する建物の強度や変形能力、粘り強さを考慮し、建物の階ごとに算出する。この指標が大きくなるほど耐震性能が高いといえる。

●構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性（ランク）		
ランク	Is 値	地震の振動及び衝撃に対しての判定（耐震性能）
A	Is 値が 0.7 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いもの
B	Is 値が 0.6 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いもの 地震後、大きな補修をすることなく防災活動、避難活動等の拠点として使用する機能が確保できない恐れがあるもの
C	Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるもの
D	Is 値が 0.3 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いもの

（４）耐震化工事の実施状況～笹谷幼稚園及び森合幼稚園（指摘）

耐震診断の結果を受けて、耐震化工事・改修が行われているが、笹谷幼稚園及び森合幼稚園については平成 24 年度の耐震診断で危険性有りとなっているにもかかわらず、平成 30 年度時点において耐震化工事がなされていないことから、今後の対応について確認した。

福島市は平成 16 年から平成 17 年にかけて学校施設（幼稚園を含む）の耐震化優先度調査を行い、その結果を受けて、耐震化を計画的に進めるべく「福島市小中学校等耐震化推進計画」を平成 18 年 3 月に策定した。計画では小中学校を優先的に耐震化工事し、その後幼稚園の耐震化工事が計画されていた（小中学校は平成 18 年度～平成 27 年度にかけて耐震

化工事、幼稚園は平成 26 年度～平成 27 年度にかけて耐震化工事を計画)。平成 23 年の東日本大震災により計画遅延が生じたものの、幼稚園については笹谷幼稚園と森合幼稚園を除き耐震化工事は終了している。

この 2 園については、平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編成計画があったため、他の施設の状態を踏まえた今後の施設のあり方の検討に時間を要したことが、耐震化が遅れた理由とのものである。今後、笹谷幼稚園（2 階建て、鉄筋コンクリート造り）は、令和元年度に実施設計を行い、令和 2 年度に耐震補強工事を計画しており、耐震化工事が具体的に進捗している。

一方、現時点において森合幼稚園については未だ耐震化に関する具体的な計画はない。森合幼稚園は、平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編においても既存施設が維持され施設運営されており、市立幼稚園の中で最も園児数が多く（令和元年 5 月 1 日時点、定員 60 名に対し園児数 58 名）、施設の安全性は十分に配慮すべきものとする。平成 24 年度に実施された耐震診断結果でランク D となっているにもかかわらず具体的な対策が計画されていないことから、早急に改築・改修等の耐震化工事を実施すべき施設である。

（5）市立幼稚園及び保育所の統廃合

福島市では、これまで 1 学級の園児数が一桁台の幼稚園が複数あり、集団生活を通じて行われる幼稚園教育の環境として適正とは言えない状況であり、職員数が定数に満たない状況が生じていた。これらの状況を踏まえ、福島市立幼稚園再編成計画に基づいて、平成 31 年 4 月にこれまで 22 園あった市立幼稚園が 10 園に再編され、市立認定こども園が 3 園設置された。また、従来一部の園でのみ実施していた預かり保育について、再編後はすべての園において実施し、利用者のニーズに対応している（令和元年度 8 月 31 日時点において、8 割以上の利用者が預かり保育利用登録を行っている）。再編により 10 名未満の学級は 1 園になり、職員数も適正配置となっており、この統廃合に関しては特に指摘すべき事項はない。

① 他市の市立幼稚園設置数との比較（意見）

県内及び東北の同程度の中核市（郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、山形市）の市立幼稚園設置数との比較により、市立幼稚園の過不足について検討を行ったところ、現状では東北の同規模の中核市等と比較して極端に設置数が多い状況ではない。

これは従来、福島市の市立幼稚園は他市と比較して特に設置数が多かったが、平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編により大幅に減少したためである。ただし、郡山市や秋田市、山形市のように市立幼稚園がない中核市もある。

福島市の場合は市立幼稚園の再編直後ではあるが、今後も少子化はさらに進捗することから、私立幼稚園との競合関係も注視し、今後も②で説明する園児数（充足率）の推移や他市との比較などから、適正規模・適正配置となる施設のあり方について引き続き検討していく必要がある。保育所については、公立・私立を合計した設置数で比較しても極端な過不足はなく、定員に対する入所者数も高い水準を維持している。認定こども園については、福島市においては平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編に伴い市立認定こども園が 3 園設置されてい

るが、平成 30 年度の政府統計データによると、福島市を含めた東北の 7 市（福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、青森市、八戸市）には公立の認定こども園はなく、全て私立となっている。

なお、福島市の保育所の待機児童は大幅に減少したが、今後とも公私のバランスや待機児童の減少策などの観点から、需要に見合った施設の設置や拡充を適時に進めていくことが望ましい。

東北の中核市（面積・人口比較）

（面積）国土地理院 平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 30 年 10 月 1 日時点）

（人口）総務省 中核市一覧（平成 31 年 4 月 1 日時点）

市区町村	平成 30 年面積(k m ²)	人口(単位:人)
福島市	767.72	292,247
郡山市	757.20	326,831
いわき市	1,232.02	360,598
盛岡市	886.47	300,746
秋田市	906.07	312,035
山形市	381.30	253,832

東北の中核市（市立幼稚園・保育所数）

区分	郡山市	いわき市	盛岡市	秋田市	山形市	福島市
保育所	25	33	10	6	10	11
幼稚園	0	16	3	0	0	10

（注）福島市は上記の他、市立認定こども園が 3 園ある

国立・私立を含む幼稚園・認定こども園数 e-Stat（政府統計ポータルサイト）より（平成 30 年度）

【幼稚園の数】

市区町村	国立	公立	私立	計
福島市	1	22	19	42
会津若松市	—	1	5	6
郡山市	—	—	32	32
いわき市	—	17	31	48
盛岡市	1	4	17	22
秋田市	1	—	16	17
山形市	1	—	17	18

（注）福島市は平成 31 年 4 月の再編により市立幼稚園が 22 園から 10 園に減少し、私立幼稚園数も 14 園に減少し、国立 1 園を含めて平成 31 年 4 月時点で 25 園となっている

【認定こども園の数】

市区町村	国立	公立	私立	計
福島市	—	—	6	6
会津若松市	—	—	11	11
郡山市	—	—	2	2
いわき市	—	—	8	8
盛岡市	—	—	14	14
秋田市	—	—	19	19
山形市	—	—	13	13

(注) 福島市は平成 31 年 4 月の再編により、平成 31 年 4 月時点で市立認定こども園 3 園、私立認定こども園 10 園となっている

東北中核市の保育所数(公立・私立の区分) e-Stat (政府統計ポータルサイト) より (平成 29 年度)

市区町村	公立	私立	計
福島市	11	33	44
郡山市	25	19	44
いわき市	31	25	56
盛岡市	12	46	58
秋田市	6	50	56
青森市	—	64	64
八戸市	—	18	18

② 私立幼稚園との競合等による園児数の充足率の低迷 (意見)

「福島市立幼稚園再編成計画 (平成 29 年 4 月 5 日、福島市教育委員会)」においては、「市立幼稚園において、4 歳児学級の 1 次募集に対する応募者数が 10 名未満の状況が 3 年継続した場合には統廃合の対象とする」とされている。

市立幼稚園のうち、再編後の令和元年 9 月 1 日時点において、10 名未満の学級があるのは佐倉幼稚園となっている。また、各幼稚園の定員に対する園児数の充足率をみると、令和元年 9 月 1 日時点で 50% を切る園が 3 つ (岡山、佐倉、庭塚) ある。

幼稚園については支給認定で 1 号認定を受けた利用者自身が、公私どちらかを選択でき、さらに小中学校と異なり学区という概念がないことから、各地区における幼児人口の把握・分析による市立幼稚園の利用者数の予測を踏まえた需要量の精査は難しいといえる。また、福島市では幼稚園再編の実施直後であり、現在定員に対する園児数の充足率が高い園についても、今後の需要動向は変動する可能性がある。

しかしながら、岡山、佐倉、庭塚の 3 つの幼稚園は、いずれも福島市郊外に位置し、近隣

には定員数が比較的大きな私立幼稚園（福島愛隣幼稚園、福島わかくさ幼稚園、福島わかば幼稚園、三育幼稚園）が存在する。これらの私立幼稚園の充足率が最低でも71%、最高は128%に達していることからすると、市立幼稚園の充足率の低迷は明らかである。園児数の充足率が低い理由は私立幼稚園との地理的な競合関係のみではなく、3年保育がないことなどの条件の差もあるものと思われるが、そのような点も含めて、公営の幼稚園に対する需要が低いのであれば統廃合の検討対象になるものとする。

したがって、今後も少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、引き続き施設の統廃合を随時検討していくことが望ましい。

福島市内の私立幼稚園の園児数(令和元年5月1日現在)

私立幼稚園名		園児数 ①	学級数	教員数	職員数	定員数 ②	充足率 ①/②	近隣の市立幼稚園 市立認定こども園
学校法人	桜の聖母学院幼稚園	85	3	9	8	160	53%	ふくしま中央認定こども園 森合幼稚園
〃	福島愛隣幼稚園	179	7	20	6	140	128%	佐倉幼稚園
〃	飯坂恵泉幼稚園	105	4	11	3	100	105%	ひらの認定こども園 いいざか幼稚園
〃	福島めばえ幼稚園	208	10	19	9	240	87%	清水幼稚園
〃	めばえ幼稚園	160	7	16	4	200	80%	清水幼稚園
宗教法人	福島こひつじ幼稚園	-	-	-	-	-	-	-
学校法人	福島わかくさ幼稚園	137	5	11	6	160	86%	佐倉幼稚園 庭塚幼稚園
〃	福島ルンビニー幼稚園	235	9	20	9	220	107%	杉妻幼稚園
〃	さくら幼稚園	129	6	10	1	160	81%	まつかわ幼稚園
〃	福島わかば幼稚園	205	7	14	5	290	71%	庭塚幼稚園
〃	みその幼稚園	119	5	9	1	120	99%	渡利幼稚園 杉妻幼稚園
〃	三育幼稚園	241	7	9	4	280	86%	岡山幼稚園
〃	西部三育幼稚園	268	8	14	3	280	96%	森合幼稚園

私立幼稚園名		園児数 ①	学級数	教員数	職員数	定員数 ②	充足率 ①/②	近隣の市立幼稚園 市立認定こども園
〃	蓬萊もみじ幼稚園	34	3	5	2	150	23%	杉妻幼稚園
	14 園	2,105	81	167	61			

(注) 私立幼稚園はR1.5.1 現在 14 園だが、福島こひつじ幼稚園は休園中である

市立幼稚園園児数 (10 人に満たない学級の有無)

令和元年 9 月 1 日現在

幼稚園名	4 歳児学級	5 歳児学級	合計①	定員②	充足率 ①/②
森合幼稚園	28	30	58	60	97%
渡利幼稚園	26	24	50	60	83%
杉妻幼稚園	20	34	54	60	90%
清水幼稚園	24	30	54	60	90%
岡山幼稚園	11	14	25	60	42%
笹谷幼稚園	16	30	46	60	77%
佐倉幼稚園	6	11	17	60	28%
いざか幼稚園	13	17	30	60	50%
まつかわ幼稚園	15	27	42	60	70%
庭塚幼稚園	10	12	22	60	37%
合計	169	229	398	600	66%

(注) 令和元年 9 月 1 日時点で 10 名未満に該当するのは佐倉幼稚園学級の 4 歳児である。
また、岡山、佐倉、庭塚の 3 つの幼稚園は充足率が 50%未満である。

保育所及び認定こども園 利用者数（充足率） 平成 31 年 4 月 1 日現在

保育施設名	入所児童数①	定員数②	充足率 ①/②
渡利保育所	53	60	88.3%
笹谷保育所	60	60	100.0%
杉妻保育所	54	60	90.0%
余目保育所	62	60	103.3%
平野保育所	65	60	108.3%
東浜保育所	57	60	95.0%
蓬萊保育所	56	70	80.0%
野田保育所	87	90	96.7%
蓬萊第二保育所	51	60	85.0%
御山保育所	104	120	86.7%
飯野あおぞら保育所	70	90	77.8%
ふくしま中央認定こども園	121	130	93.1%
ひらの認定こども園	42	115	36.5%
いいの認定こども園	41	55	74.5%
公立計	923	1,090	84.7%

（注）認定こども園は、令和元年 9 月末現在では以下の通り、ひらのの充足率が改善している。

保育施設名	入所児童数①	定員数②	充足率 ①/②
ふくしま中央認定こども園	121	130	93.1%
ひらの認定こども園	71	115	61.7%
いいの認定こども園	46	55	83.6%

③ 市立幼稚園再編後、廃止または集約化された施設の利活用計画（意見）

平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編において、他の園へ集約または廃止されたことにより利用されなくなった園舎等は 10 施設ある。このうち、にしね幼稚園については取り壊し予定、その他の施設は概ね学童クラブが利用（検討）している。

しかし、以下の表の通り、平田幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園、飯野幼稚園の 4 つの施設については、いまだ用途が未定・具体化していない。遊休状態になることによる施設の維持コスト増加に鑑み、今後の施設の利活用または廃棄等の方向性を早急に検討することが望ましい。

幼稚園名	今後の施設計画(令和元年10月時点)
ふくしま南幼稚園	・現在、福島第一小学校校舎の一部として利用中(補充施設、軽運動室)・園舎は今後解体が必要と考えている
ふくしま西幼稚園	・従来、園舎2階は学童クラブ(民間)で利用中 ・S46建設であり老朽化により将来的に解体が必要と考えている
ほうらい幼稚園	・学童クラブが園舎の利活用希望があったが、具体化はしていない ・利活用は十分できる施設として考えている
大笹生幼稚園	・園舎は学童クラブ(民間)で利用中
にしね幼稚園	・取り壊し決定(S50建築)、令和2年度解体予定(予算要求予定)
北沢又幼稚園	・学童クラブとして利活用予定で、こども未来部にて募集予定(令和2年度より)
平田幼稚園	・学童クラブが検討中であるが具体化はしていない
まつかわ西幼稚園	・地元調整中であり、今後の用途は具体化していない
まつかわ東幼稚園	・地元調整中であり、今後の用途は具体化していない
飯野幼稚園	・未定

④ 北沢又認定こども園の民営化

現状では、幼児教育を希望していても、家庭の事情や保護者の就労等の関係から、幼稚園を選択できない利用者が潜在的には多く存在している。そうした利用者は、子どもに幼稚園教育を受けさせ、かつ、就労時間の終わりまで預けることができる就学前の教育・保育施設を求めている。そのニーズに対応できる仕組みを持つのが「認定こども園」である。

「福島市立幼稚園再編成計画(平成29年4月5日、福島市教育委員会)」によると、福島市としては、少子化の進展による幼児数の減少に応じ、就学前の教育・保育施設の適正配置を計画的に進めると同時に、需要量を踏まえた認定こども園の新設や、幼稚園や保育所からの移行を推進する必要があると捉えている。このため、公私の施設ともに、時代のニーズに応えることができる施設への移行や新設を進める施策を具体化することが、本市全体の就学前の子育て支援環境の充実につながるものとの考えが打ち出されている。

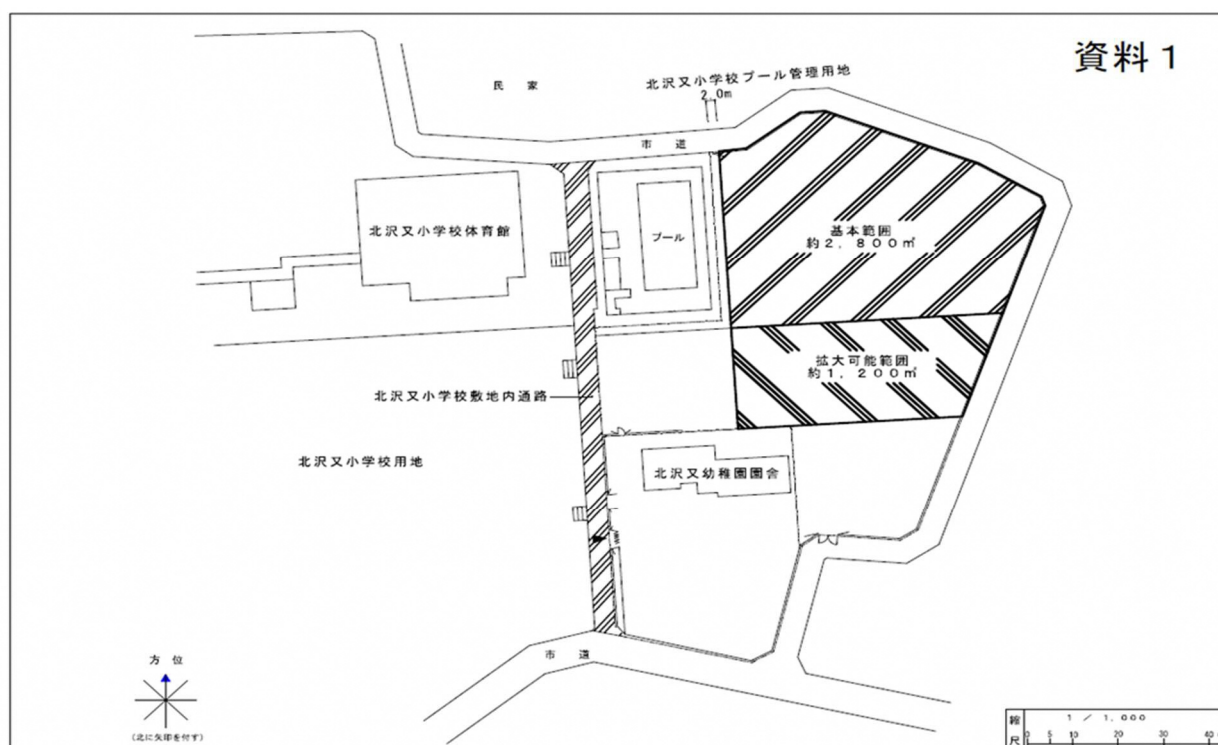
以上の考え方に基づき、平成31年4月の市立幼稚園再編に伴い他の園に統合された旧北沢又幼稚園敷地を利用して、民間事業者に市有地を貸付け、公募で私立認定こども園を誘致している(設置・運営法人の社会福祉法人が現在園舎建設工事中、令和2年4月開園予定)。

認定こども園の民営化の判断については、「福島市立幼稚園再編成計画」において、「今後の幼児数の減少、ならびに幼児教育無償化を見据え、北沢又幼稚園の用地を利用した私立認定こども園を誘致する」とされている。乳幼児の教育・保育施設の整備は、これまで国や県

の施設整備に対する補助の状況から、民間の力を活用して整備することを基本としている。旧北沢又幼稚園には広い運動場があるため、この市有地を利用することにより民間事業者の参入が容易になると判断し、私立施設を公募することとしたものである。一方、市立認定こども園を3園新たに設置しているが、これらは市立幼稚園や公立保育所の建物をそのまま利用できるため、市立認定こども園として設置した。

担当部局への上記ヒアリング及び公募における関連資料（募集要項等）を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。

（北沢又認定こども園建設地）



（注） マーカーで囲んだ部分に園舎建設予定

（6） 子ども・子育て支援事業計画の検討

「福島市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）」は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく5年を一期とする市町村の子ども・子育て支援事業計画であり、国と福島市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題から、基本理念を「かがやく笑顔 こどもを大切にすまち ふくしま」としている。また、基本視点・基本目標を設定し、これに応じた基本計画（推進施策・主要施策・推進事業）を掲げて人口等の分析を行い、重点施策を決定している。

平成29年3月に策定された「福島市子ども・子育て支援事業計画（追加版）」では、子どものいる世帯の実態把握調査や関係機関等の調査の結果、各世帯の経済的状況が子どもの成長に大きく影響を及ぼすことが推定されたことから、基本目標として「援助を必要とする

子どもへの支援」が追加され、子どもの貧困対策に関する施策を追加している。

これらの重点施策として、子ども・子育て支援新制度において国が推進する①地域子ども・子育て支援事業②幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育などの地域型保育事業の計画的整備があげられている。また、子ども・子育て支援法にもとづき面積、人口規模、地理的条件、交通事情など総合的に勘案して教育・保育提供区域を市内に6区域設定し、人口推計及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成25年12月実施)をもとにして、計画期間中の需要量見込みと目標確保供給量を分析し事業計画を記載している。

平成30年3月策定の「福島市子ども・子育て支援事業計画【一部修正版】(中間年における重点施策の見直し)」においては、直近の人口実績値を用いて人口推計を見直し平成30年度と令和元年度の区域毎の需要量と供給量見込みを再分析している。

これらの計画をもとにして、平成29年4月5日「福島市立幼稚園再編成計画」、平成30年10月「福島市子育て支援系施設個別計画」が教育委員会とこども未来部により策定され、平成31年4月に市立幼稚園22園を10園へ再編している。

福島市の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に沿って、教育・保育提供区域を設定し、区域毎に人口推計・ニーズを調査して需要量見込みと目標確保供給量を分析し、中間年において需要量と供給量見込みの見直しを行っている。平成31年4月にはこれらの結果を踏まえて市立幼稚園再編が実行されており、計画の内容は福島市の現状に基づく需要供給動向の分析結果によるものであり、監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

福島市子ども・子育て支援計画

計画名	策定年月日	策定課	計画期間
福島市子ども・子育て支援事業計画	平成27年3月	福島市健康福祉部 子育て推進室 子育て支援課	H27年度～H31年度 (5年間)
福島市子ども・子育て支援事業計画(追加版)	平成29年3月	福島市 こども未来部 こども政策課	H29年度～H31年度 (3年間)
福島市子ども・子育て支援事業計画(一部修正版) 中間年における重点施策の見直し	平成30年3月	福島市 こども未来部 こども政策課	H30年度～H31年度 (2年間)
福島市立幼稚園再編成計画～ よりよい市立幼稚園の教育環境 の実現を目指して～	平成29年4月	福島市 福島市教育委員会	—
福島市子育て支援系施設個別 計画	平成30年10月	福島市 福島市教育委員会 福島市 こども未来部	H30年度～H38年度 (9年間)

(7) 施設別収支の検討

① 公立保育所の施設別収支の把握（指摘・意見）

平成 29 年度の公立保育所 13 施設のそれぞれの施設別収支状況についてデータを入手し、施設ごとに比較・分析を行った（平成 31 年 4 月における市立幼稚園再編により、春日保育所及び飯野おひさま保育所については認定こども園へ移行している）。

歳出（人件費・経費）については施設単位で把握（園で執行）しており、数値を施設毎に把握できるが、歳入については施設毎に集計できない項目もあり、特に歳入の大部分である公立保育所負担金は、現在のデータからは保育所別に集計することが困難である。このため、以下の表では、収入の大半を占める国支出金、県支出金、及び保護者から徴収する公立保育所負担金について、13 施設の平成 30 年 3 月 1 日現在の児童数で按分した金額としている。

以下の表の通り、保育所全体でみても負担金や県・市の支出金でカバーできるのは経費部分程度に過ぎず、収入の 4.89 倍の運営費（人件費・経費）がかかっている。これは、公立保育所の運営費は基本的に保護者負担金と一般会計により賄う制度によるもので、889 百万円の人件費に対して収支差額は△869 百万であり、人件費のほとんどは一般会計が負担する計算になる。公立保育所での収入の確保には一定の限界があるが、サービスの品質を確保しながら運営費を抑えるための工夫が必要である。

なお、独立行政法人福祉医療機構が公表している「平成 29 年度 保育所および認定こども園の経営状況について」によると、調査対象とした認可保育所（小規模保育事業を除く）4,617 施設および認定こども園 724 施設について、1 施設当たりの平均定員数は 107.6、サービス活動費用（人件費及び経費）138,450 千円である。これにより、定員 1 人当たりの費用は 1,286 千円と算出されるのに対して、福島市の保育所全体の入所者 1 人当たり費用の平均値は 1,216 千円であり、評価できる水準である。ただし、施設毎にみれば入所者 1 人当たり費用が 130 万円を超える施設がある。

以下の表からは採算が良くない施設は 2 つの類型に分かれる。1 つ目は定員オーバーであっても人件費負担が多い施設であり、余目、平野、蓬萊第 2 の 3 施設である。2 つ目は、定員に対する充足率が低い施設であり、蓬萊、飯野あおぞら、飯野おひさまの 3 施設である。これらの保育所については、人員配置や定員の見直しなどの改善を検討することが望ましい（意見）。

また、施設別に歳入を把握できない現状では、施設毎の正確な収支が確認できないため、施設毎に対処すべき事項の的確な判断ができない。定員に対する入所児童数の充足率が著しく低い保育所は見受けられないが、前述の通り充足率が低い保育所は不採算となる傾向は明らかである。今後施設のあり方を検討していく際には、減価償却費や維持修繕費を含めたフルコスト情報の把握も必要となるが、まずは施設ごとの収入が把握できなければ、判断を誤ることになりかねない。保育所の設置や人員の効果的・効率的な配置は、子育てしやすい街づくりに欠かせないものであり、施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである（指摘）。

【平成29年度公立保育所施設別収支状況】

(単位：円)

定員数(名)		120	60	60	60	60	60	60
入所者数(平成30年3月1日現在)		112	62	62	63	70	66	61
目または細々目	節	春日	渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜
国県支出金	国県支出金							990,000
国県支出金	県支出金	486,984	269,581	269,581	273,929	304,365	286,973	1,255,232
負担金	公立保育所負担金	25,377,106	14,048,041	14,048,041	14,274,622	15,860,691	14,954,366	13,821,460
雑入		1,533,872	969,032	911,432	907,592	721,322	915,601	2,021,381
	収入計	27,397,963	15,286,654	15,229,054	15,456,143	16,886,379	16,156,940	18,088,073
職員給与費		66,803,728	38,249,876	35,400,939	40,070,959	42,877,772	46,175,307	44,393,075
嘱託職員費		24,472,088	12,820,661	19,231,119	13,812,188	27,433,083	24,789,399	15,367,793
	人件費計	91,275,816	51,070,537	54,632,058	53,883,147	70,310,855	70,964,706	59,760,868
公立保育所 運営費	共済費			383,058				
	賃金	3,029,170	2,966,853	2,620,923	2,511,369	1,874,170	1,910,220	1,236,835
	報償費	188,462	100,037	102,010	101,023	95,104	99,050	98,063
	旅費	22,213	63,505	72,718	64,985	110,902	82,523	48,039
	需用費	12,673,304	6,315,424	6,502,056	7,082,329	6,932,323	6,922,141	6,186,057
	役務費	257,979	150,717	123,178	151,006	162,152	168,994	160,729
	委託料	805,598	645,776	654,848	957,140	930,031	993,657	812,526
	使用料及びその他の賃借料	260,306	1,864,082	1,816,595	192,198	894,408	1,112,139	152,734
	工事請負費		801,360	2,095,200			2,095,200	1,701,000
	原材料費	10,627	21,416	14,169				
	備品購入費	86,724	341,334	126,144	820,584	1,352,862	19,418	444,420
負担金補助及び交付金	67,837	45,402	47,211	46,836	54,336	47,536	44,586	
	小計	17,402,220	13,315,906	14,558,110	11,927,470	12,406,288	13,450,878	10,884,989
延長保育促進事業費		4,236,109	2,054,924	1,150,073	1,826,887	2,153,699	2,142,883	1,670,610
一次預かり事業費								564,397
	経費計	21,638,329	15,370,830	15,708,183	13,754,357	14,559,987	15,593,761	13,119,996
	収支差額	-85,516,182	-51,154,713	-55,111,187	-52,181,361	-67,984,463	-70,401,527	-54,792,791
	収支倍率((人件費+経費)÷収入)	4.12	4.35	4.62	4.38	5.03	5.36	4.03
	入所者1人当たり費用	1,008,162	1,071,635	1,134,520	1,073,611	1,212,441	1,311,492	1,194,768

(注) 春日保育所は、平成31年4月より、ふくしま中央認定こども園となった

(単位：円)

定員数(名)	70	90	60	120	60	90	970	
入所者数(平成30年3月1日現在)	46	90	61	99	40	66	898	
目または細々目	節	蓬萊	野田	蓬萊第二	御山	飯野おひさま	飯野あおぞら	合計
国県支出金	国支出金							990,000
国県支出金	県支出金	200,011	391,327	265,232	430,459	799,923	286,973	5,520,570
負担金	公立保育所負担金	10,422,740	20,392,318	13,821,460	22,431,549	9,063,252	14,954,366	203,470,013
雑入		791,061	1,111,880	788,900	1,149,690	607,539	685,320	13,114,622
	収入計	11,413,812	21,895,524	14,875,592	24,011,699	10,470,714	15,926,659	223,095,205
職員給与費		42,236,984	58,060,486	46,223,081	68,004,524	52,378,593	55,533,677	636,409,001
嘱託職員費		8,708,287	22,742,424	23,034,652	26,542,529	12,800,618	20,694,001	252,448,842
	人件費計	50,945,271	80,802,910	69,257,733	94,547,053	65,179,211	76,227,678	888,857,843
公立保育所 運営費	共済費							383,058
	賃金	1,951,690	3,312,368	3,251,463	4,142,109	540,675	609,000	29,956,845
	報償費	94,117	155,569	96,090	182,542	90,171	147,677	1,549,915
	旅費	139,170	41,275	89,368	59,360	85,667	176,872	1,056,597
	需用費	5,982,393	10,420,256	7,258,336	11,469,154	4,531,056	7,687,847	99,962,676
	役務費	194,071	184,932	170,095	213,767	270,814	202,062	2,410,496
	委託料	665,646	743,988	1,332,357	832,150	699,240	792,569	10,865,526
	使用料及びその他の賃借料	154,918	237,466	225,006	313,859	203,905	236,903	7,664,519
	工事請負費			939,600		2,307,960	2,106,000	12,046,320
	原材料費	11,599					11,599	69,410
	備品購入費	45,792	170,900	29,592	171,614	204,312	472,520	4,286,216
負担金補助及び交付金	38,471	55,836	46,151	62,031	40,461	50,961	647,655	
	小計	9,277,867	15,322,590	13,438,058	17,446,586	8,974,261	12,494,010	170,899,233
延長保育促進事業費		1,487,296	4,166,310	2,142,784	3,187,364	2,172,082	3,197,526	31,588,547
一次預かり事業費								564,397
	経費計	10,765,163	19,488,900	15,580,842	20,633,950	11,146,343	15,691,536	203,052,177
	収支差額	-50,296,622	-78,396,286	-69,962,983	-91,169,304	-65,854,840	-75,992,555	-868,814,815
	収支倍率((人件費+経費)÷収入)	5.41	4.58	5.70	4.80	7.29	5.77	4.89
	入所者1人当たり費用	1,341,531	1,114,353	1,390,796	1,163,444	1,908,139	1,392,715	1,215,935

(注) 飯野おひさま保育所は、平成31年4月より、いいの認定こども園となった

② 市立幼稚園の施設別収支の把握（指摘）

平成 29 年度における市立幼稚園（再編前）のそれぞれの施設別収支状況について、データを入手し、施設毎に比較・分析を行った（平成 31 年 4 月における市立幼稚園再編前であるため、22 園（うち、1 園は休園中）が対象となる）。しかし、収入（歳入）については施設毎に集計しておらず、全体として把握しており（ほとんどが幼稚園授業料）、施設毎の数値を算出することが困難であるため、平成 29 年 5 月 1 日の在園児数をもって、総収入を各園に配分した。

一方、歳出は園毎に執行しているものの、市の決算においては施設ごとに区分されておらず、今回の監査において施設毎の支出額を区分できたのは、一般管理費総額 38 百万円（嘱託職員費 54 百万円を除く）に含まれる機械警備費約 7 百万円、及び学校備品費・消耗品費等の約 5 百万円である。残りの 26 百万円は施設ごとの金額区分が不可能ではないが、こちらは事務コストを考慮して数値の把握は省略したため、施設別収支には経費を含めないこととした。なお、施設の修繕費についても施設別に区分されていない。

幼稚園の支出（歳出）の大部分は人件費であり、再編前の数値ではあるが平成 29 年度の決算額によると、職員給与費が 191 百万円、一般管理費に計上されている嘱託職員費が 54 百万円である。合計 245 百万円が人件費であり、支出総額の 83.9%を占めている。人件費は施設ごとの人員区分が可能であるため、すべて配分した。なお、この際、市の歳入歳出決算書では幼稚園費に含まれていない再任用及び臨時職員の給与 36 百万円についても、施設毎に負担すべきコストであるため、以下の施設別収支では人件費に含めている。

この表から明確にわかるが、過去の状況では全ての幼稚園を定員 60 名とすることには無理があり、それぞれの施設ごとの実情に見合う定員設定及び人員配置が必要だったものと思われる。園児 1 人当たりの人件費が 50 万円以上の施設のほとんどは、定員数に対する園児数の割合（充足率）が 50%を下回る。一方で一定の園児が在園する施設は園児 1 人当たりの人件費が 30 万円台にとどまっている。

既に記載した通り、平成 31 年 4 月の幼稚園の統廃合により直近の各園の定員に対する充足率・幼稚園職員数を調べると、充足率が低い園はいまだあるものの、充足率は改善している。また、職員は統合後の各園に配置されており、各園の職員数は倍に増え、サービス提供の観点からも改善されたが、職員総数には大きな変化がないことから今後も人件費は同様の規模で発生すると推測される。全体の園児数は平成 29 年度 566 人、令和元年 9 月現在幼稚園及び認定こども園で合計 636 人在籍しており、総園児数に大きな変動はないが、今後少子化により歳入が減少する傾向が推測される。そのため、経済性・効率性の観点からも検討可能となるように、収入及び人件費・経費はもちろん、設備の維持補修や減価償却費を含めたフルコストでの施設ごとの収支を把握することが必要不可欠である。

フルコストによる施設別の収支把握は、施設の再配置のみならず、幼稚園の効率的運営や、適切な人員配置、設備投資等の検討の基礎数値になるため、今後は施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである。

【平成29年度市立幼稚園施設別収支状況～ただし経費は除く】

(単位：円)

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60
園児数(平成29年5月1日現在)	36	15	15	44	33	45	18
項目	ふくしま南	ふくしま東	ふくしま西	森合	渡利	杉妻	ほうらい
使用料及び手数料	1,869,469	778,945	778,945	2,284,906	1,713,680	2,336,836	934,734
国庫支出金	51,265	21,360	21,360	62,657	46,993	64,081	25,633
県支出金	51,011	21,254	21,254	62,346	46,760	63,763	25,505
収入計	1,971,744	821,560	821,560	2,409,910	1,807,432	2,464,680	985,872

正職員給与・再任用給与	14,716,649	8,656,248	9,353,193	12,427,960	17,666,915	12,090,133	7,532,714
嘱託職員	2,780,048	2,659,694	2,563,220	2,547,152	0	2,530,122	2,601,583
臨時職員	0	1,165,657	1,223,167	0	1,060,540	1,629,935	1,134,495
人件費計	17,496,697	12,481,599	13,139,580	14,975,112	18,727,455	16,250,190	11,268,792

園児1人当たり人件費	486,019	832,107	875,972	340,343	567,499	361,115	626,044
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60
園児数(平成29年5月1日現在)	42	40	24	46	28	15	31
項目	清水	北沢又	岡山	笹谷	佐倉	おおとり	ひらの
使用料及び手数料	2,181,047	2,077,187	1,246,312	2,388,765	1,454,031	778,945	1,609,820
国庫支出金	59,809	56,961	34,177	65,505	39,873	21,360	44,145
県支出金	59,512	56,678	34,007	65,180	39,675	21,254	43,926
収入計	2,300,368	2,190,827	1,314,496	2,519,451	1,533,579	821,560	1,697,891

正職員給与・再任用給与	12,325,666	10,164,901	11,274,603	8,832,648	9,653,900	4,762,861	17,228,567
嘱託職員	2,740,103	2,654,978	2,748,976	5,350,810	2,633,582	2,637,539	0
臨時職員	0	0	2,118,659	0	0	1,662,412	857,898
人件費計	15,065,769	12,819,879	16,142,238	14,183,458	12,287,482	9,062,812	18,086,465

園児1人当たり人件費	358,709	320,497	672,593	308,336	438,839	604,187	583,434
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定員数(名)	60	60	60	60	60	60	60	1,260
園児数(平成29年5月1日現在)	21	5	13	8	30	34	23	566
項目	にしね	まつかわ西	金谷川	まつかわ東	平田	庭塚	飯野	施設合計
使用料及び手数料	1,090,523	259,648	675,086	415,437	1,557,890	1,765,609	1,194,383	29,392,200
国庫支出金	29,905	7,120	18,512	11,392	42,721	48,417	32,753	806,000
県支出金	29,756	7,085	18,420	11,336	42,509	48,177	32,590	802,000
収入計	1,150,184	273,853	712,019	438,165	1,643,120	1,862,203	1,259,725	31,000,200

正職員給与・再任用給与	5,624,758	5,830,856	5,414,361	5,987,715	10,527,690	9,730,245	5,028,136	204,830,719
嘱託職員	4,129,558	922,747	2,859,674	2,812,436	0	2,728,132	5,366,354	53,266,708
臨時職員	1,061,286	2,873,877	1,773,989	1,338,804	1,672,562	0	1,852,298	21,425,579
人件費計	10,815,602	9,627,480	10,048,024	10,138,955	12,200,252	12,458,377	12,246,788	279,523,006

園児1人当たり人件費	515,029	1,925,496	772,925	1,267,369	406,675	366,423	532,469	493,857
------------	---------	-----------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------

(D) 住宅系施設～市営住宅

1. 福島市市営住宅の概要

令和元年7月31日時点で福島市の市営住宅の総戸数は4,193戸であり、そのうち1,188戸が空き家となっている。福島市は空き家の管理方針として、入居のために必要な修繕を実施した後に利用する予定の空き家（以下、「利用可能空き家」とする。）と、用途廃止若しくは建替えのために入居者募集を停止している空き家（政策空き家）に分けて管理している。

平成27年3月に策定された「福島市住宅マスタープラン」によれば平成32年度における市営住宅の目標管理戸数は3,983戸とされており、令和元年7月31時点の管理戸数から約210戸の削減が必要である。また、市営住宅の戸数削減の方針として、平成29年6月に変更策定されている「福島市市営住宅長寿命化計画」によれば、原則として法定耐用年数（公営住宅法で定める耐用年数）を経過した団地のうち、敷地が0.1ha未満の団地及び市街化調整区域並びに都市計画区域外の団地については用途廃止とすることとされている。

福島市が市営住宅として有する団地の数は51であるが、このうち約4割を超える21の団地は耐用年数（公営住宅法で定める年数）を経過しており、建替え若しくは用途廃止の検討をする必要がある。しかし、政策空き家とした後、相当年数が経過してなお入居者が存在するため、具体的な計画が策定できていないものがほとんどである。

【市営住宅の種類別戸数管理状況（平成31年3月31日時点・空き家含む）】

種 類	戸 数
改良住宅	320
第三種市営住宅	5
借上	123
特賃	97
子育て	20
市域優良賃貸住宅	20
一般の公営住宅	3,619
合計	4,204

【市営住宅の空き家管理状況（平成31年3月31日時点）】

空 家 種 類	戸 数
利用可能空き家（修繕実施後入居者募集予定）	771
政策空き家（入居募集停止中）	372
合計	1,143

【市営住宅耐用年数比較】

構 造	公営住宅法上の耐用年数	固定資産台帳の耐用年数
木造	30年	22年
コンクリートブロック造	45年	38年
鉄筋コンクリート造	70年	47年

2. 監査要点

- ・市営住宅に係る計画は福島市の人口動態や現状から妥当なものであるか
- ・市営住宅数は他市町村と比較して過不足ないか
- ・民間賃貸住宅との競合関係等からの市営住宅の必要性（民間のみで十分ではないか）
- ・家賃価格は適切に設定されているか（民間住宅、他市町村都の比較）
- ・耐震化の現状などからの計画の妥当性
- ・現状の市営住宅は、入居率等に基づく経済合理性があるか

3. 実施した監査手続

- ・市営住宅の一覧を作成し以下の項目に基づき政策空家の設定状況がマスタープランと整合しているか確認した【築年数・立地・空家率】
- ・入居率（空家率）に基づいて団地の統廃合が可能かについてヒアリングを実施した
- ・マスタープランの団地毎の改修計画について改修の合理性を入居率等に照らして検討した
- ・空家の修繕予定額の明細を入手し、利用可能空家の修繕計画に基づくものであるか確認した
- ・福島市住宅マスタープランの計画の合理性について福島市の人口動態に照らして検討した
- ・市営住宅数について他市町村と比較検討した
- ・市営住宅の入居者からサンプルで5件を抽出し、家賃が法令に基づいて決定されていることを確認した
- ・政策空家の敷地が借地であることにより余分なコストが発生していないかについて検討した
- ・毎月の家賃調停額の変更処理（入退去等）が適切に処理されているか確認した
- ・家賃滞納者に対して督促等の対応が適切に行われているか確認した

4. 監査の結果

（1）泉団地の建替事業（指摘）

泉団地の建替事業は、平成10年度に東棟が建替えられたが、その後建設される予定である西棟の建替事業は停止したままである。泉団地は中心市街地域に立地しており、公営住宅に対する市民の需要は高いと見込まれる。しかし、建築には相当程度（数億円）

の費用がかかると想定されるため、市の財政状況からこれまでは予算が確保できず、遊休状態の敷地が長期間放置されている。

歳出に係る財源の制約から、優先度の高い事業に予算が配分されてきた結果、遊休状態の敷地が残されている。利便性の高い場所にある公共施設の建設計画が凍結されているのは問題である。まずは西棟の建替えを実施するか否かについて、先送りにせず決定すべきである。西棟建設を進めるのであれば計画的に予算を確保し、建替えを断念するのであれば、利便性の高い場所にあることから、敷地を他の用途に活用するような抜本的な計画の見直しを進めるべきである。

(泉団地の概要)

項目	内 容
所在地	福島市泉字下川原
建築年度	平成 10 年
敷地面積	5,554 m ²
延床面積	2186.9 m ²
構造	耐火構造 4 階
棟数	1 棟
管理戸数	25 戸
空家率	8%

(2) 中央団地の建替えの必要性 (指摘)

中央団地は昭和 34 年から 45 年にかけて旧耐震基準の下で建築されているため、新耐震基準には適合していない建物である。平成 8 年から 9 年に耐震診断を実施した結果、2 号棟を除く全ての棟において構造耐震判定指標値を下回る値が検出されており、子育て支援系施設の部分で記載した「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(ランク)」によるとCランクに相当する。

中央団地の「平成 9 年度既設公営住宅耐震診断」の意見では、前段において桁行方向に関しては耐震基準を満たしていないことが明記されているが、梁間方向の耐震強度が確保されていることから、「建物が倒壊に至る危険性は低いと考えられる」との記載があることは確認できた。しかし、耐震診断後、既に 20 年以上経過しており、その間には東日本大震災もあったことから、耐震化への早期対応が必要である。

ほぼ同時期に耐震診断を実施した入江町団地と蓬萊団地も耐震改修等の必要性についての検討対象となり、この 2 つの団地は耐震改修工事が実施されている。一方、中央団地は建築後の経過年数と規模を勘案して建替えが計画され、平成 27 年 3 月に策定された「福島市住宅マスタープラン」においても建替えの必要性が記載されているものの、20 年以上具体的な建替えの基本計画が策定されていない。このため、新耐震基準を満たさない大型(管理戸数 257 戸)の市営住宅が市街地中心部に残されている。

現在、福島市では建替えを前提に対策を検討しているとのことだが、中央団地には平成31年3月末時点でも全257戸の管理戸数のうち154戸（令和元年7月末で148戸）が入居中であり、全ての棟に入居者が存在する状態であるため、建替え計画が進捗していないとのことである。市は平成21年に同団地を政策空家に指定したが、建替えを前提とするのであれば、耐震診断後の平成9年以後、速やかに政策空家指定を行い、計画的に建替えを進めるべきであったと考える。

市では、住民説明会を開催して居住者の移転を促進した上で、解体が可能となった棟から順次取り壊しを行い、建替え事業を具体的に進めていくとのことである。同団地は福島市の中心市街地に位置しており、耐震強度の問題を抱えている以上、居住者及び近隣住民の安心安全のために、早急に建替えを実施すべきである。

（中央団地の概要）

項目	内 容
所 在 地	福島市森合町
建 築 年 度	昭和34年～45年
敷 地 面 積	10,168 m ²
延 床 面 積	10,737.6 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 耐火構造3～6階
棟 数	8棟
管 理 戸 数	257戸
空 家 率	37.4%

（3） けやきの村団地の敷地を含めた売却（意見）

けやきの村団地は、政策空家として新規入居を制限してきた結果、平成29年度に入居者がゼロとなっており、用途廃止すべき資産である。同市営住宅は社会福祉法人の本部の敷地に隣接した場所にあり、市街化調整区域に属することから、市営住宅としての建替えには適さない。このため、用途廃止後は当該法人に対する売却を検討することが現実的である。

なお、隣接して行政財産として利用されていない市有地も存在することから、本件土地とともに売却する方向で交渉を進めることが望ましい。

(けやきの村団地の概要)

項目	内容
所在地	福島市飯坂町中野字高田前
建築年度	昭和47年
敷地面積	398 m ²
延床面積	256.3 m ²
構造	ブロック造2階
棟数	1棟
管理戸数	6戸
空家率	100%

(4) 敷地狭小な団地の用途廃止促進の必要性(意見)

市営住宅のうち以下の6団地は、敷地面積が1,000 m²未満と狭小なため、法定建替要件外とされる団地である。福島市では管理戸数の削減を目標としているため、特に空家率(管理戸数に占める空家の割合)の高い信夫(竹ノ内前)団地及び土湯団地は居住者への説明を行い、築年数の浅い他の市営住宅へ転居を促すことにより、用途廃止への取り組みを進めていくことが望ましい。なお、この場合の退去者に対しては他の市営住宅への転居の他、現住所の近隣に所在する民間の賃貸住宅への転居とその家賃の補助等の扶助を行うことも考えられる。

団地名	敷地面積	管理戸数	空家数	空家率	耐用年数 公営住宅法	経過年数
遠原団地	587 m ²	1	0	0%	30年	58年
春日町団地	327 m ²	4	0	0%	45年	47年
信夫(竹ノ内前)団地	828 m ²	3	1	33%	30年	58年
田端団地	215 m ²	1	0	0%	30年	46年
土湯団地	856 m ²	8	4	50%	30年	27年
北小戸明利団地	478 m ²	1	0	0%	30年	47年

(5) 耐用年数経過済みで空家率の高い団地の用途廃止の必要性(意見)

以下の団地は耐用年数経過済みである上、空家率が高い状態である。敷地面積の狭い団地は住民の移転を促すことにより、用途廃止への具体的な取り組みを進めることが望ましい。また、敷地面積の広い北萱場団地と荒井団地は、同一団地内での移転を促すことで空家を集約することにより、一部区画や棟単位での用途廃止を進めることが望ましい。

団地名	敷地面積	管理戸数	空家数	空家率	耐用年数 公営住宅法	経過年数
月崎団地	2,433 m ²	16	5	31%	45年	54年
清風荘団地	1,717 m ²	16	11	68%	45年	66年
北萱場団地	15,634 m ²	32	13	41%	45年	52年
瀬上団地	6,761 m ²	60	26	43%	45年	57年
荒井団地	12,856 m ²	91	32	35%	45年	48年
入江町改良特賃団地	1,045 m ²	16	14	88%	45年	65年
土湯団地	856 m ²	8	4	50%	30年	27年
和台団地	1,987 m ²	20	8	40%	30年	50年
経檀団地	1,167 m ²	3	1	33%	30年	47年
信夫（竹ノ内前）	828 m ²	3	1	33%	30年	58年

(6) 転出超過傾向の団地を政策空家とすることの必要性（意見）

以下の団地は現状で政策空家となっていないが、過去5年間では転出超過傾向があり、空家率も30%を上回るため、政策空家に指定して用途廃止への計画を進めることが望ましい。なお、蓬萊団地は1号棟から25号棟までに加えて平屋が2棟あり、管理戸数が非常に多いため、棟毎に政策空家とすることが考えられる。

団地名	過去5年 転出超過 戸数	管理戸数	空家数	空家率	耐用年数 公営住宅法	経過年数
月崎団地	2	16	5	31%	45年	54年
入江町改良特賃団地	3	16	14	88%	45年	65年
土湯団地	1	8	4	50%	30年	27年
蓬萊団地	121	814	286	35%	70年	48年

(7) 耐用年数経過済みの借地上の住宅（意見）

清風荘団地は既に耐用年数経過済みであり、かつ、敷地の一部が借地である。さらに空家率の高い建物であり、建物の老朽化が進んでいる上、年間で地代955,855円のコストがかかる。

借地上の市営住宅は、耐用年数経過後は建替えか用途廃止を検討する必要があるが、老朽化と空室率の点から、既存住民の退去を促進して用途廃止に向け具体的に組み組んでいくことが望ましい。

団地名	敷地面積	年地代 (千円)	管理 戸数	空家数	空家率	耐用年数 公営住宅法	経過年数
清風荘団地	1,716 m ²	955 千円	16	11	68%	45 年	66 年 (昭和 28 年築)

(8) 借地上の市営住宅の建替え（意見）

前述の通り、借地上に立地する市営住宅は、耐用年数が経過した際に建替えか用途廃止を検討することとなる。ただし、借地上に新たに住宅を建替えた場合は、その後も毎年地代負担が発生する。経済合理性の観点から、借地上での建替えは慎重に決定することが望ましい。

【借地上の市営住宅（政策空家である清風荘を除く）】

団地名	敷地面積	年地代 (千円)	管理戸数	空家数	空家率	耐用年数 公営住宅法	経過 年数
北沢又団地			312	62	20%	70 年	28 年
川前団地	61,351 m ²	49,509	100	16	16%	70 年	34 年
川前第二団地			66	9	14%	70 年	34 年
泉団地	5,554 m ²	10,826	25	2	8%	70 年	20 年
南沢又団地	11,371 m ²	6,902	87	5	5%	70 年	24 年
獄駒団地	18,241 m ²	12,003	120	20	17%	70 年	36 年

(9) 市営住宅家賃の管理状況

市営住宅の家賃の金額決定及び家賃の徴収処理等に関して、入居者からサンプルを 5 件抽出して検討した。また、毎月の家賃調停額の変更処理（入退去等）、家賃滞納者への請求処理等について確認した。

その結果、家賃は法令に基づいて決定されており、家賃調定額の変更も適正に行われていた。また、家賃滞納者に対する督促処理も特に問題なく、市営住宅家賃の管理状況について特に指摘すべき事項はない。

(E) 公園施設～公園

1. 福島市の公園の概要

平成30年3月31日時点で福島市が所管する公園数は以下の表の通り 558 箇所、278.85ha であり、そのうち、都市公園法に基づいて設置された都市公園が 196 箇所、219.89ha である。なお、福島市内には福島県営のあづま総合運動公園が設置されており、当該都市公園（広域公園）を含めると福島市内に所在する都市公園数は 197 箇所、318.09ha となる。

福島市所管の公園にはその他の公園（児童遊び場、小規模・開発公園等）があるが、一定の規模を有する公園は都市公園であるため、今回の監査では都市公園を監査対象とした。

平成30年3月31日現在

種類	種別	公園数（箇所）	面積（ha）
都市公園	1. 1 街区公園	118	25.17
	1. 2 近隣公園	18	21.40
	1. 3 地区公園	6	23.84
	1. 4 総合公園	2	52.61
	1. 5 広域公園	(1)	(98.20)
	1. 6 風致公園	8	33.16
	1. 7 墓園	2	5.16
	1. 8 都市緑地	37	38.34
	1. 9 緑道	3	1.46
	1. 10 運動公園	1	13.06
	1. 11 歴史公園	1	5.68
	小計	196 (197)	219.89 (318.09)
その他の公園	2. 1 都市公園予定地	4	1.75
	2. 2 小規模・開発・承継等	170	51.12
	2. 3 児童遊園	5	0.90
	2. 4 児童遊び場	183	5.19
	(小計)	362	58.96
福島市が所管する公園合計		558 箇所	278.85ha

※（ ）内の数値は、あづま総合運動公園（広域）を含めたものである。

次に、東北地方の都市公園の数と面積は、以下の表の通りである。東北地方の政令市、中核市、中都市のそれぞれで、都市公園数及び面積にはかなり幅がある。しかし、各市の一人当たり都市公園面積はおおむね 10 m²前後が多い。以下の各都市の平均値は 11.86 m²/人であり、あづま総合運動公園を含めて算定すると福島市は 11.30 m²/人と、ほぼ平均値の水準

である。

(注) 政令市（指定都市）は人口 50 万以上で政令による指定を受けた市（地方自治法 252 条の 19）、中核市は人口 20 万以上で政令による指定を受けた市（地方自治法第 252 条の 22）、中都市は人口 10 万以上の市であり、便宜上、総務省の地方財政白書における区分を用いた

【東北の主要都市の人口と都市公園面積】

団体区分	都道府県名	団体名	人口（人）	箇所数	面積（㎡）	一人当たり都市公園面積（㎡/人）
中核市	青森県	青森市	287,574	141	3,091,134	10.75
中都市	青森県	弘前市	174,050	319	1,758,991	10.11
中核市	青森県	八戸市	232,361	172	2,408,200	10.36
中核市	岩手県	盛岡市	291,859	473	3,017,644	10.34
中都市	岩手県	一関市	119,273	85	1,327,482	11.13
中都市	岩手県	奥州市	118,852	46	1,013,300	8.53
政令市	宮城県	仙台市	1,060,545	1,787	16,201,903	15.28
中都市	宮城県	石巻市	146,162	86	1,303,835	8.92
中都市	宮城県	大崎市	132,321	36	647,144	4.89
中核市	秋田県	秋田市	312,374	205	3,243,100	10.38
中都市	山形県	鶴岡市	128,552	89	1,230,083	9.57
中都市	山形県	酒田市	104,317	142	1,762,786	16.90
中都市	福島県	福島市	281,458	197	3,180,859	11.30
中都市	福島県	会津若松市	120,756	73	1,986,800	16.45
中核市	福島県	郡山市	325,683	319	3,221,400	9.89
中核市	福島県	いわき市	327,090	253	3,992,000	12.20
合計			4,163,227	4,423	49,386,661	11.86

(注 1) 人口は平成 30 年 1 月 1 日現在、その他は平成 30 年 3 月 31 日現在の数値である

(注 2) 福島市の都市公園の数値は福島県営あづま総合運動公園 982,000 ㎡を含む

2. 監査要点

- ・福島市の都市公園数及び規模は同規模の他市と比較して過不足ないか
- ・借地上に公園が設置されている場合、借地上に設置する合理的な理由があるか
- ・工作物等の施設は公園台帳に適切に区分管理・計上されているか
- ・工作物（構築物、備品等）の取得価額、耐用年数等が固定資産台帳に適切に計上されているか
- ・工作物等の施設の点検が法令に従い、適切に実施されているか

3. 実施した監査手続

- ・都市公園利用実態調査報告書（国交省）等の資料に基づき、他の自治体の都市公園の整備状況と比較した
- ・敷地に借地が含まれる公園の契約内容を確認し、管理状況についてヒアリングを行った
- ・都市公園の遊具の定期点検の業者選定及び点検の実施状況について、関係書類を閲覧するとともにヒアリングを行った
- ・平成 23 年 4 月以後に取得した工作物の取得明細より一部を抽出し、都市公園台帳と突合した
- ・平成 29 年 4 月以後に取得した工作物の取得明細より一部を抽出し、固定資産台帳と突合した
- ・福島市の公園施設長寿命化計画が、「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」に基づいて適切に策定されているかについて、関係書類及びヒアリングにより検討した

4. 監査の結果

(1) 都市公園法に基づく都市公園台帳の整備（指摘）

都市公園については、都市公園法第 17 条において「都市公園台帳」の作成・保管が求められている。具体的には、都市公園法施行令第 10 条に都市公園台帳への記載事項が定められており、同施行令第 10 条第 2 項第 6 号に、公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項を記載することが求められている。

- イ 種類及び名称
- ロ 工作物であるものについては、その構造
- ハ 建築物であるものについては、その建築面積
- ニ 運動施設については、その敷地面積

福島市では東日本大震災後の平成 23 年度以後、屋外遊具の設備更新が計画的に行われている。このうち特に予算額が大きかった平成 25 年度及び 26 年度の遊具更新工事のうち、以下の 4 つの公園について、都市公園台帳への記載状況を確認した。

平成 25 年度整備：森合緑地公園 5 基、弥生公園 5 基

平成 26 年度整備：しのぶ台第 2 公園 4 基、弁天山公園 5 基

その結果、個々の遊具施設との対応関係は判明しなかったが、それぞれの公園の公園台帳の「施設調書」において、平成 25 年以後の調査での遊具施設の追記は行われていた。しかし、その記載ぶりには精粗の差があり、特に工作物について記載が求められている構造が記載されていないものが散見された。木製遊具か金属製遊具であるか等の情報は、遊具施設の維持管理のためにも重要であるため、記載漏れがないようにすべきである。

また、森合緑地のように製造先の記載があれば、その後のメンテナンス作業にも有用な情報となるので、記載することが望ましい。

<構造等の記載があるもの>

公園台帳施設調書		番号	0061-2	公園名	森合緑地-2			
番号	施設名	名称	細目		数量	メーカー	型番	備考
			形状	寸法 (m)				
SR4.5	遊技施設	安全マット3	合成ゴム製 (複合遊具2)	L×W×H 2.00×1.00	1枚	㈱コトブキ	CP-80943	H28.3調査
SR7.2	遊戯施設	複合遊具2.1	木製		1基	冒険トリデ		H28.3調査
SR7.2	遊技施設	複合遊具2	プレイポートアドベンチャー		1基	㈱コトブキ	CP-00057	H28.3調査

<構造等の記載がないもの>

公園台帳施設調書		番号	61	公園名	森合緑地		
番号	施設名	名称	細目		数量	メーカー	備考
			形状	寸法 (m)			
		馬跳び1			1基		H25.5調査
		馬跳び2			1基		〃
		馬跳び3			1基		〃

公園台帳施設調書		番号	159	公園名	しのぶ台第2公園			
番号	施設名	名称	細目		数量	メーカー	型番	備考
			形状	寸法 (m)				
SR1	遊戯施設	2連ブランコ			1基			H28.3調査
SR5	遊戯施設	3連鉄棒			1基			H28.3調査
SR6	遊戯施設	砂場			1基			H28.3調査
SR7	遊戯施設	複合遊具			1基			H28.3調査

施設調書		番号	0004	公園名	弁天山公園		
番号	施設名	名称	細目		数量	メーカー	備考
			形状	寸法 (m)		型番	
SR7		複合遊具	ロングスライダー		1	Ⓜ	〃
SR2_1		ブランコ	2連 児童用		1	Ⓜ	〃
SR2_2		ブランコ	2連 幼童用		1	Ⓜ	〃
SR8_1		スプリング遊具	キント雲		1	Ⓜ	〃
SR8_2		スライド遊具	プルルン		1	Ⓜ	〃

(2) 公園の工作物（遊具）の定期点検業務の委託先選定プロセス（指摘）

平成 29 年 4 月 28 日に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が可決、成立し、都市公園法の一部が改正されたことにより、遊具については年 1 回を基本とする定期点検が義務化された（都市公園法施行規則第 3 条の 2）。

定期点検については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」において、「公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検」とされており、専門技術者との協力は必要に応じて実施すれば良いことになっている。その一方、「子どもが安全に利用できるかという視点を持って構造部材、消耗部材についてより詳細、入念な点検を行う。特に、構造部材がぐらついておらず安定した状態であるか、埋設した基礎部分、回転ジャングルジムの軸受け部分など、通常外観から確認できない重要な部材について、テストハンマーを用いた打診による異常の察知などにより、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに着眼し、確認する必要がある」と定められており、点検には専門的な知識が要求される。

福島市では、定期点検を外部委託しており、「都市公園等遊具定期点検業務仕様書」において、業務責任者に「公園施設製品安全管理士」（あるいは、「公園施設製品安全管理士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の定期受講実績などから同等の知識と技術、管理能力があると発注者が認めた有資格者）、業務担当者に「公園施設製品整備技師」（あるいは、「公園施設製品整備技師」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の定期受講実績などから同等の知識と技術、管理能力があると発注者が認めた有資格者）を要求している。

外部委託先の選定方法は指名競争入札によっており、8 社が入札に参加したが、当該資格者を有しているのは落札した会社 1 社のみであり、他の 7 社は「都市公園等遊具定期点検業務仕様書」の資格者要件を充たすことが困難な業者であった。指名業者の選定に当たり、仕様書の要件に合致しているかの検討が不十分なまま指名競争入札に参加させていた。

また、落札業者との業務委託契約書には、定期点検業務に係る連帯保証人が記載されて

いる。連帯保証人は、「福島市業務委託契約書（連帯保証）」において、受注者が契約を解除する等の一定の場合に、受注者に代わって定期点検業務を請け負う可能性があるが、連帯保証人である会社は公園施設製品安全管理士等の資格者を有していない。したがって、この保証人は「都市公園等遊具定期点検業務仕様書」の資格者要件を充たしていない。連帯保証人について仕様書の要件を充たしているか否かの検討が不十分である。

以上、指名業者の選定及び委託契約に当たっての連帯保証人の適切性の確認について、いずれも仕様書で求める条件を充たしているか否かの検討が不十分である。遊具施設の老朽化や不具合による事故の発生を未然に防ぎ、遊具を使用する児童の安心安全を確保するため、遊具の定期点検業務の委託先の選定に当たっては、委託業者の適格性を十分に検討すべきである。

なお、本件業務の性質上、専ら「公園施設製品安全管理士」のもとに実施されるべき業務であり、他に想定される具体的な資格が無いのであれば、仕様書において当該資格の保有者の存在が必須要件である旨の記載をすべきである。この点は、連帯保証人の適切性に関する要件についても、同様である。

（３）公園施設の固定資産台帳への記載（指摘）

公園施設は、従来の公有財産台帳の中では土地と建物のみが計上されており、公園設備一式として面積と取得年月が記載される程度であった。平成 29 年度から新地方公会計制度の下で整備された固定資産台帳において、初めて取得価額と耐用年数の記載が求められ、また、公園施設の主要設備である遊具や四阿などの工作物も区分記載されることになった。ただし、固定資産台帳は新たに整備されることとなったため、平成 29 年 3 月以前に取得した資産については特例が設けられた。すなわち、過去に整備された資産で公園などのように多様な施設を有しているが、個々の施設の取得価額を区分することが困難な資産は、一括計上が認められている。

このため、平成 28 年度及び 29 年度に取得した遊具施設の資産をサンプルとして抽出し、固定資産台帳への記載内容を確認した。固定資産台帳に記載されている主な情報は、以下の表のうち、取得年月より右側の部分であり、遊具の種類や数の記載がない。

しかし、新地方公会計基準に基づいて平成 29 年度から整備を求められている固定資産台帳は、資産の維持管理や今後の設備投資計画に有用な情報を提供する目的があり、年度ごとに一括計上したのでは、その目的達成のためのデータとして機能しない。平成 29 年度に整備された遊具は複合遊具、ブランコ、回転塔であり、平成 30 年度に整備された遊具はブランコ、水平雲梯、ロープウェイ、砂場である。固定資産台帳には、公園毎にどの施設が何台設置されたかがわかるように、区分して登録記載すべきである。

なお、公園遊具の安全管理については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（平成 26 年 6 月 国土交通省）では、「遊具の改修・更新は、遊具が老朽化し、使用不能となる物理的な耐用年数ではなく、一定の条件のもとで安全上支障なく利用できる期間である標準使用期間を考慮して行う必要がある。」と記載されており、

耐用年数ではなく、標準使用期間を考慮して改修・更新を行う必要性が謳われている。また、標準使用期間を超えた遊具について、「更新までの間は、安全点検の頻度を高くするなどの適切な対応を行う必要がある。」と記載されており、安全点検の頻度を高くすることが求められている。都市公園台帳では遊具施設の取得年月の登録が求められていないため、安全管理のための情報としても、今後は固定資産台帳において個々の遊具設備に登録を行うべきである。また、今後は、管理 No 等により都市公園台帳に記載された遊具、四阿、トイレ等の公園施設と固定資産台帳の対応がわかるように紐づけることが望ましい。

公園名	内容	取得年月	取得価額 (円)	耐用 年数	資産名称
信陵公園	遊具 3 基	平成 29 年 4 月 1 日	21,557,780	15	信陵公園複合遊具
		平成 29 年 4 月 1 日	3,735,820	15	信陵公園その他遊具等
遠原公園	遊具 5 基	平成 29 年 4 月 1 日	10,935,646	15	遠原公園複合遊具
		平成 29 年 4 月 1 日	4,893,914	15	遠原公園その他遊具等
古内公園	遊具 4 基	平成 30 年 4 月 1 日	8,208,000	15	古内公園その他遊具等
柳公園	遊具 4 基	平成 30 年 4 月 1 日	6,055,429	15	柳公園複合遊具
		平成 30 年 4 月 1 日	3,815,771	15	柳公園その他遊具等
桜台第 4 公園	遊具 8 基	平成 30 年 4 月 1 日	7,279,464	15	桜台第 4 公園その他遊具等
あかね公園	遊具 2 基	平成 30 年 4 月 1 日	2,440,536	15	あかね公園その他遊具等
宮前公園	遊具 2 基	平成 30 年 4 月 1 日	2,138,400	15	宮前公園その他遊具等

(4) 公園施設長寿命化計画の妥当性 (指摘)

福島市では都市公園 195 箇所 (平成 28 年 3 月 31 日時点) のうち、老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、115 箇所の公園の遊戯施設・一般施設を長寿命化計画の対象としている。対象となる施設は、点検調査結果による健全度の割合を基に選定されており、遊戯施設は 414 基、一般施設は 191 施設が選定されている。

福島市の長寿命化計画は、平成 24 年度に国土交通省により公表された「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」に沿って策定されているものであり、健全度や緊急度が考慮されている点については問題ない。

「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」では、公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するために、実際に使用可能と想定される使用期間の目安として設定される「使用見込期間」を更新見込年度に設定する例が記載されており、福島市も「使用見込期間」を以て更新見込年度を設定している。しかし、前述の通り、公園台帳には遊具や一般施設 (便所、四阿等) の登録はあるものの一括登録されており、取得年月や金額は記載されていない。他の資料でも取得年月や金額を管理していないため、設置した

年度も不明である。

このため、市では公園の開設年度に当該公園の遊具や一般施設を取得したものとみなして長寿命化計画を策定している。しかし、東日本大震災後、市内の多くの公園の遊具が入れ替えられており、これらの遊具や一般施設の取得年度が、公園の開設年度と一致しないことは明らかである。過去の取得情報は整備されていないため現状の取り扱いもやむを得ないが、震災後に入れ替えした遊具等については、取得年月、取得価額等も比較的容易に確認可能である。

したがって、少なくとも震災後に取得した遊具や四阿等の施設は、取得時の帳票を確認して固定資産台帳に取得年月、種類、構造、設置台数などを区分記載した上、公園施設長寿命化計画にもその結果を反映させるべきである。

年度	公園名(更新箇所数)	更新施設名	更新内容	工事費(円)	補助金(円)	竣工年月日	具体的施設名称	区分
平成23年度	荒川桜つつみ公園(7) 信夫山公園(5) 蓬萊中央公園(3)	遊具	遊具更新15基	28,500,000	13,066,000	H28.3.4	ブランコ 滑り台 ジャングルジム スプリング 複合遊具	予防保全型
平成24年度	柿田公園(2) 穴田公園(3) 高田公園(2)	遊具	遊具更新7基	15,790,950	13,066,000	H28.3.4	ブランコ 滑り台 ジャングルジム スプリング 複合遊具	予防保全型
平成25年度	新浜公園(1) 信夫山公園(3) 森合緑地公園(5) 森合運動公園(2) 松北公園(3) 大森城山公園(3) 飯野堰堤公園(1) 南向台第2公園(2) 弥生公園(5) 俎板山公園(1) 笹谷公園(3) 古館公園(4) 桜公園(3) ふくしま北中央公園(4) 宮代公園(3)	遊具	遊具更新40基	300,996,000	13,066,000	H28.3.4	ブランコ 滑り台 ジャングルジム スプリング 複合遊具	予防保全型
平成26年度	しのぶ台第2公園(4) 大平寺児童遊園(7) 狼ヶ森児童遊び場(2) 共楽公園(2) タウン蓬萊町1号公園(4) 乳児池公園(3) 道北公園(4) 野田中央公園(3) 志田児童遊び場(3) 穴田公園(2) 荒川桜つつみ河川公園(3) 弁天山公園(5) 萩公園(4) 土合館公園(2)	遊具	遊具更新48基	221,724,000	13,066,000	H28.3.4	ブランコ 滑り台 ジャングルジム スプリング 複合遊具	予防保全型
平成26年度	信夫山児童遊園	便所、園路灯	便所更新1箇所 園路灯更新1基	19,440,000 2,205,360	13,066,000	H28.3.4	トイレ 街路灯	予防保全型
平成27年度	中央こども遊び場(3) 方木田公園(3) 瀬上公園(4) 蓬萊中央公園(3) 天神公園(2)	遊具	遊具更新15基	20,430,360	13,066,000	H28.3.4	ブランコ 滑り台 ジャングルジム スプリング 複合遊具	予防保全型
平成28年度	信陵公園(3) 遠原公園(5)	遊具	遊具更新8基	41,122,400	12,646,420	H29.2.13	複合遊具 ブランコ 回転塔	予防保全型
平成29年度	古内公園(4) 柳公園(4) 桜台第4公園(8) あかね公園(2) 宮前公園(2)	遊具	遊具更新20基	29,937,600	4,104,000	H29.12.12	ブランコ 水平雲梯 ロープウェイ 砂場	予防保全型

(5) 借地上の公園の合理性

福島市では借地を利用している公園が12施設ある。これらの公園が借地上に整備されたのは、ほとんどが所有権を残しておきたいという地主側からの要望によるものとのことである。一部の契約書では、地主からの要望により、「福島市は、地主が契約期間中に当該土地を使用する必要があるときは、直ちにこれを返還するものとする」旨の中途返還義務が課されているものはある。市では、仮に返還が必要となる場合でも支障が出ない様に、借地部分は仮置場や駐車場として使用する等、可能な限り用途に考慮しているとのことである。

このような取り扱いは、都市公園法運用指針の趣旨（貸借契約の終了又は解除によりその権限が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることを明確にすることにより、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境を整備し、借地方式による効率的な都市公園の整備促進を図る）とも合致していることから、借地上の公園設置の運営に関して、特に指摘すべき事項はない。

以上